長能、

心うき年にもあるかなはつかあまりこゝぬかといふに春の暮ぬる、大納言（公任）うちきゝてつかはしたりければ悦て、承り候ぬ、此病は去年の三月盡に春は卅日やはあるといはれたりけるを聞て、長能披講をも聞はてずいにけり、人をうき事かなと承しに、病に成て、其後いかにももものゝくはれ侍らざりしより、かく罷成て侍也と申けり、さて又の日うせにけり、大納言ことの外なげかれけり、是はさうなく難せられたりける故にや、（○又見二十訓抄一）

〔袋草紙〕三或人語云美濃守知房所詠之歌、伊家辨聊感歎云、優讀給へり云々、知房腹立云、予ハ非詩事ヲ非敵而和歌頗劣彼如此彼仰云尤奇怪也自今以後不レ可レ讀和歌云々優詞可用意事歟、（○又見二十訓抄一）

〔十訓抄〕二人々遍照寺にて山家秋月といふ事をよみけり、其中に範永朝臣藏人たる時の歌、

住人もなき山里の秋の夜は月のひかりもさびしかりけり、と有けり、伴懐紙の草案共を定頼中納言とりて、公任卿出家して居られたる、北山長谷といふ所へつかはしたりければ、範永が歌を深感じて、彼歌のはしに、範永誰人哉得其體、と自筆にてかき付られたりけるを、範永情感にたへず、其草案を乞取て、錦の袋に入て寶物として持たりけり、是こそ稱美のかひありと聞ゆれ、かやうの事は、よくいたれる人のすべきなり、

〔宇治拾遺物語〕一いまはむかし、治部卿通俊卿後拾遺をえらばれけるとき、秦兼久行向ておのづから歌などやいると思てうかゞひけるに、治部卿いでゐて物がたりして、いかなるうたかよみたるといはれければ、はか〴〵しき候はず、後三條院かくれさせ給てのち、圓宗寺にまゐりて候しに花のにほひはむかしにもかはらず侍しかば、つかうまつりて候しなりと申て、

こぞみしに色もかはらずさきにけり花こそものはおもはざりけれ、と讀たりけるを、俊成の聞いひければ、通俊卿よろしくよみたり、たゞしけれけり、けるなどいふ事は、いとしもなきこと葉なり、それはさることにて、花こそといふ文字こそ、めのわらはなどの名に去つべけれとて、いともほめられざりければ、ことばすくなにてたちてりさま去り給はぬにこそ、かゝる人の撰集うけたまはりておはするは、あさましきことかな、四條大納言歌に、

春きてぞ人もとひける山ざとはなこそやどのあるじなりけれ、とよみ給へるはめでたき歌とて世の人くちにのりて申めるは、その歌に人もとひけるとあり、またやどのあるじなりけれとあめるは、はなこそといひたるは、それにはおなじさまなるに、いかなれば四條大納言のはめでたく兼久がはわろかるべきぞ、かゝる人の撰集うけたまはりてえらび給、あさましきことなりといひて出にけり、さぶらひ通俊のもとへ行て、兼久こそかう〳〵申て出ぬれとかたりければ、治部卿うちうなづきて、さりけり〳〵ものないひそとぞいはれける、

〔撰集抄〕八中務元輔實方兼方忠岑歌之事

待賢門院かくれさせ給ひて、又のとしの春、兼方といふ隨身の、彼御所へまいりたりけるに、人は歎の色ありて、元亮の人も侍らねども、花は思ふ事なく、去年にかはらず咲みだれたるを見て、

こぞみしに色もかはらず咲にけり花こそものはおもはざりけれ、と讀たりけるを俊成の聞給ひて、上の句はめでたけれども、下の花こそその句すこし心にもかなはず、ひてふ風情の心ちのし侍りとそしり給けり、兼方此事をほの聞て、殊に、とりつくろひて、俊成の宿所にまふでゝ、人を尋出て、いと便なき事に侍れども、申入べき事の侍りてまゐりたると申させ給へといふに、俊成聞給ひて此歌の事いふべきにこそなど心得給ひて、今まぎるゝこと侍り、何わざにか侍らんとのたまひければ、兼方かくと申させ給へとて、花こそやどのあるじなりけれ、とばかりいひて出

にけり、俊成聞給ひて、をちあはれぬとぞのたまはせはんべる、花こそと云句をがたぶき給ふと聞て、俊成の父俊忠の歌の花こそはいかにとどがめけるなり、但中納言の難じ給へるは、去年見しに色もかはらでさきにけりといふまでは、いかなる風情の句もつきぬべきに、花こそ物はおもはざりけれといふ、無下によはき句なりとそしり給へるにこそ、たゞ花こそといふこそをにくみ給ふにはあらじものを、をかるうへは、何しにか俊忠の歌にはひとしむべき、

〔袋草紙三〕經信卿歌云

沖つかぜふきにけらしな住吉のまつの志づえをあらふ白なみ

常自歎云、古今ニ、

すみよしの松を秋かぜ吹からにこゑうちそふる沖津志らなみ、此歌ノ七間四面ノ寢殿ノ南面ニ、御簾ノ所々被レタル中ニ何宮ナド申テ御坐サムニ、參ジテ中門廊ヨリ入テ、寢殿ノ階間ニ參テ、給言談事ハ此歌也云々、

〔古今著聞集五和歌〕後三條院住吉に臨幸有ける時に、經信卿序代を奉られけり、その歌にいはく、

沖津風吹にけらしな住吉の松の志づえをあらふ志ら浪、當座の秀歌也けり、彼卿のちに俊頼朝臣をよびていはれけるは、古今集にいれる躬恒歌に、

すみよしの松を秋風ふくからにこゑうちそふるおきつ志ら浪、此歌を任大臣の大饗せん日、わか所詠の奥津風の歌中門の內に入て、史生の饗につきなんやと、俊頼公此仰如何、彼御歌全くおとるべからず、然共古今の歌たるによりて、かざり有て、先任大臣候はんに、御作は一の大納言にて尊者として、南階よりねりのぼりて、對座に居なんとこそ存候へといふ、師のいはく、さらばさもありなんや、いかゞ有べきとて感氣ありけり、〇又見二十訓抄一、東齋隨筆一、

〔袋草紙三〕住吉神主國基良遐ガ歌ヲ難云、マクリデト云詞ヤハアルト云々、良遐云、ヤシホノコロモマクリテニシテ如何國基云僻事也、紅ニハマフリテト云事有リ、ソレヲ書誤也云々、良遐暫案テ又云、

かざごしのみねよりおるゝ志づのをのきそのあさぎぬまくりでにして、ト侍ルハ、是モマフリデヲ誤歟云、國基閉口、〇又見二十訓抄一、

〔袋草紙三〕故將作〇藤原顯季許ニテ左京〇藤原顯輔被レ詠歌云、

あふと見てうつゝのかひはなけれごもはかなき夢ぞいのちなりける、俊頼當座感歎云、人ハウツゝニトゾヨマム、ノゝ字油瑩ノ上ニハナアブラヒク所也トテ深感之云々、詩歌ハ只一字也、

〔袋草紙三〕仁和寺一品宮思子參詣天王寺之時、御共人令參住吉詠和歌、俊頼君歌云、

いくかへりはなさきぬらん住吉の松も神代のものとこそきけ、故將作〇藤原顯季當座に難云、マツハ神代ノト可レ待ト云々、俊頼無左右答予、〇藤原清輔

〔長明無名抄〕一雲居寺のひじりのもとにて、秋の暮の心を俊頼朝臣、

明ぬとも猶秋かぜのおとづれでのべのけしきよ面がはりすな、名をかくしたりけれごも、是をさよと心えて、基俊いごむ人にて、難じていはく、いかにも歌はこしの句のするにで文字すへつるに、はかゞゝしき事なし、さゝへていみじくきゝにくき物なりと、くちあかすべくもなく難せられければ、俊頼はともかくもいはれざりけり、其座に伊勢の君琳賢がゐたりけるなん、この樣なる證歌こそ一つ覺え侍れといひ出たりき歌にはあらじといふに、

さくらちる木のした風はさむからでとぢはてので文字をながゝゝとながめたるに、色まさをになりて、ものもいはずさしうつぶきたりける時に、俊頼朝臣忍びやかに、わらひけるとぞ、

〔長明無名抄〕一俊惠云、法性寺殿にて歌合ありけるに、俊頼基俊ふたり判者にて、名をかゝずして當座に判じけるに、俊頼歌に、

口をしや雲ゐがくれにすむたつも思ふ人にはみえけるものを、是を基俊鶴と心えて、たづは澤にこそすめ雲ゐにすむ事やはあると難じてまけになしてけり、されど俊頼その座にてはこと葉もくはへず、その時殿下こよひの判のことばおの〳〵書てまゐらせよと被仰けるときなん、俊頼朝臣是は鶴にはあらず龍なり、かのなにがしとかやがたつをみむと思へる心さし深かりけるにより、かれがために顯れてみえたりし事の侍しをよめるなりとかきたりけり、基俊弘才の人なれど、思ひはかりもなく、人のことを難ずるくせの侍ければ、ことにふれて失おほくぞ有ける、

〔袋草紙〕三先達モ誤事アリ、良遅ハ、郭公ナカナクト云コトヲ、長鳴トイフ心ト存也、於俊綱朝臣許、五月五日詠郭公歌云、

やごちかくなばしながなけ郭公あやめのねにもくらべよ懐圓嘲哢云、ホトヽヽ鳴ハジメテギストナガムルニヤト云々、

又良遅於或所語云、一日江州ヨリ上洛之間、於會坂時雨ニ逢石門ニ立入テカシコクヌレズト云云、是優艶儀歟、而懐圓問云、關石門ニハ何様ニ被立入哉、門侍歟云々、懐圓咲テ、其ハ石ノ廉デ侍、不知給歟、不便々々云々、良遅閉口、懐圓度々蒙難者也、但爲仲歌ニアヅマヂノコトヅテヤセンホトトギスセキノイハカドイマゾスメル如此者石門歟、又彼失、

近藏人君意馬ト云モノアリテ好士也、鶏冠木ヲバ紅葉ト存テ於或所モミヂノモミヂトヨミテ被咲云々、

又能登大夫資基ハ、ヒコボシヅメトイフコトヲミテ被鼓動、如此事能々可尋知也、

〔長明無名抄〕一二條院和歌このませおはしましける時、岡崎三位御侍讀にてさふらはれけるに、この道の開え高きによりて、清輔朝臣めされて殿上候なり、いみじき面目なりけるを、或時の御會に、清輔いづれの山とかこのもかのもといふ事をよまれたりければ、三位是を難じていはく、つくば山にこそよめ、大かた山ごとにいふべきにはあらず、河などにもよみ侍べきにこそとつぶやきければ、三位あくつくば山ばかりに申べきにあらずざわらひて、證歌をたてまつれと申されけるに、清輔いはく、大井河の會に躬恒が序かけるとき、やみにけり荒涼に物をば難ずまじきこと也、

〔長明無名抄〕一俊惠云、歌は秀句を思ひえたれど、本末いひかなへることのかたきなり、後徳大寺左大臣歌に、

なごの海の霞のまよりながむれば入日を洗ふ沖つ白なみ

頼政卿歌に

住吉の松のこまよりながむれば月落かゝる淡路島山、

この兩首ともに、上の句思ふ樣ならぬうたなり、入日をあらふといひ、月おちかゝるなどいへる、いみじき詞なれど、むねこしの句をば、えいひかなへず、遺恨のことなり、

〔長明無名抄〕一二條中將（雅經）談云、歌には此もじのなくもがなとおぼゆることの有也、兼資といふものゝ歌に、

月はゐるや憂世中のはかなさを眺めても又幾めぐりとは、是よろしく詠るにとりて、よの中のなかといふ二字がいみじうわろきなり、たゞうきよのはかなさをといはまほしきなり、又頼政卿歌に、

澄のぼる月の光によこぎれて渡るあきさの音のさむけさ、是も光りといふみもじのわろき也、月によこぎれてとあらば、今すこしきら〳〵しく聞ゆべき也、このこと葉をば、歌の中のきすとやいふべかんふかくおもひいれざらん人は、わきまへがたし、

〔續世繼七有栖川〕つちみかどの齋院と申て、禎子内親王と申ておはしき、その齋院は、つねにののりのむしろなどひらかせ給て、法文のことなど、僧まゐりあひてたふときことゞも侍りけり、雅兼入道中納言などまゐりつゝ、もてなしきこえ給ひけるとかや、歌なども、人々まゐりてよみけるに、女房の歌、

侍けり、水のうへの花といふ題を、

にをかしかりければ、むくのかみとしよりもむしろにつらなりて、このうたは、園碁ならばかたみせむにてぞよく侍らんなど、とり〴〵にほめられけるとぞ、そのひとりはほりかはのきみとて、顯仲伯のむすめのおはせしうた、

雪とちる花のゑたゆく山水のさえぬや春のゑるし成らん

又

春かせにきしの櫻の散まゝにいとゞ咲そふ浪の花哉、このほかもきゝ侍しかど忘れにけり、

入道治部卿雅兼のあらしやみねをわたるらん、とよみ給、そのたびの歌なり、

〔安齋隨筆前編一〕後京極攝政の歌新古今に入りたり

雲もみな拂ひ果てたる秋風を松に殘して月を見る哉、この歌いといやしく、俳諧歌の體なり、

貞丈よむべきならば

浮雲を吹拂ひつる秋風は松に殘りて月ぞさえゆく

仙洞稻荷法樂百首の内題埋火、

埋火にむかふるうちも聞の戸のすきまの風は袖寒くして、此歌埋火をばよそになして、專ら

に寒風をよめるなり、貞丈よむべきならば、

聞の戸のすきまの風の寒さをもゑばし忘るゝ夜半の埋火

九條右大臣尚實公、乞巧奠の歌、

星合の空の光りとなるものは雲ゐの庭にてらすともし火、此歌光りとなると云ふ詞いやし、光にとこそ云ふべけれ、又なる物はと云ふ詞、天にのぼりて見たる樣に聞えて、いかゞなり、貞丈がよむべきならば、

星合の空にも光かよふらむ雲ゐの庭にてらすともし火今堂上の人々は、地下の歌をいやしめらるゝとかや、右の公卿の歌ごもと、貞丈がよみ改めし歌とは、何れか賤しき、何れかみやびたる、

〔井蛙抄六〕雜談

戸部〇爲藤原云、遠所十首御歌合家隆卿詠に、

又や見んまたやみざらん白露の玉をきゑける秋萩の花、といふ歌を、京極禪門〇家定あはれ大夫入道〇俊成の新古またやみんかたのゝみのゝ、櫻がりにはおとりたる物哉、又や見んにて又やみざらんは不足なき物をと云々、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、〇爲藤原世二條左兵衞督教定は、此道門弟なる故に、緣者爲氏舅に成て細々會合しき、ある時酒宴の雜談に、教定卿故中納言入道殿〇藤原家定御詠に、長月の月の有明の時雨ゆゑあすの紅葉の色もうらめし、と云ふ御詠、染心肝殊勝におぼえ候之由被申候時、禪門〇藤原家盃をもたれけるを打置て、氣色あしく、是はなにが面白候哉らん、と被申ければ、それまでは候はずたゞうち覺ゆる事を申よし被申ければ、白地にもかやうに被仰、無本意事也、是は百番歌合にも書入て候へども、風體

不可然勅撰などに可入歌にあらざるよし慥に申侍しに、是をしも被稱美之條、不得其意云々、此歌は玉葉に撰入、不思議事也云々、

〔野守鏡上〕彼卿〇藤原爲兼の秀歌なりといへる〇略中

荻の葉をよく〳〵みれば今ぞ吾るたゞおほきなる薄なりけり〇略中たゞすなほなる計にて、ひとをりの節なきは、彼大すゝき其難をまぬき侍るにや、薄は吾のゝをすゝき糸薄などいひて、細くちいさき名をこそ得て侍るに、たゞ大きなる薄、そのふしもなく見え侍り、又身に吾む色の秋風をぞなにによわる薄にしもむすびかへたる荻の葉、何ゆゑとも聞え侍らず、同じく此風情なるとも、かうよみて侍らば、いま少は、荻の一ふしも見えぬべくや、

秋風のおとせざりせば荻原や末はのたかき薄とぞみん、ひとり古今の間にあゆみて、和歌道を始てあきらむるばかりの宗匠の歌を、假にもよみ直し侍る事、返々人のあざけりと成ぬべければ、たゞ一節の義をあらはさんが爲也、

〔落書露顯〕一六七十餘年のむかしき、侍しには、歌よむ人の連歌をば、連歌道のともがらは、歌連歌とて大に嫌ひき、連歌師の歌をば、歌よみがたよりは、連歌歌とてわらひし也、西芳寺の池のみぎはに、櫻名木二本ならびてありし盛に、等持寺大御所、坊門殿〔號二大休寺一〕歌と連歌とありしに、救濟が歌、

池水にみぎはの櫻うつりてぞ又二木ある花はみえける、此歌をば、連歌歌なりとて、人々嫌ひ侍しなり、さるは救濟は藤谷爲相卿の弟子にて、歌をも如形仕けるなり、此歌をも、二條家の人々は難せしなり、されどもあながち比興とはおぼえざりき、歌すがたのあまりにくだけて侍るゆへか、二條家の門弟の歌ざまは、たゞ歌毎に古歌にすがりて、さう句がましきことばにて、心風情がゝりの歌樣なりなどゝほめられし故に、又二木あるといはいたくなきを、歌すがたなり勅撰がゝりの歌樣を見候へば〇略中一體計を讀得て候やらん、それを今ふことをきらはれけるなるべし、

〔今川了俊和歌所江不審條々〕一頓阿が歌樣を本に申輩のよめる歌のかゝり、更ににず候、さらば又よの一體をもまなべりともみえ程世に用候て、たゞ此一體ならでは學まじと心得候はんには、十體とて、品々を昔より立られ候ず候、心えがたく候、同門弟にて初は候に、淨辨、兼好、慶雲などは、頓阿をも、あさげにこそ申候しか、ける、殘九の姿は、一向戒められるべきにてはし候べきやらん、いぶかしく存候、爲世卿、爲兼卿の御さるはかれらの歌樣も、必しもたゞ一體にはをとるべく候やらん心得がたき事に風體は、黒白のかはりめみえ候、御をしへの樣も、二樣に承及候、是こそうたがひなく、たゞ一すがはをとるべく候やらん心得がたき事に候、

一三十六人の歌樣は、上代にて同體にこそ候へ、

た計に入ふし給ひ候ける故かと存候、藤谷殿〇爲相の御をしへは、かならずしも、一體にとゞまれ以來基俊、俊頼、堀川院百首の人數達、其後又後京極殿〇藤原慈鎭和尚、俊成卿、西行上人、定家、寂蓮とは御をしへ候はで、歌の替めは、昔も今も師の風體に弟子不似、父の歌樣に其子不似とも、歌讀などは、殊更珍奇目さめたる一興のかゝり、こそおほくよませ給て候へば、今も不叶迄も、まなび同物と承て候、さりぬ、何にても、其人の得たる姿を讀候までかと存候、如何候べきにや、さ申頓阿候はん事子細やは候べきと覺候、

〔了俊辨要抄〕先年藥師寺元可入道といひしものが名歌とて、一天下おもしろしと申せし歌の中に、へし小谷とか云所にて、雉のたちたりけるに、へしをだにおそしと思ふから衣たつをばきじとなどかいふらん〇略中へしをだには所の名なりとも、何をへたてたるぞや、もし糸をへたるにや、さらばはたおる糸といひてこそ、からごろもたつをばきじとはよむべけれ、又同作者歌、いふ

がひなき弓矢とりたりしころ隠居して、とればうしとらねば人の數ならず捨べきものは弓矢なりけり○略中名歌とて天下に申あひき、○略中捨べき物は弓矢なりけりと云品なき詞をも名歌とやはいふべき、

〔徹書記物語上〕一爲秀

あはれ云る友こそかたきよなりけれひとりあめきく秋のよすがら

此歌をきゝて、了俊は、爲秀の弟子にならられたるなり、ひとり雨きく秋のよすがらは、上句にてある也、秋のよひとり雨をきゝて、あはれ云る友こそかたきよなりけれと思ひたる也、あはれ云る友あらばさそはれていづちへも行べきか、かたりもあかさば、かく雨は聞べからず、いかんともせぬ所が、殊勝におぼえ侍るなり、ひとり雨きく秋のよはかなともあらば、はつべきを、秋のよすがらといひすてはてたるところが肝要也、ひとり雨きく秋のよすがらおもひたるはといふ心をのこして、よすがらとはいへるなり、ひとり雨きくが上句にて侍らば、させるふしもなき歌にてあるべき也、

〔長頭丸隨筆〕闇のよに鳴ぬからすの聲きけば生れぬさきの父ぞ戀しき、この歌は東山義政殿の御歌にて、祇の歌林雅斧第三に入り、昔よりむつかしき事にいへど、たゞ闇の夜にはからすなかぬものなり、月夜にはうかれからす鳴なり、やみの夜に鳴ぬ烏の聲きけばとは、聲をきくなりと云つめなり、元來なき事なり、なかぬこゑを聞ほどならば、生れぬ前の父をもみたはんとよめる、元よりなき事をよまれし禪機なり、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ○略中

一或人烏丸大納言光廣卿へ、東山長嘯子の八月十四日の詠成るよし、扇に書たるを見せ奉る、

明る夜の月を今宵の庭に見よ命も知らず曇もやせん、光廣卿御覽有、いか樣心は面白し、去れども言葉の續き優ならざる故にたけ高からず、此心を詠せむには、

名にしおふ月は今宵に出て見よ身は浮雲の定めなき世に、かくあらまほしと宣ひけるとぞ、

〔槿園隨筆上〕佐々木春夫が歌の評

難波人松田直愛がもとよりいひおこせるは云々、佐々木春夫が星の歌別紙の通、諸君の評あり、伴雄は有功卿と同意に相成候まゝ除之君○中島のおぼしめしいかゞ、此奥へ御記しも被下候はゞ、難有奉存候、此段春夫より奉願呉候樣申出候也、

春夫

星

寢にゆくとからす友よぶ夕ぐれにみつよつほしの影ぞきらめく

加納諸平申す、寢にゆくといそぐ烏の聲のうちにみつよつほしの影ぞきらめく、かくありたし、さるは枕草紙一本に、烏のねどころへ行とて、みつよつふたついそぐさへあはれなり、とあるによれば、いそぐ烏の聲のうちの方まさるべくや、

小林元雄申す、むら烏ねぐらもとむるゆふまぐれみつよつほしの影ぞきらめく、かくありたし、

渚平は枕草紙の本文によりて、いそぐと申がよろしと申は、尤のやうに聞え候へども、故事本文をとりてよむにも、其事を自のものになしてよむべし、それにすがりてよむはよろしからず、弓にて申さば的にこぶしをとられたる如く、上手の射藝にはあるまじき事にて、歌の本歌とりも亦これに同じ、尚高論を聞べし、

此評、いづれも其理あるべし、但おくの三句ゆふまぐれは中の聲のうちにと云には、いたくおとりて聞ゆ、又歌主の烏友よぶといふより、三つよつとかぞへ出たるやうの詞つゞきよろしければ愚案には、ねにゆくとからす友よぶ聲のうちにとありたくおぼゆるは僻耳にこそ

廣足判云、此歌の評ごも、いづれもことわりありげなる中に、諸平のをもて、よく實景にかなへりと申すべし、三つ四つほしのきらめくに、夕ぐれのけしきあれば、別に夕まぐれなどことわりては餘情なし、聲のうちにといふに、友よぶさまもあれば、これもいはぬ方よろし、此歌本文の鳥の詞を星にうつして、三つ四つといへるとりなし、やがて自の物にて、的にこぶしをとられたるたぐひにはあらず、一ふしとりなす所あらば、其餘は、故事本文をさながらとり用ひたらむも妨なし、聲のうちにといへる、かつ〳〵見えそむる星のけしきも云るき也、夕まぐれのいたくおとりたることは、右の御説さることゝおぼゆ、からす友よぶはねにゆくよりつゞきてはあれど、樹上などにおりゐて友よぶやうに聞なさるは調のやゝゆるみたる故なるべし、又友よぶは、夕ぐれならでもいはるべし、たゞいそぐからすの見ゆる也、聲のうちにとある此聲やがて友よぶなれば、友よぶといはぬ方餘情ありておぼゆる也、ねぐらもとむるの方は、梢などにあらそひ飛かふさまに見えて、是又大空を飛行けしきにはあらず、ことにむらがらすとあるは、いとおほく飛かふさまにて、折からのあはれなるけしきにもかなはざる也、こはいとくだ〳〵しき論ひなれど、かたはらなる童の問つることもありしかばくはしく書つけたる也、さだめて老のひがことゞもならんかし、

〔玉勝間八〕あるさとびうた

ある人思ふことひとつかなへば二つありみつよつ五つむつかしのよや、と申すは、たが歌にて、いづれの集に見えて候やらんとこふ、おのれいはく、これは集などにあるべき歌にはあらず、ちかき世の俗歌也、趣はきこえたれど、三の句つたなく、結びの句も上にかなはず、ねがふことひとつかなへば又ひとつ二つ三つよついつかつきせむ、などあらば歌のやうにもあらんか、

〔閑田耕筆四〕或人國歌の體裁をとひて、今時やすらかなりといふもの有、たくみなりといふもの有、おもしろきさまとみゆるもあり、又古風とて、大かたの人の心得がたき詞共をもてつゞくるもあり、あるは中古の風とて詞をのびらかにし意を少くよむ人もあり、たゞごとゝいて、常いふこと葉のごとく、口に任せていひ流すもあり、いづれにかよらん、たゞし其體にとりて皆病ひはありや、いかにといふ、こたへていへらく、およそ今世文華盛なるからに、國歌の體裁もまたさまざまに分るゝ成べし、いづれをいかにとも、つたなきおのれがわくべきにはあらねど、今こゝろみに是を論せん歟、まづやすらかなりといふ體は、たれもよきことゝいふべきを、其病は輭弱に落べし、是は思ふに、草庵集などのうはべのうつくしくおだしきをまねびてよむもの歟、草庵の歌は、底に力を入て、うへを穩しくつゞけしものにて、玉葉風雅兩集のごとき風調、異ざまに損したるをためんとて、ことに詞がらをいたはられし成べし、さるを今是をまねぶ人は、其力は及ばず、うはべのうつくしき計をとるほどに、よわきに落るはことわり也、たくみ也といふは力の見ゆるものなれども、其病は心得られぬに落べし、これは三玉集を基にして、近世の新題林新明題集のたぐひをまねぶもの歟、これらの歌は、上手の心をつくして新歌をむねとよみ給ふなるに、其うへをまた一きはめづらにも幽玄にもとかまふるほどに、風調くるしく、ともすればむつかしく、心得られぬ也、おもしろきさまとは、うち見て花やかにも風流にもおぼゆる成べし、其病はなよび過て、つや〳〵心もなきにや落ん、是は新古今集をまねぶ歟、此集は後拾遺集よりこのかた、世の歌ざま平話の樣になりもて來めるを改て、一超向上に仕立しものにて、其代にも後拾遺の風を執する人よりは、達磨風と謂れるよし、長明入道の記に見ゆ、並々の人是をまねては、其達磨風も空腹高心にて、蜃氣樓を見る心地すべし、萬葉風といふものは、中比はつかに顯昭法橋衣笠内府鎌倉右府などこれをたしみ給ふを、近年加茂眞淵更に唱へ出して、世間の人をおどろかしむ、されごも老後には奇僻僻語を除く、唯けだかくて古調ならんとかまへこれしにやとおぼし、

歌道傳授

したしく其門に學べる人い今殘れるも、心あるきはゝ、おだしくよまるゝ也、かへりて遠き國々などには、彼翁の一旦の體をまねびて、なべてはしらぬ詞どもをつどへて、すがたもつゞけがらもいたはらずよむを、古風とおぼえたるが多し、あるひはまた詞は古にて、意は今やうなるも見ゆ、さて中古體をまねぶは古今集をむねとして、わなみの好む所なれど、そもあながちに序歌のごとき優美をのみ眼にして、心のすくなく味なからんは、姿こそかはれ、彼やすらか〳〵といふ穴にまろぶべし、たゞことは、萬葉風はもとよりにて、中古體にも近體にもあるべし、うち思ふままに口ずさぶ當意の贈答などにはさるべからんを、あるひは彼入ほかにむつかしきものをにくみて、かくてこそと何の趣もなくいふものは、又曲れるを揉て直きに過るとやいはん、

〔古今集童蒙抄〕すべて、家々の諸說、人々の覺悟、更にこさいをしらずといへども、歌の道にをきては定家卿の說をはなれては、すこぶる傍若無人也、そのいはれは、基俊、俊成より、此道を傳へて、三代になれり、和歌の奧義秘事、口傳、殘る所有べからず、しかれども近き世となりて、かの子孫のうち、邪僻を執し、あやまりを傳へたる事も侍にや、聊其子細はより〳〵ことのつゐでに申侍らんかし、

〔消閑雜記上〕歌道の傳來は、紀貫之、基俊、俊成と、古今集の相傳あるなり、二條家は爲世卿より頓阿がつたへて、經賢、孝尋、堯惠、堯孝、東野州常緣、宗祇、逍遙院實隆、稱名院公條、三光院實澄、細川玄旨法印と傳來して、八條殿、中院殿、烏丸殿など皆玄旨よりつたへ給ふ、宗祇より牡丹花肖柏へつたへられし流を堺傳授といひ、南都饅頭屋へそれをつたへしを奈良傳受といふなり、

〔長頭丸隨筆〕されば傳授はいつまでも傳授にて、あからさまに、人に知らすまじきことなり、まづわが國の歌道の秘傳とは、

一古今和歌集　三鳥三木

一伊勢物語に七ヶ傳　一

一百人一首の五歌　並によみやう　一

一つれ〴〵草の大事　一

一王代の秘目　一

一題のよみやう　一

一誹諧の切字　連歌と相違ある心得の條々　一

一十二病

都合八篇一冊

一八雲神詠の口訣　並に築葉の神詠秘訣　一冊

一神代卷歌の抄　一冊

大都三冊を、はいかい金匱抄と名づけて、この度家に殘す事、歌よむ人は元よりしらでかなはず、連歌せん人も亦同じ、たゞはいかい句に、かゝる人の、かくむつかしき事知らずともありなんと、あなづりおもふ人、末の世には、出來たるべきなれば、其時是をよみて、はじめてわが再興せる徘諧のはいかいなる事をたうとむべし、

〔面授口訣〕抑此面授口訣といふは、烏丸亞槐光廣卿、千載不傳の和歌の道を起し給ひ絕て久しき二條家の溯源を究め給ひしより、此道再び世にかゞやきぬ、されば此道、辭のみにかゝはりて、風情艶を專とするにあらず、心地本元の正直心を本として、日用に行ひ、死生を安じ、生前を正すのことはりなるを、唯詞と姿とめづらしきを歌とのみおもふ人の多きを吾道の本意をさとし給はんとて、此圖說を作り、聖賢のことばを引用ひて、理の二ツなき事をさとし給ふ、しかるに公卿の家とても、必傳有事なし、只當家のみかぎりて取用る事になれり、此傳、御門下の輩、不殘受授せ

しにもあらず、其人を撰び授け給ふよしなり、さかるまゝに、相受の人の姓名をつらねて傳受あ
りしより、代々御子孫此法にならひ給ふとぞ、予先師に隨順せしより、此圖說をさづかり、まのあ
たり和漢の辭一意なるを玄めし給ふを聞習ぬ今僕と心をひとしくして、此道を以、蔑物となせ
る人々には、適々是をゆるす事猥なるところたるに似たりといへども、近代また〳〵異風異相
を好み、只口才の道とのみ心得侍るも、間々有にまかせて、和歌は優艶のみにあらず、心と修行の
端にして、小道に似て大道たる事をさとさんが爲に、より〳〵傳へぬるになん、圖說の理其人と
對談するにいとまあらざれば、萬分の一をも心得んたよりにもと、私說の解を記す事になん、學
智の人は、予が說を不待してさとさるべけれども、書にうとき人のためにもとおもふ計なり、常
に工夫を以て圖說をさとし給ふべきなり、

面授傳書之圖　橫切半紙兩面

大和歌は、人の情を種として、萬のことの葉とぞなれりける、
子曰、吾道一以貫之、
子思子曰、天之命謂之性、
易云、艮其背不獲其身、（○此下圖アリ、之チ略ス、）
大學曰、在明明德、
顏淵曰、在前忽焉在後、

知生前在世、安能死後常住不滅之靈神也、
右雖爲和歌性情之深秘、依有器量面授令口訣者也、

日省愼而勿怠兮
年號月日　有諱判

宛所

相傳之輩

光廣卿御門弟　渡邊友益　同　法橋春之　吉川惟足
光雄卿御門弟　石川丈益　同　坂將曹　資慶卿御門弟　中野詠之　等和

〔兼載雜談〕定家卿の、人のきく中にて俊成卿に、歌道のふしんの事とはれしに返答せず、無興して、
のちにいはれしとなり、歌道といふものは、別に口傳なし、朝夕のものがたりに耳をうたせんこ
そ、工夫なるべけれ、

〔東野州消息〕一木參州在陣、細々參會候而冷泉家之道之立樣承候本々傳承候に、大に相替儀無之
候、但立入たる事は、口傳候はでは難知事候、凡面白候、持爲卿一所はよく相傳候由聞候、さも候や
らん無疑候、細事は不得口傳は慥なるべきちはれ候、何樣にも常緣などが可及人にてはなく候、
出言候度々迷惑候事のみに候、拾遺愚草之員外雜歌沙汰仕候、たゞあぢきなくくだりはてたる
世にてこそ候へ、木上は世にゑられざる事を恨み思はれたるげに候、兄弟一不及所存候、（○中略）

常緣判

十月四日

祇公禪師　尊答

〔戴恩記上〕切紙の目錄少々（○中略）

八雲神詠の口決一册

此外、いくらも相傳の物ども候へども、爰にかゝず、又紙面にのせず、詞にて傳ふる秘事多し、定家
卿より幽齋法印まで、一器の水を一器にうつすやうに、口づから傳へ給ひしなり、是よみかたの
口傳と申秘事也、詠歌大概に、もれたるよみかたあるまじきやうに、人のおもふべけれど、大概と
書にて、ある事をゑるべし、又人丸相傳といふ事あり、是はさしてよみ方の用にたゝざれども、此

みちをまなぶ人は、必傳べき事也、たとへば社人の其神の本地を云ず、住持の其寺の緣起を云らざるがごとし、然ばをしわたりの歌書を自見して、かやうの相傳せざる人の和歌に師匠なしと心得んは、無下の事也、あるとき道春伏見より歸りて曰、先日、大御所、冷泉爲滿朝臣にむかひてのたまはく、人丸の傳たしかに云らるゝ事にやと仰せければ、人丸の御事は神秘にて、くはしくは存せざる事と申されしに、我申さく、萬葉集を見るに、四人の人丸あり、其なかに、歌の上手は柿本の人丸也、なにの不審有べしと申せば、爲滿朝臣閉口ありきと語られし、此大御所と申は、かけまくもかしこき、いま日光山におはします東照權現の御事也、其時丸が曰、いや、それはそこの卒爾なり、人丸相傳とて、定家卿より有事也、和歌の大儀也、儒學の格に思ひ給ふべからずと云へり、

〔常山紀談十四〕大阪の軍兵一萬七千を以て、田邊の城を攻る、細川忠興は奥州に赴き、父幽齋城にあり、三刀谷孝和大剛の人にて、度々切て出防ぎ戰ふ、幽齋和歌に長じたる人也、古今集の秘訣爲家卿のゑるされしを、殊に秘藏せられしが、兵火の爲に焚んことを、桂光院知仁親王慮らせたまひ、使を以てかの古今集源氏物語を禁裏にまゐらせよとなり、又烏丸大納言光宣卿勅命を奉りて、城に赴きたまふともいへり、則其書を奉るとて、

いにしへも今もかはらぬ世中にこゝろのたねを殘す言の葉

又烏丸光廣卿のもとへ封じたる歌書をやるとて、

もしほ草かきあつめたる跡とめてむかしにかへせ和歌のうら浪

前田德善院を禁裏に召、田邊の城責和平のことを勅命ありけれども、寄手かこみを解て、幽齋城を出られけり、光廣卿幽齋の許より送られし書いまだ封をひらきたまはざりけるが返し、

あけて見ぬかひも有けり玉手箱ふたゝびかへす波哉

幽齋かへしに

浦島やひかりをそへて玉手箱あけてだに見ずかへす波哉

一說藤原公國卿早世ありて、其子實條卿幼かりしかば、和歌の口傳を幽齋に傳へられけり、後に幽齋實條卿を田邊の城に迎へとりて養育し悉く授けられしに、古今集の說は未だ傳へられざる中に、朝鮮征伐のこと起りしかば、弓矢取身は討死のほどはかりがたしとて、古今傳授のこと書たる書の箱を烏丸大納言光廣卿へ贈られ預けまゐらする間、朝鮮に渡り若討死せば實條卿へ渡したまはり候へとて、添られし歌、

人の國ひくや八島も治りてふたゝびかへせ和歌のうらなみ

もしほぐさかき集めたる跡とめてむかしにかへせわかのうら浪

光廣卿のかへしに

萬代をちかひし龜の鏡ゑれいかでかあけんうら島がはこ

其後秀吉遺言して豐後の臼杵を幽齋の男忠興に加へあたへられしかば、光廣卿より箱をかへすとて、

あけてみぬかひもありけり玉手箱ふたゝびかへる浦島のなみ

幽齋田邊の城を守られし時、勅命により三條大納言實條卿へ附し傳へられしに、一首の歌あり、

いにしへも今もかはらぬ世中にこゝろのたねを殘すことの葉

〔梵舜日記〕慶長廿年十二月廿五日乙卯、院御所樣（後水尾）八雲之神詠口訣相傳之切紙七箇條令清書了、廿七日丁巳、八雲神詠六箇條之內、三神三聖之圖之切紙奥書、次ニ又別紙ニ總奥書依御諚則予進上書了、

化現之大事

奥旨至極重位

三神三聖之口訣
至極極中之深秘
深秘秘中之極秘也〇略圖
右極秘中之深秘也奉授
太上天皇愼而莫怠矣、

元和元年十二月廿七日

〔風のしがらみ中〕或人云、通村卿關東にゑばし抑留ありしは將軍家より歌道傳授の事、望たまひしに、許容なかりし故の事なりとぞ、ゑかるに上野の天海大僧正のとりはからひし事ありて、將軍家にもこのことおもひとゞまり給ひて、事故なく通村卿も上洛ありしとぞ、

〔有栖川家系〕職仁親王〇略中

寶暦十年二月十九日、主上ニ歌道灌頂御相傳、

〔風のしがらみ下〕五條烏丸なる新玉津嶋明神に、昔より和歌傳受のことをゑるせしものゝよし、宮に納てあり、寶暦十一年二月八日に、ひらき見るべきよし冷泉爲村卿へ詔ありければ、三月八日社頭にてひらき拜見ありしとぞ、其時の長歌幷反歌、

爲村卿

神こゝに、あふぎ初けん、むかしとや、まさ木のかづら、末かけて、家にとゞめし、ことの葉の、道の傳への、書の卷、代々に開て、みそなはす、庭の訓は、いにしへに、今もかはらぬ、よろこびを、和かの浦はの、松かげに、千世もといはふ、友鶴のこゑ、

反歌

言の葉の道をつたへの此宿のむかしを今にまもる神垣

この神の惠のまゝにことの葉の道をつたへの宿ぞさかへむ

父子傳統

〔玉勝間丁〕御子左二條家冷泉家の事

惺窩文集惺窩先生系譜略曰、先生系出于法性寺攝政道長公第六男長家卿、長家官至權大納言、號御子左、又號三條、長家生忠家、爲權大納言、號小野宮、忠家生俊忠、權中納言、號二條院、俊忠生親家、初爲舅葉室權中納言顯隆子、改名顯廣、後歸本宗、又改名俊成、爲皇太后宮大夫、家居五條、世稱五條三位、別賜播州三木郡細川莊、江州坂田郡小野莊、是爲倭歌所奉邑、適子世々襲封、俊成生定家、號冷泉、後稱京極、爲民部卿權中納言、定家生爲家、權大納言、兼民部卿、住采地嵯峨中院、爲家有子三人、長曰爲氏、權大納言、號御子左、其後裔稱二條家、又號冷泉、次曰爲教、左兵衞督、號京極、季曰爲相、權中納言、號冷泉、三家鼎峙、各立門戶、〇略中爲相生爲成、爲左兵衞督、早世、弟爲秀嗣、權中納言、〇略中爲秀有二男、長曰爲邦、爲邦爲氏孫、爲明之子、繼御子左家、騷亂之間、失其世祿、唯携典籍而家居、壽早世、爲尹乃嗣、爲秀後、爲民部卿、爲權大納言、〇略中爲尹有三子、長曰爲之、次曰爲員、次曰持和、持和生而穎悟、才過二兄、故爲尹太愛之、釋氏有請以爲弟子者、不聽、左大臣義持公賜持字、名持和、因爲伯父爲邦後嗣、傳奇書秘笈、襲號御子左、以采邑不給、故來歸爲尹乃分與細河之地、號冷泉、吾家今猶幷用二條之家規、本出于此、後更名持爲、權大納言、持爲生成、爲將軍左大臣義政公、初賜成字、後賜政字、因改名政爲、〇略中兼民部卿、爲權大納言、政爲生爲孝、爲侍從中納言、爲孝生爲豐、侍從從三位、爲豐生爲純、參議侍從、累世住播州、歲時入朝、有子數人、長曰爲勝、爲左近衞權少將、次曰敎勝、次乃先生也、〇略中肅〇惺窩子爲景、初奉仕後水尾帝、任圖書頭、賜號細野、取細河小野首尾字也、後光明帝正保中勅、冷泉古有兩派、可以再興傳旨於東府、以爲景復爲冷泉、〇略中これ二條家冷泉家の大かた也、上件持爲卿より末は、下冷泉殿のすぢ也、爲經卿は、爲景卿の孫也、上冷泉殿は、爲尹卿の長子、中將爲之朝臣の末なり、さて二條家は御子左ともいふ、爲氏卿の子大納言爲世卿の子たち、中將爲通朝臣、中納言爲藤卿、中將爲冬朝臣などなほあまたおはせし、長子爲通朝臣の子權大

納言爲定卿、その子權大納言爲遠卿、その子左中將爲衡朝臣也、次男爲藤卿の子權中納言爲明卿也、末子爲冬朝臣の子權中納言爲重卿也、かく爲世卿の末三流になりて有つるを、皆末絶て二條家はなくなりぬ、然るに歌の道に、なほ後まで二條家と世にいふは、此家の歌のおきてをうけ傳へられたる家々をいふ也、その子孫といふにはあらず、

〔東野州聞書〕一御子左の家と申は、爲定、爲遠、爲衡也、俊成をば五條三位と申、定家は京極と申、爲家を中院と申、爲氏を冷泉と申、爲世を二條と申なり、

〔消閑雜記上〕二條家、冷泉家とは、もと定家卿の住所、二條通と冷泉通とへ、うらおもてなる故なり、それをふたつにして、おもての二條の方に爲家はゐられしより二條家といひ、うらの冷泉のかたに爲相卿は居られしまゝ、冷泉家といふなり、冷泉家は上冷泉、下冷泉、藤谷殿なり、

〔詠歌大概秘決直談抄〕一二條家冷泉家と云は、定家卿孫爲氏爲相より分る、爲氏は長男也、（乃二條表門ノ方ニ住居也、號二二條家一、母宇津宮彌三郎女也、）爲相は二男也、（乃冷泉ト號ス、裏門ノ方ニ住ハ安嘉門院女房四條局、）爲氏は長男なるゆへ、和歌の道正統悉附屬し給へり、爲相卿は、父沒後兄爲氏と中不和にして、二條家をはなれて一流を立給、是を冷泉家と號す、一子爲秀と次第相續して、今に冷泉の家相續し給へり、二條家は、爲氏一子爲世、爲通、爲定、爲遠、爲衡にて家斷絶す、道は爲世卿より頓阿が傳へて、今に正統傳相承せり、

〔いざよひの日記〕よゝに書おかれけるうたのさうしごものおくがきなどして、あだならぬかぎりをえりゑたゝめて、ゑゑう（○藤原爲家子爲相）のかたへおくるとて、書そへたるうた、

和歌の浦にかきとゞめたる藻鹽草これをむかしのかたみとも見よ（○中略）これをみて、侍從のかへりごといとゝくあり、

つひによもあだにはならじ藻鹽草かたみをみなのあとにのこせば

〔徹書記物語上〕一爲相は安嘉門院四條腹の子也、安嘉門院へまいりし間、安嘉門院四條といふ

なり、爲守も此腹也、安嘉門院四條を出家ののち、阿佛房と申けるなり、（安嘉門院は後堀河院女御、淨土寺太政入道公房女也、）

〔今川了俊和歌所江不審條々〕一御當道の事、今は一天下の明鏡にて諸人專申候上は、更に御卑あるまじく候、剩御身ほめも可ニ目出一候、故殿（○冷泉爲秀）の御時も、餘に入めに御座候て、御出世も遲々候、又本歌に立いらせ給て候事をばし不足に御渡候て、御閉口候歟など、他門の口遊も候しかば、御門弟等一同に歎申候て、何事も御斟酌なく仰候て、道をかゞやかさせ給ひ候へかしと申て候しかば、我道は兩神の御はからひによるべき也、身としてとかく方便すべからずと仰候し今こそ思合て候へ、共、猶いか樣にも今の心にくゝ、思申樣に、御身（○爲秀子爲尹）をもかゞやかせ給候はゞ可ニ目出一候、爲世卿は、態人のおほくみ申候時、おさなき御子孫達に、歌の短冊と蹴鞠をもたせ申されて、歌鞠の兩道御たしなみ候と人にみせられ候ける、又內裏にて節會の夜、衣かづきを、御けさう候けるを、此女房のあらけなくつきたをし申て、あの年やうしてと申ければ、おきなをり給て、

はかなくも人の心のあら磯に思ひかけゝる老の波かなとよませ給て候けるとかや、これはそのさきの年の春の節會に、此同所にて、爲兼卿如此衣かづきをけさうせられけるに夜さりよされば、こそよるとはちぎれ葛城の神も我身もおなじ心にとよみ給候けるを、やさしきためしに申候ける事を、後に爲世卿の家女つくりたてられ候て、老の波の歌をばよませ給て候けるを守季と申候し者かたり候し也、是も我御道をいかゞとたて給候けるにや、やさしくこそ申候けめ、ちかくも、爲明卿爲定卿不快の後、古今集を御懷中候て、諸亭にて文字讀など候て、此說は我こそたしかに傳て候などと仰候しをば、あまりなる樣に人も申我等も存候しかども、如斯御執心ふかく、道をも御守候ける故にや、右の外に新拾遺をも御撰候しかば、いかほどもかゞやかせ

おはしまして可目出候無案内のともがらは如此おほせきかせられ候はでは心得わくまじく候○中略子孫までも此御門弟にてとをるべきよしふかく思をき候間如斯張行仕候誰々も御同心候はん事可爲本望候

雛の子もいかで忘れん老鶴のたつかた思ふ和歌の浦路を

應永十年正月日　了俊在判

〔枕草子五〕くちをしきもの○中略

なにかこのうたすべてよみ侍らじとなんおもひ侍る物を、ものゝをりなど人のよみ侍るにも、よめなどおほせられねばえさぶらふまじき心ちなんし侍る、いかでかはもじのかずゑらず、春は冬の歌をよみ、秋は春のをりは菊などをよむ事は侍らん、されど歌よむといはれ侍しするゑ〳〵はすこし人にまさりて、其をりの歌はこれこそありけれ、さはいへどそれが子などもなくて、さすがにうたがましく我はとおもへるさまに、さいそによみ出侍らんなん、なき人のためいとほしくじとの給はすれば、いと心やすく成侍ぬ、今は歌の事思ひかけ侍らじなどいひてある比、かうしんせさせ給て、内大臣殿○藤原伊周いみじう心まうけせさせ給へり、夜うち更るほどに、題いだして女ばうに歌よませ給へば、みなけしきだちゆるがし出すに、宮の御まへに近くさぶらひて物けいしなど、こと事をのみいふを、おとゞ御らんじて、などか歌はよまではなれゐたる、題とれとの給ふを、さる事うけたまはりて、うたよむまじくなりて侍れば、思ひかけ侍らず、ことやうなる事、まことにさる事やは侍る、などかはゆるさせ給へ、いとあるまじき事也、よしこと時はゑらず、ことひはよめなどせめさせ給へど、げぎようきゝもいれでさぶらふに、こと人どもよみ出して、よし

師弟傳統

あしなどさだめらるゝほどに、いさゝかなる御文をかきてたまはせたり、あけて見れば、

もとすけがのちといはるゝきみしもやこよひのうたにはづれてはをるとあるを見るに、をかしき事ぞたぐひなきや、いみじく笑へば何事ぞ〳〵とおとゞもの給ふ、

その人の後といはれぬ身なりせばこよひのうたはまづぞよまゝし、つゝむ事さふらはずば、千歌なりともこれよりぞ出まうでこましとけいしつ、

〔いざよひの日記〕くわとく門院の新中納言ときこゆるは、京極の中納言○定家の御むすめ○中略さる人の子にて、あやしき歌よみて人にはきかれじと、あながちにつゝみ給しかど、はるかなるたびの空おぼつかなさに、あはれなることゞもをかきつゞけて、

いかばかり子をおもふつるのとびわがれならはぬたびのそらになくらん、と文のことばにつゞけて、歌のやうにもあらずかきなし給へるも、人よりはなほざりならずおぼゆ、

〔言塵集一〕定家卿は和歌に師なし、以心爲師と仰られたれば、大かたにやすく心得られたるを、人毎の心には、外よりとほく求出すべき樣に存故に大事也、

〔戴恩記上〕一和歌無師匠とあれば、師傳とり、是にまづ兩說あり、一には和歌は舜諷らしくよみ出すによりていふといへり、一には上古の歌仙をたづぬるに、師匠は見えざるによりいふといへり、此兩說いづれも云にたらず、萬葉集を見るに、あさもよひきとつゞくることをば、人丸すでに石川のなにがしよりつたへたまひたると見えたり、能因は長能にならひ、俊成は基俊よりつたふ、またかならず直傳ならねども、たとへば孟子のみち千載の後に程子のつがれしがごとく、自解佛乘する人もあるべし、つらゆき云、小野小町は古の衣通姫のながれなりとあれば和歌に師弟のなきにはあらず、今も人丸の御弟子あるべしと、幽齋法印はつねにのたまひ

しなり、又有說に、和歌に師匠なしとは、和歌の本分なり、あめなるやをと七夕のうながせるとき下照姫のよみたまひし已前には、歌と云事もなし、是又不審なり、さやうに申さば、一切の事みな太極より出たり、わが一道を師匠なしといふべき謂なし、かやうに色々に了見すれども、相傳せざれば去ることあたはず、師匠なしとあるとて、師匠はなきものとおもふは佛法に文のごとく義をとるは、三世諸佛の怨といへるにおなじ、爰は詠歌大概の内に、大事の秘說あるとこころなり、又此語は天子に父母なしといへるにおなじ、天子とて天よりふりたまふにはあらず、父母おはしませども、常の人間にあらぬ道理あればかく云り、和歌にも師匠もあれども、ことみちにかはりて、師匠いらざる理あるによりて、師匠なしとは云へり、此正義はおぼろげの人にはつたふべからずと云々、

〔廿一代集後談〕公任は高名の歌人、此道を中興す、此時の歌人は此卿の門弟也、世にながれ傳はる、能因は長能が弟子、實方は元輔が婿にて、後弟子となれり、源頼政、鴨長明は、俊恵が弟子と成、忠度、家隆、有家は、俊成の弟子也、知家、光俊は定家の弟子、頓阿、兼好は爲世の弟子、今川了俊は爲兼の弟子、基綱、實隆、道堅は雅親の弟子也、濟繼は實隆の弟子にて、古今も傳授せり、玄旨法印は三光院實枝公の弟子、也足は、初は三光院の弟子、後玄旨弟子となる、光廣玄旨の弟子、通村は、父也足の跡をつぐ、後水尾院初は近衛關白信尹公に習ひ給ふ、其後八條宮知仁親王より古今御傳授、其後實條、光廣、通村に御歌の點させ給ふ、雅章は初より後水尾院の御弟子、資慶、弘資、初は通村の弟子、後は御弟子也、通茂もおなじく御弟子なり、道晃法親王、良恕法親王は、圓淨法皇〇後水尾より古今御傳授す、其後勅諚ありて新院〇後西院古今御傳受の時、資慶、弘資、通茂の三卿、同時に古今御傳受成就せり、當年〇天和四月今上帝〇靈元新院より古今御傳授

ありと云々、

〔袋草紙三〕和歌ハ昔ヨリ無師而能因始長能ヲ爲師、當初肥後進士トイヒケル時、モノヘユクアヒダ、於長能宅前ヲ車輪損了、仍車取遣之間、入彼家ヲ始面會雖有參仕之志、自然過之間、幸有如此事、其由ヲ談相互契約、能因云、和歌者何樣可讀哉、長能云、山フカミオチテツモレルモミヂバノカワケルウヘニシグレフルナリ、如此可詠云々、自此爲師、仍玄々集ニ多入長能歌也、予案之、件歌ハ嘉言歌也、仍以後進歌爲證哉、若口傳僻事歟、賀陽院一宮歌合ニ、能因歌云、

　はるがすみたがのやまごえせし人にあふこゝちするはなざくらかな、時人不得意之由ヲ稱云々、或人問能因云、此御歌世以爲不審、其趣如何、能因無答、仍興違シテ起座退去也、時能因竊云、故守ハ歌ヲバカヤウニヨメトコソアリシカト、ツブヤクト云々、稱故守長能也、

〔長明無名抄〕一五條三位入道〇俊成後談云、そのかみとし廿五なりし時、基俊の弟子にならむとて、和泉前司道經をなかだちにて、かの車にあひのりて、基俊のいへに行むかひたる事ありき、かの人のその時八十五なり、〇略中さてのごかに物語してひさしうこもりゐて、いまの世の人の有樣などもえしり給へず、この比誰をかものゝ去りたる人にはいひたるぞと問れしかば、九條大納言伊通大臣、中院大臣雅定などをこそは心にくき人とは思て侍めれと申しかば、あないとをしとてひざをたたきて扇を高くつかはれたりし、かやうに師弟の契をば申たりしかど、よみ口に至りては俊頼にはおよぶべくもあらず、後頼いとやんごとなき人也とぞ、

〔長明無名抄〕一俊恵に和歌の師弟の契結び侍しはじめの言葉に云、歌はきはめたる故實の侍なり、我をまことに師とたのまれば、此事をたがへらるな、そこはかならず、末の世の歌仙にていまそかるべきうへに、かやうの契をなさるれば、中侍なり、あなかしこ〳〵我人にゆるさるゝ程になりたり共證得して我はきそくしたる歌よみ給ふなゆめ〳〵あるまじきこと也、其故は後徳

大寺のおとゞ○藤原實定は左右なき手だりにていませしかど、その故實なく、高慢にして、今はよみ口後手になり給へり、そのかみ前大納言など聞えし比、道を執し人を恥てみがきたてたりし時のまゝならば、今は肩をならぶる人すくなからましを我いたりにたりとて、此ころよまるゝ歌は、少しも思ひもいれず、やゝ心づきなき詞打まぜたれば、何によりてか秀歌もいでこん、秀逸なければ、又人もちひず、歌は當座にこそ、人がらによりてよくもあしくも聞ゆれど、後朝に、今一度閑に見るたびは、さはいへど、風情もこもり姿もすなほなる歌こそ見どをしは侍れ、かく聞ゆれば、をこのためしなれど、俊恵は此頃も、たゞ初心のごとく歌を案じ侍り、又我心をばつゞにして、あやしけれど、人のほめもそしりもするを用ゆなり、是は古き人の教侍し事なり、此事をたもてるゑるしにや、さすがに老はてたれど俊恵をよみ口ならずと申人はなきぞかし、また〳〵ことに事にあらず、此故實をあやまたぬ故也、

〔井蛙抄〔六〕雜談

又云、○藤原爲家隆は寂蓮が聟也、寂蓮相具して、大夫入道和歌門弟になりき、禪門被申云、此仁未來の歌仙たるべし、見參のたびに難義などいふ事をばとはず、いつも歌よむべきまさしき心はいかにと侍るべきぞと、いふことをとふとて、被感云々、

〔井蛙抄〔六〕雜談

辨入道○眞觀の書たる、續後撰の難といふ物を先年見侍りしに、成茂あづまへ下て、すてはてず塵にまじはるかげそはゞ神も旅ねの床や露けき、と云うたの詞に、涙のこぼれければとかゝれたるを、よくぞ其時涙のこぼれける、一の幡さしの寂西が蚊虻にて詞がき抔にかやうの事あるぞとかけり、誠に他に異なる門弟なり、隆信と定家と一腹の兄弟なり、皇后宮少進爲經男隆信、母若狹守親忠ノ女後嫁俊成一生ニ定家歟、それよりことにあさからぬ爲門弟歟、

〔徹書記物語上〕一雅經は定家の門弟たりし程に、代々皆二條家の門弟の分なり、たゞ公宴などにて、懷紙を三行五字にかゝるばかりこそ、雅經の家のかはりめにてあれ、其ほかは何にてもたゞ二條家と同じものなり、

〔井蛙抄〔六〕雜談

又云、○藤原爲家知家卿、父顯家非堪能、此道事雖微弱京極中納言○藤原定家取立諷諫之、彼家說も父よりは不受、中納言入道其家說かやうなるぞとをしへたてられ、器量たりとて、歌合などにも毎度稱美之、新勅撰歌數なども被賞翫、老後まで尙門弟にて侍りしが、中納言入道逝去之後向背の心出來て、寶治御百首歌、非當家風體事共おほくよめり、不知恩事なり、

〔徹書記物語下〕一歌は極眞に詠は、道はたがふまじき也、されどもそれはたゞ勅撰の一體にてこそ侍れ、さしはなれて堪能とはいはれがたきか、是は只流にわかれしから、かやうに成て來れる也、爲兼は一生の間つゐに只足をもふまぬ歌を好まれし也、同時に爲世はいかにも極眞なる體をよまれしほどに、頓阿、慶雲、淨辨、兼好などいひし上手も、みな家の風をうくるゆへに、極眞の體をのみ此道の至極と信じてよみ侍りしかば、此頃よりも歌損じける也、流にわかれざりし以前は三代ともに何のていをもよまれし也、

〔和歌深秘抄〕鹿苑院入道太政大臣家にて題をさぐりて歌よみ侍し時、述懷の心を權大僧都堯尋、

われまでは三代につかへて玉つしまかひある神の光りをぞ見る、この金玉おもしろさ、うちおきがたくこそ候へ、誠に三代になり候事、わが身○堯憲もおなじ事にて候、ためしすくなくこそ、我も三代人も三代まで馴れきつゝどもにぞみがく玉津島姫、御覽候ごとく御自筆にて、殊更御判在之、等持院殿、寶篋院殿、鹿苑院殿、頓阿、經賢、堯尋、公私此三代にて候、

〔了俊辨要抄〕廿餘のころ、爲秀卿の門弟に成て、詠歌のをしへをうけて、朝夕よみもて行まゝに、詞

もつゞけやすくなり、風情も心にうかぶに任て、その體をいひあらはすに、相かなふ詞のかまへ出されき、そのうたを歌ごとに、爲秀卿に申合しかば、歌の心は同物にて、替言とて、同言ながらまさりたる詞をなをされし間、それに隨ひて、次第に心づきし也、

〔落書露顯〕一愚老〇今川貞世が、冷泉家の門弟に思ひ定めし事は、爲秀卿のうたに、秋雨と云ふ題にて、

なさけある友こそかたき世なりけりひとり雨きく秋のよすがら、此歌いかゞ侍しにや、心にしみて侍しかば、門弟に成侍りしなり、

〔今來風躰抄〕一左相府より、誰をか歌の師にすべきとたづね承りしほどに、爲遠卿は家の嫡なれども、爲重卿は爲定大納言の右筆をして、おほく故實ども承侍らんと擧申き、仍近來は一向爲重卿におほせ談ぜられ侍りしにや、

〔東野州聞書〕一寶德二年十二月二日、歌の事、常光院〇堯孝の弟子に罷成、則契約の狀書進す、

〔東野州聞書〕一二月〇寶德四年十八日より常光院〇堯孝北野社に參籠有氏世元胤同道申て、罷て一座有、〇中略此時、元胤和歌の道可爲弟子之由、契約有、春羇旅と云題にて、法印、

末とをく春をしめ野に敷島のみちをも契草まくら哉

〔東素山消息〕當時上意樣歌道御稽古有度雖被思召候、公武之歌道退轉之折ニ候キ、幸東家于今相殘事之始三好諸家一同被申上候、初當東山殿御代、公武之歌道斷絶之處、依勘定東下野守平常緣朝臣上洛、關白殿、近衞內大臣殿、三條右大將義尙、常德院殿常緣被成師範、天下之歌道再再興之事、日本國無其隱候、是東家之爲規模處也、任先例可致京上旨、去々年十月五日被成御內書、幷竹內三位殿御書被相添訖、是續絶家之可爲面目候訖、既上洛催處、將軍樣不慮之橫難御他界、及天下之亂事、一身之歎、愁涙之沈餘に、

大かたの袖だにしぼる五月雨に雲井の外もくれがたの世や、今般上洛之儀被仰出候事、老後面目思出と存候處、國々鬧、身上にあてゝ覺しかば、

しばしだによるべと賴む和歌の浦や海士の笘屋も波はあれつゝ、か樣に思ひつゞけてより後は、祖父常緣朝臣法名素傳、九十餘歲、其跡添雖踏、此道にも退屈之樣々、彌老おとろへて、一向今は念佛つぶ〳〵と、夜の明日の暮を不辨仕、立不敢之爲體に候、先年常慶一札古新共、添狀なども、なつかしさのまゝ不計求便候、皆々家中□□可相讀候事尤專一候、恐々、

七月廿三日　　壽昌院　素山判

遠藤大隅守殿　御宿所

〔戴恩記上〕一師傳なき人の、歌書よむをきけば、淸濁をも辨ず、句切をも知ず、假名字をいたはると云事をも嫌はず、つむる所をもつめず、はぬる所をもはねず、口中の大事をしらざれば、開合をも知らず、かたはらいたき事也、凡世間の物の本をよむにさへ、桓武天皇の御宇に、御定め有て、內典をば吳音、外典をば漢音によむなり、まして歌書には、定家卿以來、二條家、冷泉家の兩流、日月の光をあらそふがごとく、天下にかくやくたり、丸〇松永貞德がわかき時までは、いかなる初心のともがらまでも、師說を受ずして、歌書をのぞく事ははぢおもふ心あり、今のわかき衆は、人に物習ふ事をかへりて耻かはしくおもへり、〇中略

丸が若年より歌學を仕り奉りしは、九條禪定殿下、細川玄旨法印なり、其外少々づゝも物習ひ申せしは、菊亭右相公、中院入道殿、飛鳥井大納言殿、同宰相殿、紹巴法橋、淸水宗我、城勝撿挍、安休法師等なり、此菊亭殿は三光院殿、〇三條實枝の御弟子、有識の方天下にほまれ有て、聚樂亭の度々の行幸も、このおとゞ一人の御はからひなりし、飛鳥井大納言殿には、なにもとひ奉りし事はなけれど、船橋におはせしとき、亡父〇永種が丸をめしつれ、御門人の御約束ありて、寄道祝といふ題を下されし故なり、又御むまごの宰相殿には、會席の作法を尋奉りき、紹巴法橋は、丸が父の師匠の遠忌

に、經文の連歌を興行せしに、

せめてよをあかせなごりもなつの月　紹巴

ほどは雲井の山ほと、ぎす　永種

此とき、丸に面八句をかゝせしに、執筆の作法をこまかに教へたまひし也、清水宗我は九條殿下の御門人、丸も同學なれど、かれは老人にて、殿下うせ給ひし後に、丸かうげたまひのこしたりし事どもとひ侍りき、古田城勝は甲斐の信玄の御塵頭にて、三光院殿の御雜談おほくきゝし人也、安休法師は、亡父が門弟なり、連歌の古實を丸に少し傳られし人なり、丸が父は、七歳にして東福寺の喝食となり、廿日に法華經一部よみおぼえしほどの智惠なれば、文殊喝食と世に申せし人なるにより、多能なりき、丸愚鈍にして其跡をまねび、諸道に心をかけしにより、今玉まつりにかぞふれば師の數五十餘人に及べり、ちゑと冥加となきにより、一藝にも達せず、くやしく侍り、後生の覺悟の爲に、かへりて恥辱ながら愛に委く記し侍る、いづれの藝なりとも、わかきときよりたゞ一筋にすてず稽古有べきことなり、

〔風のしがらみ下〕明和三年いつの月にや、公宴の御當座に呼子鳥といふ題に、有栖川職仁親王、

よぶこ鳥こゑする山の奥ふかき道しる人ぞ世にまれらなる

此御歌も寶暦の比の二條流の宗匠、此宮の御門弟にて柳原と烏丸とおはせしに、烏丸光胤卿は籠居し給ひ、柳原光綱卿は薨じ給ひければ、是をなげき給ひし事なるべし、

〔泊洒筆話一〕一縣居翁江戸へ下られてより、略中わがともがら、いかに復古の學をとなふとも、やむことなき雲の上人に其心ざしあらずば、學の道廣く天の下に行はるゝことかたかるべし、さるに今此親王○有栖川職仁親王のかくまでおぼし入りたるは、わが學の廣く天の下におこなはるべきはじめなりと、よろこばれつゝとひくる人毎に語られしを、三島景雄俗稱吉兵衛、後剃髮號自寛、有栖川家の御門人にて、丸に面八句をかゝせしに、執筆の作法をこまかに教へたまひし也、清水宗我は九條殿下の御門人、丸も同學なれど、かれは老人にて、殿下うせ給ひし後に、丸かうげたまひのこしたりし事どもとひ侍りき、古田城勝は甲斐の信玄の御塵頭にて、三光院殿の御雜談おほくきゝし人也、安休法師は、亡父が門弟なり、連歌の古實を丸に少し傳られし人なり、丸が父は、七歳にして東福寺の喝食となり、廿日に法華經一部よみおぼえしほどの智惠なれば、文殊喝食と世に申せし人なるにより、多能なりき、丸愚鈍にして其跡をまねび、諸道に心をかけしにより、今玉まつりにかぞふれば師の數五十餘人に及べり、ちゑと冥加となきにより、一藝にも達せず、くやしく侍り、後生の覺悟の爲に、かへりて恥辱ながら愛に委く記し侍る、いづれの藝なりとも、わかきときよりたゞ一筋にすてず稽古有べきことなり、

〔風のしがらみ下〕明和三年いつの月にや、公宴の御當座に呼子鳥といふ題に、有栖川職仁親王、

よぶこ鳥こゑする山の奥ふかき道しる人ぞ世にまれらなる

此御歌も寶暦の比の二條流の宗匠、此宮の御門弟にて柳原と烏丸とおはせしに、烏丸光胤卿は籠居し給ひ、柳原光綱卿は薨じ給ひければ、是をなげき給ひし事なるべし、

〔泊洒筆話一〕一縣居翁江戸へ下られてより、略中わがともがら、いかに復古の學をとなふとも、やむことなき雲の上人に其心ざしあらずば、學の道廣く天の下に行はるゝことかたかるべし、さるに今此親王○有栖川職仁親王のかくまでおぼし入りたるは、わが學の廣く天の下におこなはるべきはじめなりと、よろこばれつゝとひくる人毎に語られしを、三島景雄俗稱吉兵衛、後剃髮號自寛、有栖川家の

御門人にて、關東の歌〻目代〻を蒙り居しが、はやく人ありて、此事を告ぐる有りけり、略下

〔一話一言二〕日野家へ入門和歌

天明二年丑三月廿一日、日野前中納言資枝卿へ御入門の和歌、

寄松祝　淳時

老の波かけて千〻とせもいくかへりかげたのまゝし和歌の浦松

寄道祝　孝之

和歌の浦やあしべの田鶴の幾千歳なれてふみ見ん敷しまの道

神代よりよゝにたへせぬ日の本のさかえ久しき敷しまの道　りつ

さかへ行道は難波津淺香山よゝのことばのかぞいろにして　景貫

淳時先生かつて烏丸大納言入道卜山君へ御入門ありしによりて、此たび寄松祝といふ題を賜りたるなるべし、

尙々家來へも拜受物、是又御念入候儀畏候也

御狀披讀候、彌御堅固御勤仕、目出度存候、抑此度御詠御相談之事、被二示聞一候、未練之儀、御同意申候ニ付、御詠被二爲見一、目出度加二汚墨一候、幾久可二申承一候、御念入爲二御祝儀一、劍馬賜之、忝存候、奥方御同樣、御相談幾久敷目出度存候、御詠伺合點候爲二御祝儀一御念入候目錄之通給之、大慶存候、宜被二仰達一候之樣願存候、猶幾久不二相替一可二申承一候也、

三月廿一日　資枝

大山宗次郎殿

追而、日野家返答令傳達候、以後は直ニ可有御通路申達置候也、

上書　日野前中納言、（烏丸卜山（光胤）御弟也）

御狀令披讀候、彌御堅固目出度存候、抑今度日野家和歌入門之事、無滯相濟、重疊之義存候右爲御祝儀、干鯛一折送給、御念入候事共、大慶之至候、以後同門之事候得ば、御懇篤幾久可申承候也、

三月廿三日　光實

大山宗次郎殿

上書　外山刑部大輔（是ハ御門入口入人也、烏丸卜山御末子也）

〔佐喜草序〕吾友梅軒翁（○畠山常操）しき島の歌をいみじう好みて、年若き頃より、京にしては芝山前大納言持豐卿に名簿を奉り、この江戸にしては横瀨侍從貞臣朝臣、また內藤甲斐守正範ぬしに從ひて、其かたの姿をもはら學ばれけるに、（○中略）天保八年酉の睦月、

九江亭主人　本間游清錄

〔和歌相傳系圖〕和歌一流經信家六條家圖

∴醍醐天皇―朱雀院―村上天皇―圓融院―一條院―後一條院―後朱雀院―後冷泉院―後三條院―桂大納言經信―大納言俊頼―俊惠法師―寂蓮法師―鴨長明―後堀川院―修理大夫顯季―左京大夫顯輔（三男）―清輔朝臣―顯昭法橋（五男）―有家卿

○俊成之傳―後鳥羽院―後京極良經公―慈鎭和尙―堀川大納言通具―從二位參議雅經―壬生二品家隆―圓位上人―●定家之傳―二條博陸良基公―大將軍源尊氏公―小倉黃門實名卿―●堯孝之傳―一條禪閤兼良公―轉法輪內府公保公―三條左府實量公―細川讃岐守成之―飛鳥井亞槐雅世卿―片岡近江守宗永

●鎌倉右府實朝―西園寺相國公經公―久我相國通光公―衣笠內府家良公―中納言基家卿―仁和寺道助親王―世尊寺修理大夫行能―葉室大納言光俊―●爲家之傳―●宗祇之傳―後奈良院―轉法輪相國實香―中御門亞槐宣秀―●木戶實範之傳―中院內府通村公―烏丸亞槐光廣公―●智仁王之傳―●三條西內府實世公―妙門堯然親王―聖門道晃親王―飛鳥井亞槐雅章卿―正親町院―阿野亞槐實顯―中院黃門通勝―水無瀨黃門兼成―●玄旨之傳

―知家卿―行家卿―後嵯峨院―鎌倉宗尊親王―信實大納言―津守國冬宿禰―宇津宮下野守泰綱―東中務丞胤行―●爲氏之傳―●頓阿之傳―後宇多院―尊圓親王―●爲世之傳―龜山院―●爲氏之傳―近衞太閤政家公―三條西內府實隆公―姉小路亞槐基綱公―●公條公之傳―後柏原院―伏見殿貞敦親王―大內左京大夫政弘

流派

- 東下野守常緣
- 雅世之傳
  - 後花園院
  - 甘露寺亞槐親長
  - 御同姓柏木殿
- 雅親之傳
  - 後土御門院
  - 大將軍義政公
  - 大館伊豫守尙氏
  - 岩山道堅
- 後水尾院
  - 岩倉黃門具起
  - 良仁王勅傳
    - 仙洞
    - 烏丸亞槐資慶
    - 近衞博陸基熙公
  - 中院亞槐通茂卿
  - 弘資之傳
    - 黃門資茂卿
  - 實顯之傳
    - 亞槐公業卿
- 爲定之傳
  - 後光嚴院
- 爲重之傳
  - 後小松院

〔大江戸倭歌集〕大江戸倭歌集序　源光世

抑近き世となりては、歌のさまくさ〴〵にわかれて、二條六條のすがたをしたひ、冷泉飛鳥井のながれをくみ、眞淵宣長が學にならひ、千蔭春海らの敎にもとづきて、こゝろ〴〵になりぬるを、敷島の道のひろくおもひなして、書あつめければ、歌の姿のさま〴〵なるも、思ひ〳〵に好む所のみえて、人の面の同じからぬたぐひとやいはん、〇下略

〔東野州聞書〕一同年〇寶德二年卯月朔日、招月庵へ今年は始てまかりたりしに、色々物語侍しうち、二條、冷泉のさた有、二條家の歌の趣は、

白雲の春はかさねて立田山をぐらが峯に花にほふらし、冷泉は、更に一體にあらず、とりても本とするは、□千種の花に亂れあひて風よりうへの宮城野の露、されば爲兼卿玉葉の內にも、あまたの體をえらび入て、牛のあゆみにたつ塵のかぜさへあつき夏の小車も入れりと語られし、いかゞ賢愚を辨ざるうへ、ともに書載る也、後見可有其用捨歟、二條家は一體に定と招月心中におもひけり、一體なりとも正體に侍らばいかゞ、

〔風のしがらみ上〕京極黃門五百年遠忌に、爲久卿三十一首の歌中に

しきしまの道の敎は一すぢを誰がまよひよりわかれそめけん、是は和歌の傳授、二條家と冷泉家と二つにわかれしことをよめるなるべし、

或曰、冷泉家より爲久卿はかくよみ給たれども、敎一すぢにあらず、全き敎は二條家のみに傳はりて、兩家の敎ことなりとぞ、

〔老のくりこと〕清岩和尙云、我は爲秀卿了俊の末葉に侍れども、歌はたゞ定家慈鎭のむねのうちを直に尋うらやみ侍り、くだりはてたる家の二條冷泉をばしたひ侍らずと常にかたり給し、誠に向上直路なる哉、

〔詠歌大概秘決直談抄〕爲兼卿風體あしくよみなせるを頓阿少よみなほせり、爲兼卿は伏見院へ和歌を指南申されし時、只詞をめづらしくとばかりありしとなり、

頭註　爲兼卿は定家卿の曾孫也、二條冷泉をはなれ、爲兼一流とて立られし也、定家卿は詞はふるくと仰られしに、爲兼卿は詞はあたらしくと申されたり、大成相違也、

〔增鏡十二浦千鳥〕爲兼の大納言は、爲氏の大納言のをとゝに、爲敎右兵衞督といひしが子なり、かぎりなき院〇伏見の御おぼえの人にて、かく撰者〇玉葉和歌集撰者にもさだまりにけり、そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへこのみよませ給御歌のすがたは、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなんありける、

〔今來風躰抄〕一後光嚴院殿、爲定卿のさまをよませたまひし事は、愚身靑蓮院宮に申さたによりて、如此詠せしめたまふなり、御流の伏見院殿やうはすてられき、いかさまにも異風は不苦事なり、

〔蜑の燒藻の記上〕日野大納言資枝卿、和歌點削勅免ありて、關東にても門下に入人多かりけり、實

は冷泉民部卿爲泰卿の父入道爲村卿より連綿して、門人數多ありて、家流繁榮するを□□□入道爲村卿六十六ヶ國に門人ありしとなり、□□羨れて頻に門下に追從ありて、點削も又不滯、褒詞多く加へて、人の思ひ付ことを第一にして、弟子を求め尋られけり、

いにし天明元年十月、春は障りありて年頭の勅使十月下向あり、其時爲泰卿新女院使にて下向ありけり、日野大納言殿も同じく院使にて下向ありて、兩卿共に愛宕下青松寺に旅宿ありけり、翁〇森山孝盛も入道爲村卿より二代の御門人なりければ、旅館へ罷越て爲泰卿の對面賜りけるが、父入道より連綿して門人數多關東に有ければ、晝夜尋訪の贈物引もきらず、大名小名ともに對面の爲入來るやから、時爭て絶る間なし、大名は日々夜々伺候の使者數をしらず、旅館は錐をたつるの席も無りしが、雜掌安藤喜內江戸□府中、晝夜眠ることあたはず、類なき繁昌のことなりけり、歸京の後彼是取調たれば、金千兩に餘りたりといへり、此時資枝公同所に旅宿して、此有樣を頻に羨れて、俄に和歌出精ありて、やう〳〵點削勅免ありたりといへり、

爲泰卿、父入道殿よりは、一際引しめて、花やか成ことは夢々なくて、實意丁寧を盡されければ、褒詞とても少く、事每に念を入られける、點削も滯りがちなりしなり、宮部義正孫八と云、松平右京大夫藩中、横瀨侍從貞臣駿河守高家內藤甲州正範元石野廣通が取立、冷泉家御門人、を始、年久しき冷門のやから、多く日野家へ移りて、剩へ宮部は爲泰卿より此道の勘當狀を被送、破門せられけり、花に染心の者は、次第々々に色みへてうつろひけり、其頃日野と冷門のあらそひ、世の中にも云しろひて、等閑ならず申あへりしに付て、翁も二見の浦の記といふ一帖をつゞりて稿別にあり奥に、

あらそひてひろふ心のうつせ貝二見の浦に何とよすらん、とよみて、安藤喜內が許に送りたりしが、其後又詠艸奉りける序に、

二重には引ぬ習のあづさ弓八幡の神もかけてしるらん、とよみて奉りたり、月日へて三橋成烈藤右衛門、于時大御番、此頃は鐵作と云しにや、后御代官其後小普請、直に組頭、御勘定吟味役、日光奉行、任飛驒守、が二條の宿直勤て下り侍りし時、彼二見の浦の事、安藤に尋侍りしかば、爲泰卿の彼一帖見玉ひて、二心をつかふことは武士のうへにはあるまじきなるに、又中にかゝる人もありけりとて稱美有たるよし、安藤が語りたりとて、傳へられ侍りぬ、

〔寄居歌談二〕千種有功卿ときこゆるは、わかくおはしましゝほどより、六條家を執したまひて、かのかたざまの歌のふりをいとよくよませ給へり、やんごとなきわたりとだにいへば、みな二條家なるを、此卿しもひとりぬけ出て、あとを改め給へるに、まづ御心の雄々しささへおもひやられて、むべこそよみくちもすぐれさせ給へるなりけれと仰がるゝぞかし、金玉どもいとおほかる中に、

くれなゐににほへる鶴のいたゞきは八千代ふりにし霜やそめけん、殊に心ひかるゝ言のはなればものしつ、

〔諸家家業記〕和歌

上冷泉飛鳥井、烏丸、中院、三條西、

冷泉は、五條三位俊成卿之子孫ニ而、定家家隆之流を傳へ、歌道相傳し、世々箱傳授と稱し候家ニ而、別ニ他家より之傳流を不被受、父子代々相傳之箱被取傳候、尤傳授之箱開見之節者、其趣被及奏聞候上ニ而開見有之候由、勿論下冷泉者、同家之義ながら庶流ニ候得者、上冷泉より傳授有之、地下之添削等被免許候迄ニ而、箱傳授之義者、上冷泉一家ニ限り候事之由、飛鳥井家は、參議雅經卿以來、歷代家業相傳し冷泉飛鳥井兩家者、他流とは別段之事ニ而、御會等之節、御題をば兩家之內より被差出候事ニ候、三條西者逍遙院內府實隆公以來、烏丸者光廣卿、中院者通村公之比より、今日ニ至候迄、代々家業のごとく成り來り候、中院家者、通茂公之時、家業出精ニ寄貳百石御加增

流派互爭

被下候事など有之候、此餘數代被相勵候家々も有之候得共、家業と申ニ者無之、只堪能之仁江は、傳流之家より相傳有之候而、宗匠家と被相成候事ニ而、假令家業ニ被致候家々ニ而も傳授無之節者、宗匠とは難申、夫故宗匠家は其時世ニ而相違有之候、當時宗匠と申候家々は、閑院彈正尹美仁親王、有栖川一品龍淵親王、冷泉前大納言等覺、冷泉前大納言爲章卿、久世前大納言通根卿、芝山前中納言持豐卿、風早前中納言實秋卿、外山前宰相光實卿、已上六家當時之宗匠家ニ候、芝山外山兩家は、當代ニ至初而宗匠ニ被相成候事ニ候、此餘武者小路、清水谷、正親町、日野、水無瀨等之家々、宗匠ニ被相成候近例も有之ながら、當時其沙汰無之候、

〔風のしがらみ下〕寛延の比にや、上冷泉爲村卿へ宗匠の御ゆるされありしに、下冷泉宗家卿は、としもたけ官位も上臈なりければ、述懷の和歌を詠せらる、

わかの浦にたちまじはるもはづかしや獨色なき松のことのは

此歌叡聞に達しければ、宗匠御免ありしとぞ、

〔戴恩記下〕基俊の歌みしりたまひたるよしをにくみ、あるはらぐろき者後撰集の中のわるき歌どもの人丸ぬれぬを、己が歌に書まじへて見せけるを、なに心なく批判してかへされければ、彼もそしりありきしと、無明抄に鴨長明ののせられたり、此腹ぐろきものよりも、長明の心ねあさましく、又歌道の本意を知らざるやうにみえて、かへりて恥をかゝるゝ也、略中秀歌と云物あるに付て、よからぬ歌も有と云るべし、總別古今一部は、一世界を表し、人の一生涯をかたどるといへり、いづれの集もみな〳〵かくのごとし、公任卿和歌の九品をゑらびたまひしにも、上品上生のうたも下品下生の歌も、人丸の御歌ならずや、されば人丸赤人の歌にも、歌くづ有と知るべし、俊成卿の千載集撰ばれし時、われは人をば見ず、たゞ歌をのみ見ると仰られしも是なり、さしもの

基俊、なしつぼの五人の名に恥れをなしたまはんや、其難せし歌どもをみば、かならず下品の歌なるべし、尤理にあたりたる事をば褒美すべき所に、かへりてあやまれりと今の世まで存は、此道にくらきゆへなり、此道甚深の秘傳あり、ゆへにいづれの時にも知人すくなし、ゑる人すくなきまゝに科なき基俊をつみ人になすなり、總別此無明抄を見るに、基俊のあやまれる事をおほくのせられたる底心は、俊成卿の威勢をそねみて、其俊成公の師匠を嘲らるゝやうに思はるゝなり、長明ほどなる世すて人にも、實の君子ならねば同藝相妬むこゝろざしはうせざるとみゆ、長明は俊惠の弟子なり、俊惠は俊賴の子なり、俊賴と基俊とは同時の名匠なり、兩雄はかならずあらそふならひなれば、たがひに其非を見付ては難せられしと見えたり、いづれも理にあたりたる事ながら、今見ればはかなき凡情の妄念なり、されど是等は末生の後學になれば、用に立事なり、其上によく〳〵其時分の書物どもを見れば近代の連歌師などのあた敵のやうににくみそねむにはあらず、またなかのわるかりしとも見えず、和歌の批判に至りては、面々のおもふ筋をかゝれたれば、互ににくむ所好む所のかはりめなり、基俊の俊賴の歌を下手とかゝれし事も見えず、たゞ俊賴は無學にして、人の云ことをやがて本說となして、口のきゝたるまゝに歌によまるゝと難じ、又古歌にもなき詞をもあたらしく作出て、あを葉のぬさなどゝよみ、また水にかくるゝをみがくれと古歌にはあるを、此俊賴は水の心を捨て、身のかくるゝやうによまれし事を、基俊腹をたて、俊賴は此道をみだす人なりと申されしことなり、是みな理にあたりたる批判なればあながち中わろくてそねみたる詞にはあらざるべし、

〔翁草百九十七〕一餘材抄　源俊賴朝臣は、帥大納言の子にて、殊勝の歌よみ父子二代並ぶ人なし、彼朝臣の歌に、とへかしな玉ぐしのはにみがくれてと有しを、定家卿難じ給ひて、みがくれゝみこもり、みぎは、みさひなど申事、水によせずば更によむべからず、但俊賴朝臣の歌よりさきの歌は、

よも侍らじ、先達の事は恐れあれど、譲るにはあらず、人々の心の好む所のくせ〴〵を申也、彼朝臣はすべて證歌をひかへ、道理を正して歌をよまぬ人にて侍る也、其身堪能至りて云程の事みな秀歌の體也、年老て後は、いよ〳〵傍に人なしと思ひて、心の泉の涌に任せ、風情のよりくるに隨て、おちず憚らずいひつゞけ、櫻麻のをふのからなしなどゝいふ事も、それよりさきには見及び侍らねど、人の癖と思ひなして信仰する事也、されば基俊公は、歌は俊頼に損せられぬるぞ、彼眞似び給ふな、眞名の文字も書かず、知りたる事なきまゝに、童部の語る事につきて、無邊法界のいたづら事、歌によみ散らす物ぞ、歌の外道也とぞ常に侍ける、亡父俊成は師匠金吾基俊のいはれし事なれど、歌をよまん人、俊頼をもどきては、三十一文字はいたづら事に成なんとぞ申され侍し、並たる人は其短を見る、後の人はこのみにまたがふ也と云々、

私曰、六百有餘年の昔とても、人情に於て豈替らめや、先賢といへども、兩雄のあらそひ基俊俊頼斯の如し、基俊の流は俊成、定家、爲家と連綿して、道榮え今の世に至り、和歌に携る輩、此流れに寄らざるはなし、俊頼の末は衰て、後の世に絶果ぬ

〔耳底記 二〕同（慶長四年三月廿二日參吉田閑談）

一定家家隆のちは、あひだ柄よくもなくきこえたり、されども新勅撰に、家隆の歌を、あまた入られたり、是が定家のきごくなり、あひだのわるきは私事、歌のよきは公界なり、

〔徹書記物語 上〕抑於歌道定家を難せん輩は冥加もあるべからず、罰をかうむるべき事なり、其末流、二條、冷泉兩流にわかれ、爲兼一流として三のながれあり、互に抑揚褒貶あれば、いづれをさみし、いづれをもてなすべき事にもあらざるか、是等の一流は、みなわづかに一體をまなびえて、各あらそひあへり、全その派にはめをかくべからず、かなはざるまでも定家の風骨をうらやみ學ぶべしと存侍るなり、

〔延慶兩卿訴陳狀〕一同狀（藤原爲兼訴狀）云、（中略）於爲世卿者、（中略）於歌道者疎學之至、可恥可悔、无道于陳謝者乎云々、（中略）

於疎學之事者不及列祖之條勿論歟、但爲世從十五歳爲當道練習、從父祖入道送年序畢、其間受三代集之說傳撰歌之古實畢、對客人授說之時、猶以招引而令聞之、又於最後病床重受三代集說畢、始中終事、彼卿（藤原爲家）爭可存知乎、凡亡父（爲氏）從祖父（爲家）五十餘年、爲世從亡父三十餘年、每致晨昏之禮、莫不談家業、世以所知也、又後嵯峨院御時、依可有千五百番歌合、被召百首歌之間、令見愚詠於祖父入道之時、地體風體神妙之由載奥書畢、如此奥書於彼卿者不可所持者也、如彼卿自稱者自文永七年至建治、所學之年限、可謂雲泥、祖父存生之時者稱爲關東下向、屬亡父令懇望之間、於三代集者、如形雖令聽、有子細云々、忘彼芳恩、及无窮之過言之條、非人倫之法歟、至沒後者亡父與繼母（阿佛）違背之後彼卿父子、追從阿佛而僅習當道事歟、仍非父祖之正說之間、云風體云訓說、遍違當家之說者也、於是條者世所知也、人所歌也、

一同狀云、於彼卿者成師弟之禮輩、縱以付墨爲肝要歟、不授詠歌之故實條、世以无其隱、且定家卿書置之趣、不依詠千首萬首、自詠十首二十首受口傳、得失可在隔之旨炳焉也、稱合點付墨事、後法性寺入道關白（兼實）被好和歌以降間出來、此事次第所令繁昌也、歌之是非、自身令分別之樣以授之爲本意者乎、爲世卿旁以非撰者之器爲顯其身、不可猥及无道之濫訴歟、俊成、定家、爲家等卿者、庭訓相續故口道之奥義云々、

付墨於和歌事、從後法性寺入道關白之時出來云々、依之申不可然之由歟、然者詩歌合又後京極攝政（良經）之時始之歟、可爲同前歟、尤不審次不授詠歌故實云々、證據何事哉、爲世元來雖恥管見愁守父祖之庭訓、致後輩之風諫、其趣詞者慕舊、心者求新、而先花麗幽玄之體、棄世俗凡卑之詞、雖爲萬葉集三代集有不可學之體、有不可玩之詞、近代之人之所詠出之心詞、雖爲一句不可用之由也、是非老

臣之今案併任列祖教誡也成家卿遣鎌倉右府○實朝狀云近代乃人波思得多留風情於三十一字爾云津々氣无事於先登志更爾委詞乃趣於志羅須云々然而爲兼卿欲稱自身於堪能者詠歌更不似先賢之秀逸欲假所學於祖父者存知又不叶當家之庭訓之間術盡之餘爲隱自身之不堪稱寛平以往風體不避病不憚禁忌不嫌詞不飾姿唯以世俗之詞僅詠眼前之風情歟以此趣授諸人云々豈非背祖先之曩意爲當道之陵廢者也不可不歟不可不愼○略中

一同狀云彼卿相傳文書者定家卿自筆古今集一部貞永記廿卷青表紙源氏物語一部於源氏物語者爲氏卿存日猶被借失了於今者一向無之云々其外自武家邊不慮令相傳俊成卿自筆古今歟又龜山院御時被借召爲相卿所被下之記錄一合雜文書少々是又永仁宿所回祿之時悉燒失云云

爲世所持之文書等爲兼卿不可存知者也胸臆荒涼之申狀比興也凡諸道文書之法以相傳爲最爲世所蓄數代相傳之文書者先七合被召下之間皆爲雜文書之間被返遣畢其後猶有其沙汰自後一條關白家任目錄十七合被渡沙汰畢御沙汰之次第當道之面目何事如之哉而龜山院御時被借召爲相卿所被下之記錄一合云々此條殊狼藉申狀也元來爲被下亡父重々有其沙汰所被責出也更非借召之儀於事奉忽諸弘安朝儀之條尤可酌歟又蓬屋炎上弘安永仁兩度也於文書者雖一紙不燒失者也世之所知人之所存也

〔野守鏡上〕この春昔の友にて侍りし人尋まうできて昔今の事どもかたりしつゐでに、この比爲兼卿といへる人、先祖代々の風をそむき、累葉家々の義をやぶりてよめる歌どもすべてやまとことのはにもあらずと申侍しかど、彼卿は和歌の浦風たえず傳はりたる家にて侍れば定めてやうこそあらめと思侍しほどに、くはしく思ふ事もなくてやみにき、今又これをうれへ給へるにこそ、まことのあやまりとは思ひしり侍ぬれといふ○源有房に、かの僧あざ笑ひて○略中内外の法みな其道を傳ふる人、その義をあやまるよりすたれ行事にて侍れば、歌の道も歌の家より失せん事力なき事にて侍る、かの卿は御門の御惠深き人にて侍なるにこれを誹りてみつしほのからきつみに申ゑづめられん事もよしなかるべきわざにて侍れば委そのあやまりを申がたし、○略中あら〳〵申べしとて語りし事どもをなんゑるしおける成べし、

一心を種として心を種とせざる事○略中爲兼卿の歌は心をたねとするぞとなればともかくも、たゞ思はんやうにその心をたゞちによむべしとて詞をもかざらず物がたりをするやうによめるいまやうすがたの歌どもげに玉津嶋の明神もわかの浦浪に御耳をや洗ひ給らんとおどろき侍り○略中すべて歌の趣をそむけるうへは、わきて申べきにはあらねど殊に彼卿の秀歌なりといへる二首の歌をこれかれにかよはしてその難を申侍べし、

なけとなる有明がたの月影に郭公なる夜のけしき哉

荻の葉をよく〳〵みれば今ぞゑるたゞおほきなる薄なりけり、まづ郭公なるといへるの字はいかなる義ともおぼえず、駿河なる富士のたかね信濃なる淺間のたけなどいへるなるの字は、その所にある義にて侍り、ゑかあらば郭公のある所に、よの氣色のみゆべきにや、もしまた郭公のなきぬべきけしきになる義にて侍らばすでに上句になけとなる氣色ありて明がたの月影にくもりなく見え侍るうへは下句にさのみかさねて郭公なるといはずとも、その氣色見えざるべきにあらず、いづれの義につきても耳にたちたる時鳥なるにや○略中つぎに古き狂歌にいはく、

十五夜の山端いづる月みればたゞおほきなるもちゐ成けり、このもちゐのすがたに大きなるすゝきはたちまがひて侍れば、おかしからぬ狂歌にてこそ侍るめれ俊成卿は○略中すでに俳諧にかよへる、猶これをそしれり、いはんや狂歌に同じからんをや俊成卿は和歌に長せ

し事神に通じたりしかば他家の人なりとも後生としてたやすくその義をやぶりがたし、いはんや子孫たらんをや、○略中たとひ人丸赤人來て今の如く讀べきよしをなん敎へ侍るとも、彼卿の身としては及ばざらんまでも藤なみの末をこそ思ふべきにて侍るに、かけはなれたるすがたをのみ好みよめる事家におきても不孝なり道におきても不義なり心あらん人は此一義にてもかのあやまりは知ぬべきにて侍るまたあらぬすがたなりとも歌だにもおもしろく侍らば、さる一すがたもやとおもひ侍るべきを歌とだにもきこえぬやうなれば、かたがたゝかるべしとも覺え侍らず、

〔梨本集三下〕僻案集に書し事は、大形僻言也邪推ながら、是は爲世卿の門弟ども、爲兼卿の歌日出にて、此風體に都帝王攝籙臣かたむきて、玉葉風雅の兩撰集有しゆゑに、そねむ心にひかれて、定家卿の名をかり、僻案抄をも書出したるにや、此次而に申千種六條內大臣有房公は千種頭中將忠明の祖父なれば、大覺寺殿方の人たるべし、然れば爲世卿の門弟たるべし、隱遁の後野守鏡と云書を作り、爲兼卿の歌をそしる、

〔落書露顯〕日本歌の家の事、俊成卿より定家卿のたゞ一流に成て後、爲家又三門わかれにしにや、爲世、爲兼、爲相卿等なり、其世にも冷泉家○爲相の事は、家を繼秘抄等相傳の事は、世のゝる處なり、今爲世、爲兼卿兩跡みな絕給て、有名無實にながれて侍し、末流爲明卿、爲重卿跡まで絕はてられしかば、兩神のすて給けるなるべし、ゝかるを今爲尹卿○爲孫の風體の是非、いづれの歌仙、いづれのよみ口、世にし殘おはして難せらるゝぞや、たとへば歌のすがたは、昔より父の歌ざまにその子息の歌ざま不似、師の風に弟子の歌のかゝり不似、ゝかれども十體の內をいでざるがゆへに、上手の品はあらはれにき、あまさへ爲尹卿は、爲相卿の歌ざまに似給ためるを、吹毛の難はいかが侍らん、○略中爲尹卿の歌ざまも、一體新くして天骨のおはしますにや、每歌あなめづらしとき

こえて、人の口をへつらはず自心底より出來を、本意とせらるゝか、其內に地歌留通物の歌は、如何なる上手達もよみ給めり、さるは爲世、爲兼卿もおの〳〵え給ひし一體をのみ詠給て、門弟にも、さぞ敎給ける、又近代は歌の聖のごとくに頓阿法師をば人々存て、草庵とかいふ家集をのみ、或はへつらひ或はぬすみ詠ともがらも侍にや、さるはかの法師も只一節讀えたる姿のほかをばつや〳〵よみ侍らず、かならずしも爲尹卿に限りて闕給たる體あるとはいかゞ申べき、就中昔の上手達も、宿老の後こそ功もかさなり給て名譽もあり名歌もありしか、若盛より至極の上手は誰人ぞや、詠歌のかゝりは十體の內ならば、人の好おの〳〵のえたらんさまをこそ學び侍らめ、人を是非すべき事かは、かの卿の風體きらはしくばまなばぬまでなれかし、歌の道をば相續の家におはしまします上は三代集の說、和歌の作法等をば爲尹卿に尋られよかし、立所なき人に問ひきくは心えがたく侍り、

〔梅庵古筆傳〕爲尹卿

爲邦息、祖父爲秀爲養子、頓阿之餘流經賢堯尋等始諱尹之才學故今川了俊發憤著落書露顯而排斥彼言而發揮我道云々、

〔今川了俊和歌所江不審條々〕藤谷殿○爲冷泉相の御歌樣を、御子左家の人々○二條爲世申候けるは、珍敷新しくは聞えて候へ共、たけなき御歌は申げに候へ、たけ高き體も、一姿にてくらも候、闕給たりとは、いかゞ沙汰候つらん、申ても〳〵常時他門とて、此御當家の御歌樣を、かく申候なる輩は、誰にて候や、承出候はゞ我等樣の不堪の者にて候とも問答仕候はんに、よも口をばきゝ候はじと存候頓阿も慶運も、つゐには此御門弟に成候しかばよも彼等が子孫弟子などゝ申者候とも、左樣に口に任たる事は申候はじと存候、さては御子左方の事は、雨神の御加

護にももれ候て、今詠たえ候ぬれば、能もあしくも可申人候まじく候、只立所なく、一せつをも請ざる輩の、せめての事に申候歟と比興に存候、

〔了俊辨要抄〕一二條家の風體の事、爲氏、爲世以來、定家、爲家の風體にかはりたるなり、○略○中このごとくの風體よかるべきならんには、なにしに心をくだき給ひて、此人々彼風體をたて給ひけるも、まさるよみ口におはして、此道を興し給ならば信じて信ずべけれども、詠歌ども見るに、あざまれ侍る也、本あるものに、やうなしと申めれば、近代の上手達のかゝりをぞ不叶までも學ぶべきに、打こして、爲氏、爲世の風を學べとのをしへは不足歟、爲相、爲秀卿の歌はたとへばわろきにて侍れども、心をたかくかけ給ひて、新古今の風體をも學び給ふべければ、よみ給たる歌はわろくとも、手本をば、道風行成を心にかけたるが同手習なれども、天下に廣まらざる非手書のいろはをばいかゞ學ぶべきぞや、所詮定家の仰られたるがごとくは、此道に不堪の人の心ざしふかからんめづらしからずとも、聞よくよみ習とをしへ給たる體を、二條家ほ、本と教られたるか、玄からば此道をへり下り給か、歌の善惡は、いづれの門弟もよき歌はよく、わろき歌はわろき成べし、不及心不足無念と申つべし、

古事類苑

文學部十

歌四　狂歌附

歌學方　八一九
歌人　同
由歌得異名　八八九
雜載　八九五
附狂歌
名稱　九〇三
沿革　九〇六
狂歌例　九〇九
狂歌法　九一四
禁忌　九一五
題詠　九一六
贈答　九一七
狂歌師　同
流派　九三〇

狂歌合　九三三
狂歌集　九三五
雜載　九四〇

文學部十

歌四　狂歌附

歌學方

〔明良帶錄二〕歌學方　持高御役料二百俵

北村季春は、關東の三の家にて、季吟以來世職たり、北村湖元と稱して、家祿五百石を賜る、當時小普請組の支配也、

〔瀨田問答〕一歌學方、北村再昌院季吟ヨリ初リ候哉、答、上代ハ御家ニ歌學者ト申モノモ無御座候、大猷院樣○德川家光御代ナドハ、烏丸光廣卿被召呼、一兩年ヅヽ在江戸致サレ、御稽古被有之候處、其後北村季吟歌學宜敷候ニ付、父子共ニ元祿二己巳年十二月廿二日、新規被召出、二百俵被下置、悴湖春ハ二十人扶持被下之、御醫師並ノ趣ニテ勤候樣ニ承リ及候、其後元祿七甲戌年三月十一日、三百俵御加增被下、同十二己卯年十二月八日、被叙法印候、此已後右北村氏代々歌學ノ家トナリ、當時季春ハ小普請組、前田安房守支配ニ候ヘドモ、武鑑ナドニハ歌學方トイタシ、名前出申候、

歌人

〔運歩色葉集賀〕歌仙（カセン）　歌人（カジン）

〔下學集下態藝〕宗匠（ソウシャウ）先達義也、日本俗、或指ニ歌道之達者一云ニ宗匠一也、

〔拾遺和歌集十雜〕三條太政大臣家にて、歌人めしあつめて、あまたの題よませ侍けるに、○下略

〔松の落葉一〕歌よみ　うた人

うたよむ人を歌よみといふは、日本書紀に、書生畫師をてかきゑかきとよみ、万葉集の歌に、笛吹

琴引といへる例にもかなひ、ふるくは伊勢の御の亭子院歌合日記に、うたよみ是則貫之と見え、又大和物語には、あなおもしろの玉のうたよみやとなんのたまうけるとみえ、紫式部日記にも、はづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らずなど見えたれば、だゞしかりけり、さるをわが師の翁（○本居宣長）など歌人とかゝれたることあり、そは拾遺集十七の巻に、三條太政大臣の家にて、うた人めしあつめて、あまたの題よませ侍りけるに云々と、みえたるによられたるなれば、おのれ（○藤井高尚）も左たがひて、さきにあらはしつる消息文例佐喜艸などには、さやうにもかきつれど、歌よみとのみかくべきことゝぞ、此ごろおもひなりぬる、拾遺集にこそ歌よむ人をさいひつれ、日本書紀天武天皇巻には、歌人等賜袍袴、職員令の雅樂寮のところには、歌師四人掌教歌人、延喜大嘗祭式には歌人二十人、江家次第五巻園韓神祭のところには、率歌人歌女著南座とみえたるなど、みな歌人といふはあそびにうたうたふ人をいひて歌よむ人をいへるにあらず、又万葉集十六巻の長歌にも歌人跡（ウタビトトノ）、和乎（ワヲ）召良米夜（メヤ）、琴引跡（コトヒキトノ）、和乎（ワヲ）召良米夜（メヤ）、笛吹跡（フエフキトノ）、和乎（ワヲ）召良米夜（メヤ）といへり、笛吹琴引にたぐへいへば、これも歌うたふ人をいへる例おほきに、拾遺集のたゞひとつの例によりて、歌よむ人をさはいひがたかるべし、うたよみとのみいはんぞまぎらはしからず、例もおほくてよろしかるべき、

〔二中歴十二倭歌〕歌人

帝王

天智　平城　光孝

親王

惟喬親王（小野宮）　志貴皇子

公卿

村上　兼山

具平親王　兼覧王

忠仁公

一條攝政

内舍人贈大相國（清友）

堤中納言

家持中納言

野相公

在原業平

諸大夫以下

藤敏行

紀淑人（伊與守）

藤好風

都良香

紀惟岳

紀友則

在原元方

猿丸大夫

藤道信

中原東人

源公忠

藤長能

菅丞相

一條攝政（源常）

國經大納言

廣庭中納言

土御門中納言

伊衡宰相

高光少將（多武峯）

在原棟梁

藤關雄

藤興風

平篤行（太宰少貳）

紀淑望（學生）

紀貫之

文屋康秀

大江千里

藤清正

文屋有村

源順

源道濟

枇杷大臣

河原左府（融）

四條大納言

小野宮殿

本院中納言

高遠大貳

實方中將

源宗于

平定文（字平仲）

野春風（〃）

矢田部名實（大内記）

紀等平

凡河内躬恒

大伴黒主

清原深養父

上野峯雄（外記）

新田部貞範

平兼盛

江定基

近院右大臣

大相國（時平）

在中納言

小一條大將

柿本人丸

良岑宗貞（遍昭僧正）

大中臣輔親

安倍仲麿

藤忠房（大和守）

藤當純（少納言）

野美材

春道列樹

壬生忠岑

山邊赤人

坂上是則

菅乃忠臣

物部杏名（○恐物部貞名誤）

藤輔尹

紀時貞

良峯秀宗 主殿助　紀有常 雅樂頭　小野滋陰 掃部頭　紀茂行

藤忠行 兵部少輔　源兼隆　源重之　源信明

藤仲文　紀時文　清原元輔　藤千昌

紀利貞 大内記　紀秋岑　藤元實　源忠親

安倍利行　紀文實　大中臣頼基　大中臣能宣

善滋爲政　江公資 ヨリ　壬生忠視

曾禰好忠 字曾丹　藤輔相 字藤六

〔拾芥抄 上末和歌家〕歌人三十六人 或本依殿下内々仰、注申之古傳、先年以京極中納言(藤原定家)入道本書寫、以之爲土代之處、僻事惟多、又有不讀解所傳々書寫誤歟、隨分勘決之云々、

柿本人麿 官位不見、天智御時人、又天智御宇以後人歟、

大伴家持 大納言旅人男、從三位中納言征夷大將軍、或云延暦四八死、寶龜十一參議、延暦二七十九中納言、

在原業平 平城天皇御孫阿保親皇五男、從四位上藏人頭右近中將、

猿丸大夫 古傳云、不知何時人、官姓不見、

紀貫之 古傳先祖不見、木工頭、五位、至老天慶比在世、大内記、

壬生忠岑 右衛門府生

素性法師 左少將宗貞遍昭男、俗名玄利、遍昭出家後入道、權律師、

坂上是則 大内記五位、至延長、

藤原興風 參議濱成孫、道成男、號院藤太、下總權大掾、延喜十一相模掾從五下、

源重之 參議兼忠男、貞固親王孫、相模權守、五位、至長保、

大中臣頼基 遠江守岡良男、祭主神祇大副、至天德二、

源公忠 大藏卿國紀子、右大辨、四位、號滋野井辨、

藤原朝忠 右大臣定方男、號土御門大納言、從二位、康保三十二十六薨、五十八、

源順 左馬允擧男、春宮藏人能登守、五位、至永觀、

平兼盛 兵部大輔篤行男、興雅王孫、駿河守、五位、正暦元十一月卒、

小大君 三條院坊御時女藏人、左近、

中務 敦慶親王女、母伊勢、

藤原元眞 甲斐守清邦男、丹波介、五位、

山邊赤人 又云、人丸赤人官位不詳、聖武御時人、

遍昭僧正 大納言良峯安世男、嘉祥元三月二十一日天皇崩月出家、俗名宗貞、號華山僧正、

小野小町 出羽國郡司女、或仁明天皇御時、承和比人云々、

紀友則 古傳、先祖不詳、大内記、五位、

凡河内躬恒 古傳云、先祖不見、甲斐權少目淡路掾、或本云、延長四大井川行幸和歌署所書散位、系圖云、宇多院第四皇子敦慶親王息女、號中務、歌仙此母伊勢守藤繼蔭女伊勢是也云々、

伊勢 伊勢守藤原繼蔭女、七條院女房、後寬平法皇御息所、

藤原敏行 按察使富士丸男、右兵衛督、四位、至延喜七、

藤原兼輔 右近中將利基六男、中納言從三位、承平三二廿八薨、五十七、號堤中納言、

源宗于 右京大夫、正四位上、兵部大輔、天慶二年、

齋宮女御 徽子、重明親王女、後村上女御、號齋宮女御、又麗景殿女御、或本云、承平六、爲齋宮也、

藤原敦忠 左大臣時平三男、號本院中納言、號青石中納言、

藤原高光 右大臣師輔八男、左少將、五位、法名如覺、號多武峯少將、

源信明 右大辨公忠男、陸奥守、四位、

清原元輔 下總守泰光男、深養父孫、肥後守、五位、永祚二六卒、八十三、

大中臣能宣 祭主頼基男、祭主典領四位、至天喜、正暦三八九卒、七十一、

藤原仲文 伊賀守、五位、至正暦三二月卒、七十、信濃守公葛二男、

藤原清正 中納言兼輔男、左少辨、五位、至天喜二、天德二七卒、

壬生忠見 忠峯男、攝津目、

又歌人三十六人 不知誰人撰、但本云、依殿下仰、内々注申之、古傳不尋、後悉新作之、定僻事相交歟、可恥外見、判師季朝臣也、

和泉式部 越前守大江雅致女、上東門院女房、和泉守橘道貞爲妻、仍號和泉式部、或本云、權中納言懷平女、

惠慶法師 先祖不見、寬和之比人也、

能因法師 肥後守爲愷男、俗名永愷、出家號古曾部入道、

曾禰好忠 先祖不見、號曾丹、寬和比人、任丹後掾、

藤原實方 左大臣師尹孫、侍從貞時男、從四位上左中將、配流陸奥國、

平定文 刑部卿茂世王孫、左中將好風男、左馬助、左兵衛佐、從五位下、

大江嘉言 大隅守弓削仲宣男、但馬守、

藤原道雅 儀同三司男、從三位右京大夫、

在原元方 左近中將業平孫、棟梁男、官位不見、

藤原公任 廉義公男、權大納言、正二位、

藤原高遠 參議齊敏男、左兵衛督、太宰大貳、正三位、

藤原義孝 謙德公三男、左近中將、正五位下、

藤原道綱母 伊勢守倫寧女

藤原定頼 大納言公任男、權中納言、正二位、

兼覽王 仁明天皇孫、國康親王男、宮内卿、正四位下、或云惟喬親王男、

文屋康秀 先祖不見、縫殿助、

菅原輔正 右中辨淳茂孫、勘解由長官在躬男、參議從三位、

安法法師 大納言源昇卿孫、内匠頭嫡男、

相模 父不詳、不知氏神、見家集、相模守大江公資爲妻、仍有斯號、

赤染衛門（大隅守赤染時用女、大江匡衡爲妻、鷹司殿女房、）
道命法師（東宮傅道綱男、阿闍梨、天王寺別當、）
清原深養父（先祖不見、內藏頭、從五位下、）
增基法師（先祖不見、後拾遺目錄、）
大中臣輔親（祭主賴基孫、能宣男、祭主、正三位、）
紫式部（越前守爲時女、一條院御乳母子、）
上東門院中將（左京大夫道雅女）
藤原忠房（太宰大貳廣俊孫、信濃守興嗣男、右京大夫、從四位上、）
清少納言（肥後守清原元輔女、一條院皇后之時女房、）
伊勢大輔（祭主輔親王女、上東門院女房、中宮之時初參、）
藤原道信（恒德公男、從四位上、左近中將、）
源道濟（伊豆守有國男、伊勢守、少貳、從五位下、）
大江千里（參議音人男、兵部大掾、）
馬內侍（右馬權頭時明女、一條院皇后宮女房、）
藤原長能（伊賀守倫寧男、伊賀守、從五位上、）
在原棟梁（左中將業平男、左兵衛佐、筑前守、從五位上、）
大江匡衡（權中納言惟時孫、右京大夫重光男、式部大輔、侍從、正四位、）

〔袋草紙三〕件（○三十六人撰）撰者不審、所謂深養父、元方、千里、定文等不入之、此人々豈劣賴基仲文元眞等類乎、

〔群書一覽五撰歌〕集外歌仙　一卷

平常緣（東野州）　津守國冬、淨通尼（公方光源院殿後室歟）　宗長（柴屋軒）　宗碩（月村齋）　永閑（能登）　正徹（招月庵）　正廣（日頃）　兼載（猪苗代）　道灌（太田）　長慶（三好）　宗養政宗（伊達）　兼與（猪苗代）　玄陳（里村）　昌俊（佐川田）　尙證（總社）　長嘯（東山）　宗祇（種玉庵）　心敬（比叡山住心院）　十基佐（櫻井）　肖柏（牡丹花）　親當（蜷川）　冬康（三好）　紹巴（臨江齋）　宗牧　玄旨（細川）　心前、元就（毛利）　氏康（北條）　晴信（武田）　氏政（北條）　氏眞（今川）　昌叱（里村）　政一（小堀）　貞德（道遊軒）

奧書に云、右歌仙者、依東福門院之御懇望、爲被慰被染宸筆者也、寬文五年二月下旬、交野內匠頭寫之院御覽之後、命狩野蓮長、被製畫圖、與各合符畢、

〔近世三十六家集略傳上〕上卷目次

僧契冲、下河邊長流、僧元政、荷田春滿、荷田在滿、荷田御風、荷田蒼生子、賀茂眞淵、倭文子、本居宣長、（附大平、）小澤蘆庵、藤谷成章、（附御杖、）僧涌蓮、加藤枝直、加藤千蔭、上田秋成、伴蒿蹊、橘常樹、

下卷目次

村田春鄕、村田春海、祇園梶子、井上通子、僧澄月、荒木田久老、楫取魚彥、小野古道、加藤美樹、梨本祐爲、本居春庭、尾崎雅嘉、僧慈延、橋本經亮、清原雄風、清水濱臣、垣本雪臣、香川景樹、

通計三十六人

〔後鳥羽院御口傳〕凡歌のすがたは、面のごとくにして一樣ならず、こと〴〵くのするにいとまあらず、たゞし近き世の上手の中に、其趣をしるし、あるひは歌をも少々かきのすべし、大納言經信ことにたけあり、美はしく、しかも心たくみにみゆ、又俊賴堪能のものなり、歌すがた二樣によめり、うるはしくやさしきやうも、ことに〔おほくみゆ、またもみ〳〵と、人はえよみおはせぬ樣なるすがたもあり、此一樣すなはち定家卿の庶幾するすがた也、○中略俊賴が後には、釋阿（○藤原俊成）西行、俊惠也、すがたことにあらぬ體也、釋阿はやさしくえむに、こゝろもふかく、哀なるところもありき、ことに愚意に庶幾するすがた也、西行はおもしろくて、しかもこゝろもことにふかくて、あはれなるありがたく、出來がたきかたも、ともに相かねてみゆ、生得の歌人とおぼゆ、これによりて、おぼろげの人のまねびなんどすべき歌にあらず、不可說の上手なり、清輔はさせる事なけれども、さすがにふるめかしき事まゝ見ゆ、○中略俊惠法師おなじきやうによみき、五尺のあやめ草に水をかけたるやうに、歌はよむべしと申けり、○中略ちかき世にとりては、大炊御門、前齋院（○式子內親王）故中御門攝政、○良經吉水大僧正、慈圓これら殊勝なり、齋院はことにもみ〳〵とあるやうによまれき、故攝政はたけをむねとして、諸方をかねたりき、いかにぞやみゆること葉のなき歌、ことによしあるさま不可思議なり、百首などの、あまりに地歌もなくみえしぞ、かへりて難ともいひつべかりし、秀歌あまりに多くて、兩三首などはかきのせがたし、大僧正（○慈圓）は、おほやう西行がふり、

すぐれたる歌は、いづれの上手の歌にもおとらず、むねとめづらしきやうをこのまれき、まことに其ふりおほく、人の口にある歌あり、○中略又寂蓮、定家家隆雅經、秀能等也、寂蓮は、なをざりならず歌よみしものなり、あまり案じくだきし程に、たけなどぞかへりていたくたかくはなかりしかども、いざたけ有うたよまんとて、たつたのおくにかゝる白雲と、三體の歌によみたりし、おそろしかりき、おりにつけてきと歌よみ連歌し、乃至狂歌までも、にはかの事もゆへ有やうによみしかた、眞實の堪能とみえき、家隆卿は、わかゝりしおりはいときこえざりしかど、建久のころほひより、ことに名譽も出來たりき、歌になりかへたるさまかひ〴〵しく、秀歌ども讀あつめたるおほさ、誰にもまさりたり、たけもあり、心もめづらしくみゆ、雅經は、ことに案じかへりて歌よみしものなり、いたくたけある歌などは、むねとおほくはみえざりしかども、手だりと見えき、又秀能か、身のほどよりもたけありて、さまでなき歌も、ことの外に出ばえするやうにありき、まことにも、よみもあたる歌どもの中にも、さしのびたる物どもありき、然るを近年定家無下の歌のよし申と聞ゆ、女房の歌よみには、丹後やさしき歌どもあまたよめりき、○中略定家は左右なきものなり、さしも殊勝なりし父○俊成の詠をだにも、あさ〳〵とおもひたりしうへは、まして餘人の歌さだにも及ず、やさしくもみ〳〵とあるやうにみゆるすがた、まことにありがたくみゆ、道に達したるさまなど殊勝也き、歌見知たる景氣ゆゝしげなり、たゞし引級のこゝろになりぬれば、鹿を馬とせしがごとし、傍若無人ことはりに過たりき、他人のこと葉を聞に及ばず、總じて彼卿が歌存知の趣、いさゝかも事により折によるといふ事なし、○中略總じて彼卿が歌のすがた、殊勝のものなれども、人のまねぶべき風情にはあらず、心ある樣なるをば庶幾せず、たゞこと葉すがたのえんにやさしきを本體とせる間、其骨すぐれざらん初心のものゝまねばゞ、正體なき事になりぬべし、

〔八雲御抄用意〕第六によく〳〵思惟すべき事

古今以往は、萬葉集作者おほけれど、家持、人丸、赤人などを棟梁とせり、其後野相公、在納言など此道にたへたる卿相也、そのほか遍昭素性、小町、伊勢、業平、貫之、躬恒、忠岑、まことに此みちのひじりなり、このほかも、古今のころの作者、かれらがかるをそののち次第におとろふるやう代々集に見えたり、なしつぼの五人めでたしといへども、かの古今の四人の撰者におよぶべからず、能宣、元輔は爲二重代之上一、尤も可レ然歌人なり、順又重代にあらずといへども、此道稽古の物也、茂材、時文はたゞちゝが子といふばかりなり、そののち兼盛、重之、好忠など、昔のあとをつぎてことなる歌よみ也、かのともがらが後は、たゞ公任卿一人天下無雙、万人是におもむく、又道信、實方、長能、道濟などを歌人とす、女歌には赤染衞門、紫式部、相模、上古にはぢぬ歌人也、其外も道綱母、馬內侍やうの歌人おほく侍しも、皆うせ侍にしのちは、天下に歌人なきがごとし、われも〳〵と思ひたる人はおほかれど、上にもさしてそのさだある事なし、公任卿無二無三のひとにてあるばかり也、それもこもりにし後は、いよ〳〵いふかぎりなし、六人がたうとてその比のゝしりけるは、範永、棟仲、兼長、經衡、賴家賴實、これ範永がほかは、歌よみとも見えず、上下つや〳〵歌よみといふものあとをけづれり、去かるあひだ堀河右大臣、公任のあとをつぎて、我ひとりと思へり、公任もいにしへのためしにはいかゞなれど、爲二一日之長事多、此右府ののゝしる歌はみな凡俗の境にのぞめり、こひはうらなき、かほには袖を、むらごにみゆるなどいふ風情也、おのづから歌このむものもこの流をのみならひて、かしらさしいだす人なし、延喜のころの中興次第におとろへて、こゝにつゞめたりと見えたり、定賴卿、父があとをつげりといへ共、めいよも堪能もおよびがたし、能因法師といふもの、身幽玄をこのみて歌よみのよしふるまへど、それも花山の跡およびがたし、女房中に歌人おほかる比なれど、かの一條院の

ころの五六輩に、はしだて、およぶべからず、然に經信卿ばかりこそ、楚國に屈原が有けんやうに、ひとり古躰を存してならびなかりしかど天下にこれをよしとさだむる人もなし、白河院、後拾遺撰せられしをり、經信卿をおきながら通俊是をうけ給はる、是末代の不審也、しかれども此事ゆゑある事也、かの集は天氣よりおこらず、通俊是を申おこなへり、かの通俊、わが歌をならびなきことゝ思へり、然れども頼宗はにくいけながら思事をいひとほせり、通俊はなほそのうへくちのきかぬ也、匡房はことなる上手にてあるを、通俊むかひざまにいはく、貴殿は詩賦に長じ給へり、なんぞしらぬみちに入て歌をこのみ給と云り、匡房がいはく、今より此道とゞめ侍らんといふ、時に經信が曰、詩賦によるべからず、野相公在納言ともにこそ侍れといひけり、是をきくにさらに〳〵心うるところなし、なにごともたゞ當時のめいよ、後代のめいよとはかはりける事にや、通俊匡房は賢臣こそならびて侍りけれど、歌の道は同日の論にあらず、まさふさはまされり、然るをさやうにむかひざまにいひけるに、匡房理にをれけるいかなる事にか、されど高陽院歌合の時、通俊が歌にしるきは、こしのたかね、あまのこやねのみことゝよめるをば、こしのたかねむげにひやうかひ也、あまのこやねおそろしと難ず、げにもいふところ其理あり、たゞ經信一人天下の判者にてならびなし、其外は匡房俊頼などばかり也、さしてはめいよも堪能も其人なし、行尊僧正ときにつけたる金玉はあれ共、うちはへて此みちをむねとする事なし、公實國信、顯季、顯輔、女には周防、肥後、康資王母などいふていの歌人あれども、昔にもおよびがたし、然を基俊といふもの此道の稽古ありて、俊頼にとき〴〵あらそふをりあり、然ばいまの世まで二の流たりといへども、そのこつ俊頼におよぶべからず、天下にかたをならぶるものなくて、俊頼數年をへたり、世間にも歌の道むげにすたれて、此みちなきがごとし、法性寺入道この道このみ、崇德院のすゑかたよりやう〳〵又歌の事さだありて、久安に百歌など有しより、俊成、清輔、西行法師

などいふもの、此道にたへなるが故に、今は又ひろまれるなり、

〔愚秘抄〕近來の好士には、基俊、俊頼、顯輔、清輔などにてぞ侍るらん、その中にも俊頼朝臣は、生得の堪能とおぼえ侍り、基俊、清輔などは、稽古の人にてあやまりなかりし人なりき、俊頼は上手にて侍しかども、あまりに雅意にまかせてよみ侍るほどに、あるまじきことをつねによみいでゝ、人のそしりをおびける事たび〳〵也、金吾〇基俊などは、俊頼をば赤子などのやうに思はれたりけるとかや、基俊は、先人〇俊成に此道をつたへて、庭訓他にことなる事に侍しかば、ならびなきことにあふぎ思はれし事なれど、などやらん俊頼には、同日の論にもをよびがたく、よみ口のをとられて侍るとおぼえ侍り、たゞ俊頼のひがことには、先達よまぬことなれども、われと初ておもふさまに讀いだして、あざけりをなされし事ばかり也、それもいたく難ならずや、俊頼などが初てよみ出したらん、させるとが侍まじ、父の子なる上、世一の達者也、おそらくは末世にも、是は俊頼がよみたりしなどいひて證歌にひかん事、さらにつたなからぬ歌人とこそおぼえ侍れ、但かの歌をよく〳〵みる時にみざめのするやうなる歌は、少々あひまじれるとぞみえ侍る、清輔は、猶基俊よりもやさしきかたをみおほせて、よみ侍りけるとみゆ、されどもたけたる姿は、基俊には雲泥のをとりと申べし、此三人の歌、是非にまよひ、雌雄を定めがたし、人の好と好ざるとの姿なるべし、尤いづれもこひねがふべき歌のさまなり、又此比かたをならべてあらそひあへる歌のたゞずまひ、をの〳〵とり〴〵にして、むかしにもをよび、中比にもこえて侍るやらん、中にも攝政殿〇藤原良經は、天性ふしぎの堪機とみえ給へり、されば中々とかく申に及ばず、人の歌をもよく甲乙を見わかち、われもすぐれたるやうを存して、實にならびなきことゝぞおぼえ給ふる、大僧正〇慈圓の風骨をば、不堪のものゝさらにまなびうべきさかひにも侍らず、又たとひ讀にせても、をのれが物にならざらんほどは、其せんなき風體也、只其人の獨の拔群とぞ申べき、上手のけぢ

めをば存せられけるにや、（略）中家隆卿は、すぐれたる姿をつねにこひねがひて、いとめづらかなる一ふしあり、さかはあれども、歌の姿にはなはだおそるべき事あり、亡室體と申風體のみえ侍から、詩の體にも此事專らさだあること也有家朝臣は、思ひ入たる歌ざま也、やさしきかたをもすてず侍る風體也、げに此道は、かやうにぞありたく侍る、雅經は、ことなる歌人なれど、みる所侍ればいさゝかくぼめる方侍り、されども世に人のもてなしあへることは、よき達者とぞおぼえ侍るめれど、心きたなく歌を詠ずる好士なるべし、通具朝臣の歌は、詠作の歌、ことに樂天の詩をみる心ちして侍り、されば攝政殿も、おろかならずほめ給けるにこそ、寂蓮は、えもいはれぬ秀人也、歌毎に、面白も幽玄にも心ありてきこゆ、さるになどやらんほねぐ〳〵しきことの、すこしをくれてきこゆるにや、秀能も同事にてぞ侍る、風體は相似て侍れど、すこし思えたる所に、蛟龍のかはりめの侍るにこそ、顯昭は才量たくみにして、多歳道を重々しく、心をこゝめしもの也口がは生得の不堪にて侍れど、さすがに稽古の故にやとおぼえて、そゞろかぬ歌よみなり、萱齋院、二條院讃岐、宜秋門院丹後、宮内卿、亡父卿女などぞ、女房にはすぐれて聞え侍る、さま〴〵此人の思ひいれたらん歌をば、彼有家、雅經、通具、家隆も、よみぬきがたく侍らん、（略）中又鎌倉右府（源實朝）ぞ、たけたる歌人とおぼえ侍る、古人の詠作にまじへたりとも、すべてをとるべからず、實に類なきこと、ぞ覺侍る、彼詠作を見侍る時ぞ、退屈の心も出きて物うく侍る、さらにかなふべくも侍らぬ風骨也、

〔今來風躰抄〕貞和の比は、毎月三度の月なみ、百首の會、爲定大納言の點又判などにて侍りしなり、その時の會衆は、みな名譽の人々にてありしなり、家の人には爲忠爲秀卿定衆にて侍りし爲明卿は、ときぐ〳〵まじり侍しなり、（略）中其比の人の申侍りしは、爲定大納言はきはめてけだかく、ゆるゆるとたけありて、さかも又もみ〳〵とあるかたもいできけるにや、さりともとなほこそた

のめいつはりのうらみやいつの夕なるらん、此うたは頓慶も難及よしほめ申き、凡天下偏執もなき上手なり、爲明卿には生得におもしろきさまにはなかりしかども、みちの人とおもふやうなる歌をよみ侍りしなり、たゞしくいさゝか古躰に、長あるさまに侍き、おもひきや我さき嶋のみちならでうき世の事をとはるべしとは、と元弘の亂のときよみて人の口にありしより名譽せられ侍りき、爲忠卿は天性の堪能とはおぼえ侍らざりしかども、われのうたなどはよくよまれしなり、古歌をとる事をこのみき、古今などはそらにおぼえられき、まことに道の人ぞとおぼえ侍りし、爲秀卿、これは各別ふてい一流の詠歌、又あらぬさまに侍りし也、俊成以往のうたこそ本意にてあれ、近比のふていは下品なりと申されしにや、古躰にものさびきらひことばなどいふ事もなく、おもふさまによまれしなり、されどもおほく侍るなり、わすられてのちこそさらにおもひ出れはかなからぬはいのちなりけり、などいふうたは、殊さら當世の躰おもしろく侍りき、爲重卿は近來の堪能なり、わかきより風骨天性おもしろき歌よみにて侍りし也、頓阿慶運は、ちと異風なるやうに申侍りしか共、よきうたをば又ほめ申き、玉津嶋歌合に、まだはつくさのわかのうらなみ、偏執なき爲忠爲秀もよみたると申き、わかくより爲定卿にそひて右筆せられしかば、さだめて口傳故實侍らん、生得の骨のあるうたにて、詞心はたらきて、當座おもしろかりしなり、近比は大略宗匠にて侍るうへ、不及是非、愚意に叶侍りしなり、むかしものがたり、おもひいづるに隨てかきつけ侍るなり、ひろく人々にも尋られて治定せらるべしとなり、

〔二十一代集後談〕歌人の先達とは、人丸赤人、家持、小野篁、行平、業平、遍昭、素性、伊勢、小町、貫之、躬恒、友則、是則、忠岑等、忠岑は和泉大將定國隨身也、（略）中寂蓮、家隆、信實、隆信、歌の道をつとめたり、爲家、爲氏、爲世、この三人代々父の跡をえたり、爲藤、爲定、爲遠、爲重、又代々道を次て撰者となる、宮内卿俊

成女、此二女は此時の女房の中にはもぬけたり、淨辨古風を學ぶ、頓阿高名を得たり、堯孝は和歌所を預る、雅世、雅親、此二人飛鳥井家の歌道を興せり、後柏原院又後鳥羽院の歌の道を興し給ふ、基綱、道興、政爲、爲廣、雅康、雅俊あり、西三條實隆、公條實枝、此三人は歌の道を相續して古今の傳授し、歌の道を次て中興せり、也足、光廣通村、相つゞいて歌の道さかりなり、後水尾院猶此道を得給ひ興し給ふにより、資慶、弘資、通茂、此三人秀逸て、和歌の道、都鄙にさかりに興れり、

〔古今和歌集序〕いにしへより、かくつたはるうちにも、ならの御時よりぞ、ひろまりにける、かのおほんよや、歌の心を、ろしめしたりけむ、かの丸なん、歌のひじりなりける、これは君も人も身をあはせたりといふなるべし、秋のゆふべ、立田川にながるゝ紅葉をば、みかどの御目に錦と見給ひ、春のあした吉野山の櫻は、人まろが心には雲かとのみなむおぼえける、又山の邊の赤人といふ人ありけり、歌にあやしくたへなりけり、人まろは、赤人がかみにたゝむことかたく、赤人は、人まろがゑもにたゝむことかたくなん有ける、略○註この人々をおきて、又すぐれたる人もくれ竹のよゝにきこえ、かたいとのより〳〵にたえずぞありける、これよりさきの歌をあつめてなむ萬葉集となづけられたりける、略○中かの御時よりこのかた、年はもゝとせあまり、世はとつぎになむなりにける、こゝにいにしへの事をも、歌のこゝろをもゑれる人、よむ人おほからず、わづかにひとりふたりなりき、ゑかはあれど、これかれえたるところえぬところたがひになむある、今此事をいふに、つかさくらゐ高き人をばたやすきやうなればいれず、そのほかにちかきよにその名きこえたる人は、すなはち僧正遍昭は歌のさまはえたれども、まことすくなし、たとへばゑにかけるをうなを見て、いたづらに心をうごかすがごとし、略○註在原の業平はそのこゝろあまりて、ことばたらず、ゑぼめる花の色なくて、にほひのこれるがごとし、略○註文屋の康秀は、ことばたくみにて、そのさまみにおはず、いはゞあきびとの、よききぬきたらんがごとし、略○註宇治山の僧喜撰は、ことばかすかにして、はじめをはりたしかならず、いはゞ秋の月を見るに曉の雲にあへるが如し、略○註よめるうた、おほく聞えねば、かれこれをかよはしてよく、ゑらず、小野の小町は、いにしへの衣通姫の流なり、あはれなるやうにて、つよからず、いはゞよき女のなやめるところあるに似たり、つよからぬはをうなのうたなればなるべし、略○註大伴の黒主は、そのさまいやしく、いはゞたき木おへる山人の、花のかげにやすめるがごとし、略○註このほかの人々、その名きこゆる、野べにおふるかづらのはひひろごり、はやしにゑげきこの葉のごとくにおほかれど、うたとのみおもひて、そのさまゑらぬなるべし、

眞淵

〔文苑玉露上〕萬葉五十首長歌解序

續麻なす長歌てふ歌は、略○中柿本の人まろは、龍の馬にのりて千里をかけむに、なほ冠たゞしく足並もみだれざるがごとし、短歌これにつぐ、山部の赤人は春の風に眞帆をあげて、のどかなる江をわたるに、おもほえずてかの岸にいたれるがごとし、短歌はこゝに妙なり、山上の憶良は、老たるこのもりづかさの花ちらふ木かげに立て、敷まけをおほするが如し、短歌は見ぐるし、大伴の家持は、秋の野の御ゆきに、おほんともの、ついでを數るがごとし、短歌は、萩すり衣にほへる色もおほかりける、此外田邊のさちまろ、笠の金村、高橋の蟲まろなどは、かの花野のおほんつらなればこゝわきてはえなむこゝわらず、まことに志貴の皇子は、あぢまさの車にのりて、大路に出たらむがごとく、大伴のまうち君は軍の大まうち君の、秋の月にうそぶくがごとく、高市の黒人はくろこまに乘て、雪を見たるがごときすがたあれど、みながら歌しも聞えぬをや！むべし、

〔桐火桶〕抑いにしへより今におよぶまで歌仙とおぼゆる人々、ついでにえらび出して、少々そのうたのすがたを、物になずらへて申侍べし、略○中

人九○略中

此うたざまをともかくも申さむは、おそれあるやうに侍れども、冥慮にこれを申うけ侍べしたとへば月いとさやかに更すみて、さすがに秋風ものしづかにとき〴〵おとづれたる折ふし初雁の鳴わたりたるこゝちし侍る、

赤人〇中略

これは、きよくすめる池に、あしところ〴〵にしげりて、水鳥うかべるさまあるべし、げにみぎはちかく、綠の松のたちならびたるなどや申べき、

行平卿〇中略

山かげのけしき、物あはれなるゆふまぐれに、蜩のなきたるなどぞおもひ出られ侍る、

業平朝臣〇中略

春かぜふきよわりたる明ぼのゝ山の端、かすみたえ〴〵にして、いとけしきはへたるに、ほのかに見え初る色は、花なるらんかしとおぼゆるためしにや、

貫之〇中略

秋かぜうち吹て、木葉おちそへる山里に、鹿の鳴たるなどや申べき、

經信卿〇中略

是はゆゝしくつくれる家居の庭ひろらかなるに、ところ〴〵石たて、やり水をながし、おかしきみぎりに、鶴の一つがひ立めぐりて、みぎはのあしねにあさるを、年六十ばかりなる上達部のわきやかなるがすこしなれたるなほしなよらかに著なして、すだれおしはりて、柱ちかくゐいでてみいだせるなどぞ、

匡房卿〇中略

浪たえ〴〵しろくて、山ふかくながれ出たる河瀨梢もしらぬ紅葉のうかべるをみて、みな上はあらしなりけるよと思ひやらるゝ心地ぞし侍べき、

順〇中略

まきひはら木ずゑならべるおく山に、名もしらぬ鳥の、とき〴〵おとづれたるゆふつかた、おこなふ人のすむなめりとおぼえて、しばの庵のかすかげなるうちに、なかばたけたるこゑつきにて、要文ぎんじ出たるとや申べからむ、

曾丹〇中略

かた山本の、人ざとはるかなる所がらさびしきに、霧立渡る朝明に、はゝその色かつ〴〵うつろひたるなどぞ覺ゆる、

俊頼朝臣〇中略

みやのうち、物けだかくみゆる玉のみぎりに、春ともおぼえず月いとさやかなる折から、花のけしきにうつりあひて、又なくおかしきに、みかうし三間ばかりおろしのこして、みすなかばまきあげたるうちを見やれば、おくはすこしほのぐらきに、さだかにはみえぬ物から、さすがにそれなるらんとみゆる雲の上人兩三人打出て、あふぎびやうしを一二うちすさびて、たかからぬほどに、うたうちずしたるおもかげなどや申侍らん、

顯輔〇中略

軒端に近き山の松杉、むら立ならびたるに、朝のゆきうす〳〵とふりかゝれるに、やがてそらのけしきおしはれたるなどぞみる心ちし侍る、〇中略

基俊〇中略

山本ちかきあたりは、野べの草葉も色づきそめて、野分の夕の空すごく吹はらひたるに、いづちやらんさはべのしぎのなきたるらんとぞおぼゆる、〇中略

萩いとさかりなる庭の面に、露のひかりも理り、ふるくおきわたして、春よりもなほとおぼゆるに、いとけだかくつくれる中殿のみす上たるに、花妓柳男のたゞふたところさしむかひて、四絃十三絃の樂にてはなくて、たゞのすさびにかきならし、詠いださせ給へるなどや申べき○中略

攝政眞經○中略

かきのもとにはぢぬ程のうたざまにや、八旬の老翁の、にしきのぼうしに白拂かゝへて、松下にからかはゝきて、瀧の水みなぎり落たるかたはらに、つら杖つきて侍るをみんや、此風骨にはたがはず侍らん○中略

鎌倉右府○源實朝、中略

此外の人、昔より今にいたるまで、いくらも侍れども、みなを申さんはかぎりなくて、とゞめ侍りぬ、中にも家持、公任、當御製○後鳥羽などは、尤すぐれてこそとおもひ給へれども、わざと書のせ侍らず、

〔歌仙落書〕按察使公通卿三首

歌の體たけ高く見えたる、見所なむどはなけれども、うつくしきさまなり、唐撫子の花をみる心ちなむする○中略

前大納言實定卿八首

風情けだかく、又おもしろく、えむなるさまもぐしたるにや家風吹つたへらるゝ、ことわりなれども、なほ哀にこそみ給へけれ、冬の夜の月白くさえ渡るに、霰時々打亂れ、内侍所の御神樂の拍子の九重にひゞきたる、聞心地こそすれ○中略

權大納言實房卿三首

義理を存候言葉妙也、末床しきさま也、一もとゝきくのさかりとやいふべからむ○中略

前中納言公光卿三首

風體なやかなるをさきとして、いふなるさま也、軒近き花橘の、五月の空にかほりたりとも云つべし○中略

皇太后宮權大夫俊成卿十五首

たかくすみたるを先として、えむなるさまもあり、誠むかしにはぢぬ歌人なるべし、年ふりたる庭の松の、あらしはげしき夕ぐれに、おく深く琴の音のほのかにせむを、たちぎゝたらむとやいふべからむ○中略

新三位重家卿五首

風體面白きさま、軒近き白梅の盛なるとやいふべからむ○中略

清輔朝臣十首

風體さま〴〵なるにや、面白も又さびたる事も侍り、たけたかきまちやおくれ侍らむ、霧の絕まより、秋のはないろ〳〵にさきみだれたらんを、みわたしたるとや云べからむ○中略

右京權大夫賴政朝臣九首

風體比興をさきとしたる成べしと見侍るに、又けぢかくとほじろきことゞも、時々あひまじり侍めり、あはづのはらのみくるすの雪の朝、はるかにさま〴〵のかりさうぞくして、うちむれたるとやいふべからむ○中略

右馬權頭隆信七首

風體ひとへにさびたるやうなるべし、若き歌讀の中に、ありがたくも侍る哉、賀茂の河原の有明さえわたりたるとやいふべからむ○中略

中務少輔定長四首

風體あてやかにうつくしきさまなり、よわき所やあらむ、小野小町が跡をおもへるにや、美女のなやめるをみる心ちこそすれ、

〔續歌仙落書〕民部卿定家

風體義理を存て、意深く詞妙なり、けごほきものから又面白侍り、昔にはぢぬ歌人なるべし、造ある家の庭の面に、玉を磨ける心ちするに、樂屋の內より陵王の舞出たらんとやいふべからむ、〇中略

參議雅經

風體およばずおもしろきさまなり、龍田山の夕暮時々うちそぐれたるに、松にまじりたる紅葉をみる心ちなんする、〇中略

前宮內卿家隆

風體けだかくやさしくえむなるさまにて、又昔思ひ出らるゝふしも侍り、すゑの世にありがたきほどの事にや、すがたさま〴〵なれども、大內の花盛、心あらむ雲の上人いざなひて、暮るまでながむる心ちなむする、〇中略

有家

風體遠白姿おほきなるさまなり、雪つもれる富士の山をみる心ちなむする、〇中略

左近衞權中將爲家卿

風體たけありておくゆかしきやうなれども、父の卿〇藤原定家の歌におよびがたくや、をちかたの木ずゑに、藤の花のおのづからみえたるとやいふべからむ、〇中略

藤原秀能

風體すみたるをさきとして、ふかくおもひ入たるさまなり、地下のともがらの中には、昔も類

なくや、秋の夜やゝふけて、おさ〳〵人すくなるに、ことのつま音やさしくかきならしたらんをきく心ちなんする、

〔秋風抄〕やまとうたの道は、ひろくしていりやすく、遙にしてさはめがたきものなり、さかるにいまこの事のさかんなるをきくに、いにしへのあとをあらため、歌のこゝろをもさとれる人あまたにぞ成にける、これをいはんとするに、其くらゐたかきと、そのさないやしきさをばいれず、家をつぎ名をあらはせる人は、すなはち前大納言爲家卿は、よく歌のおもむきをえて、そのことばたくみなり、さかもえんなるを元として、やさしきをねがへるにや、たとへば上陽の人のまなぶたは芙蓉に似、むねは玉に似たるがごとし、かの深宮のありさまも俤なきにあらず、〇中略正三位知家卿は、ことばふるきをさたひて、姿いにしへには〻陵園妾の春愁秋思そのかぎりを去らず、松門のあかつきの月、柏城の秋風、ときとして身にさみ、こゝろをくだかずといふ事なきがごとし、〇中略前左京大夫信實朝臣は、そのさまおかしきをこゝゝして、心になさけ深し、さむさをこひのなどよめるまでも、たとふるに賣炭のおきなの雪のあかつき車をかけしに、牛くるしみていちのほかにやすめり、官の使きたりて、半疋の紅紗をかけしがごとし、〇中略従三位行能卿は、此名ある人々よりは、よめる歌あまたもきこえねば、かよはしてさることかたけれども、そのおもむき、もしかの宇治山のあとをねがへるさまなるにや、いはゞ新豐の翁の、ひそかに脣を折て、風吹雨ふる夜、天のあくるまでにもいたむでねぶらざりしかども、雲海望江の鬼とならざりし事をひとりよろこべるがごとし、〇中略皇太后宮大夫俊成女は、あはれなるやうにてまことすくなし、歌のさまつよからぬは、女のさわざなればなり、いはゞ李夫人さりて、九花の張夜さづかなるに、魂きたれども物いふ事なかりしがごとし、〇中略前侍從隆祐は、その心あまりてことばのこれり、はじめはほまれなきにしもあらず、いはゞ大行の路にことならず、衣裳にたき

物をすれごも、容飾をこゝいすれごも、むなしかりしがごとし、

〔白氏文集四 閑詠〕陵園妾憐幽閉也、

松門到曉月徘徊、柏城盡日風蕭瑟、松門柏城幽閉深閧蟬聽而無感光陰、

〔三十六人歌仙傳〕柿下朝臣人丸（先祖不見）

件人就年々除目叙位尋其昇進無所見、但古万葉集云、大寶元年幸紀伊國時作歌從車駕云々、今案件行幸日從駕者、定叙爵歟、如古今倭歌集序者注先師柿本大夫可謂五位歟古今金玉集序云、及奈良御宇、和歌大興、彼天皇知食和歌趣歟同御時有正三位柿本人丸者、和歌儀也、依件文廻私案頗可謂相違、以大同之年號奈良之帝、然而万葉集尋人丸在之時、天智天皇御宇以後文武天皇御在位之間人也、何以稱奈良之御時人丸哉、正三位之條以不審、

〔柿本朝臣人麻呂勘文〕種姓事

姓氏錄云、柿本朝臣、天足彦國押人命之後也、敏達御世、依家門有柿樹、爲柿本臣氏云々、

古今序云、おほきみつのくらゐ、柿の本の人丸なむ、うたのひじりなりける、

同目錄云、藤仲實撰　柿本人麻呂、父母不詳、

卅六人傳云、藤盛房撰　柿本人丸、先祖不見、

萬葉集目錄云、藤敦隆撰　柿本人麿、檢國史無所見、○中略

墓所事

考萬葉、人丸於石見國死去了、其間和歌等度々前註了、而清輔語云、下向大和國之時、彼國古老民云、添上郡石上寺傍有杜、稱柿本寺、是人丸之堂也、其前田中有小塚、稱人丸墓、其塚靈所而常鳴云々、清輔聞之悦以行向之處、春道杜者有鳥居、柿本寺者只有礎計、人丸墓者四尺計之小塚也、無木而薄生、仍爲後代建卒都婆、其銘書柿本朝臣人丸墓、其裏書佛菩薩名號經教要文、又書予姓名、其下註付和歌、

よをへてもあふべかりけるちぎりこそこけの下にも朽せざりけれ、歸洛之後、彼村夢咸云、正衣冠之士三人出來、拜此卒都婆而去云々、其夢風聞南都知人、人丸墓決定由云々、私按、人丸於石州雖死亡、移其屍於和州歟、其例惟多、彼惟仲帥者於辛府雖薨逝、移其屍於花洛東白川邊而葬之云々、

〔三十六人歌仙傳〕山邊宿禰赤人

古万葉集云、神龜元年甲子冬十月五日、幸紀伊國時作歌、國史云、神龜元年冬十月辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳、行至那賀郡玉垣勾頓宮、甲午、至海部玉津島頓宮、留十有餘日、從駕百寮、六位已下、至使部賜祿、曰改弱浦名爲明光浦、古万葉集云、神龜三年秋九月、幸于幡磨國印南郡時作歌、從駕云々、如此之間、從駕者多進位階、然者若有位歟、

〔袋草紙三〕昔ハ獄前ニ栽菊云々、藤六輔相（中納言長實卿孫也）過獄前、于時獄囚一人走出テ抱之入獄門内云、

朝ノ歌仙之由承之、爲題此菊可令詠一首云々、

〔三代實錄三十七 陽成〕元慶四年五月廿八日辛巳、從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒、○中略　業平體貌閑麗、放縱不拘、略無才學、善作和歌、

〔大鏡四 大臣師輔〕いとおかしき事は、かくやん事なくおはしますこの（師輔藤原）の、つらゆきのぬしのいへにおはしましたりしこそ、なほ和歌はめざましき事なゞおぼえ侍りしか、正月一日つけさせ給ふべき魚袋のそこなはれたりければ、つくろはせ給ふほどまづ貞信公（忠平藤原）の御もとにまゐらせたまひて、かう〳〵の事の侍れば、うちにをそくまゐるよしを申させたまひければ、おほき大殿おゞろかせ給ひて、としごろもたせ給へりける、さりいでさせたまひてやがてあえものにもとたてまつらせ給ふを、こをことにうるはしう、松のえだにつけさせ給へり、その御かしこまりのよろこびは、御心のおよばぬにしもおはしまさゞらめゞ、なほつらゆきにめさんと

おぼしめして、わたりおはしましたるを、まちつけ申けんめいぼく、いかゞはおろかなるべきな、
　ふく風にこほりとけたる池のうへを（○うへな、貫之集作ニうなは、）ちよまで松のかげにかくれん集にかき
いれたることはり也かしな、

〔袋草紙三〕九條殿（○藤原師輔）大納言之時、元三可用魚袋不作之由令申給ニ、貞信公（○藤原忠平）吾若ヨリ用
魚袋アエ物ニスベシトテ令奉借給ヘルヲ、後日返上之時、付松枝令副給歌ハ、貫之ニ所召也、所謂
　はるかせにこほりとけたるいけのうをはちよまつかげにすまむとぞ思ふ、世繼物語ニハ彼
家ニ行向テ被仰タリトゾ侍、貫之集ニハ御消息アリトゾ侍、イカニモヨマムトオモヒケムニ、サ
マデモカキニヤ、何集ニモ不入、

〔大鏡入〕延喜御時、古今撰せられしをり、つらゆきはさらなり、たゞみねやみつねなどは、御書所に
めされて候けるほどに、四月二日なりしかば、まだ玄のびねのころにていみじうけうじおはし
ます、つらゆきめしいだして歌つかうまつらせ給へり、
　ことなつはいかゞなきけんほとゝぎすこのよひばかりあやしきぞなき、それをだにけやけ
き事におもひ給へしに、おなじ御時に御あそびありし夜、ごせんのみはしもとにみつねをめし
て、月をゆみはりといふ心はなにのこゝろぞ、これがよしつかうまつれとおほせごとありしか
ば、
　てる月をゆみはりとしもいふ事は山のはさしていればなりけり、と申たるを、いみじう感せ
させ給ひて、おほうちき給りて、かたにうちかくるまゝに、
　玄らくものこのかたにしもおりゐるはあまつ風こそふきてきぬらしいみじかりしものかか
な、さばかりのものをちかうめしよせて、勅祿たまはるべきならねど、そしり申人のなきも、君の
おもくおはしまし、又みつねが和歌の道にゆるされたるとこそおもひ給へしか、

〔長明無名抄〕一俊惠法師かたりていはく、三條の大相國行（○實非違の別當ときこえける時、二條の帥（○長實）と、ふたりの人躬恒貫之がをとりまさりを論せられけり、かたみにさま〴〵詞をつくしてあらそはれけれど、さらにさだまるべくもあらざりければ帥いぶかしく思ひて、御けしきをとりて、勝劣きらんとて、白河院に御けしき給はる、仰云、我はいかでかさだめん、とてしよりなどにとへかしと仰ごとありけり、さてあひともに便宜をまたれけるほどに、二三日有て俊頼參りたりけり、帥此こと語り出て、はじめ爭ひそめしより、院の仰のおもむきまでかたられければ、俊頼聞て、度々打うなづきて、躬恒をばなあなづらせ給ひそといふ、帥思ひの外におぼえて、されば貫之がをとり侍るか、ことをきり給べきなりとせめられけれど、たゞおなじやうに躬恒をばあなづらせ給まじきぞといはれければ、おほやうことがら聞え侍にたり、をのれがまけになりぬるにこそとて、からきことにせられけり、まことに躬恒がよみくち、ふかく思ひ入たるかたは、又たぐひなきもの也とぞ、

〔袋草紙三〕御堂（○藤原道長）大井河遊覽之時詩歌之船ヲ分テ、各被乘堪能之人、而御堂被仰云、四條大納言（○藤原公任）何船ニ可被乘哉、大納言云、可乘和歌之船云々、此度チルモミヂバヲキヌ人ゾナキトハヨムナリ、後日大納言云、イヅレニ可乘ゾト被仰シニコソ、ミナガラモ心騒セシカト云々、又有後悔乘詩船テ是許ノ詩作タラマシカバ、名ハアゲテマシト云々、凡オボエアル人也、（○又見ニ十訓抄一）

〔今昔物語二十四〕公任大納言讀屏風和歌語第卅三

今昔、一條院ノ天皇ノ御時ニ、上東門院（○藤原彰子）始メテ内ニ參ラセ給ヒケルニ、御屏風ヲ新ク爲サセ給テ、色紙ニ書カム料ニ歌讀共ニ仰セ給テ、歌讀テ奉レト有ケルニ、四月ニ藤ノ花ノ謎ク榮タル家ヲ繪ニ書タリケル帖ヲ、公任ノ大納言當テ讀ミ給ケルガ、既ニ其ノ日ニ成テ、人々ノ歌ハ皆持參タリケルニ、此大納言ノ遲ク參リ給ケレバ、使ヲ以テ遲キ由ヲ關白殿ヨリ度々遣シケルニ、

行成大納言ハ此和歌ヲ可レ書キ人ニテ、疾ク參テ御屏風ヲ給ハリテ可レ書キ由申シ給ケレバ、彌ヨ立居待タセ給ケル程ニ、大納言參リ給ヘレバ、歌讀共ノ墓々シク歌モ不讀出ニ、然リトモ此大納言ノ歌ハヨモ弊キ樣ハ非ジト、皆人モ心憚ガリ思タリケルニ、御前ニ參ルヤ遲キト、殿何ニ歌ハ遲キゾト被仰ケレバ、大納言墓々シクモ更ニ否仕リ不得、弊クテ奉タラムニ、不奉ニハ劣タル事也、其事ニモ歌讀共ノ糸勝レタル歌共モ不候メリ、其歌共被召テ墓々シクモ非ヌガ被書テ候ハムニハ、公任ガ永クノ名ニ可候シト極ク遁レ申シ給ケレドモ、殿異人ノ歌ハ无クテモ有ナム、其ノ御歌无クバ總テ色紙形ゾ不被書マシ也トマメヤカニ責メ申シ給ヒケレバ、大納言極ク候フ態カナ、此度ハ凡ソ誰モ々々歌否不讀出度ニコソ候メレ、中ニモ永任ヲコソ然リトモ其歌ハ心憚ク思給ヘ候ツルニ、此クキシノメヤナキト讀テ候ヘバ、糸異樣ニ候フ、然レバ此等ダニ此ク讀損ヒ候ヘバ、增テ公任ハ不讀得候モ理ワリナレバ、尚免シ可給キ也ト、樣々ニ遁レ申シ給ヘドモ殿強ニ切リニ切テ責サセ給ヘバ、大納言極ク思ヒ煩テ、大歎打シテ、此ハ長キ名カナト打云テ、懷ヨリ陸奥紙ニ書タル歌ヲ取出テ殿ニ奉リ給ヘバ、殿此レヲ取テ御前ニ披テ置キ給フニ、御子ノ左大臣宇治殿、同二條大臣殿ヨリ始メテ、若干ノ上達部殿上人、然レドモ此ノ大納言ハ无下ニ故无クハ不讀給ト心憚ク思テ、除目ノ大間殿上ニ樣ニ皆人押ヒラヒテ見騷グニ、殿音ヲ高クシテ讀上給フヲ聞ケバ、

ムラサキノクモトゾミユルフヂノ花イカナルヤドノシルシナルラム、ト若干ノ人皆此レヲ聞テ、胸ヲ扣テ極シト讃メ唸ケリ、大納言モ人々ノ皆極ト思タル氣色ヲ見テナム、今ゾ胸ハ落居ルトゾ殿ニ申シ給ヘル、此ノ大納言ハ万ノ事皆止事无カリケル中ニモ、和歌讀ム事ヲ自モ常ニ自歎シ給ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔西公談抄〕大貳高遠三位、平禮に下の袴こはらかにて、雜色など引つくろひて、大納言○藤原公任のもとに被參たりければ、訪に行合たる人達の、こはいかなる事にて、所勞の人のもとへ殊にひきつくろひて參られたる事、尾籠の人哉と口々にそしりけり、さて大納言臥ながら對面して、定て所勞の事とぶらふならんと思はれけるに、詞をば一言いはで、貫之が歌の中に、

あふ坂の關の清水に影見えて今や引らん望月の駒

高遠歌に

相坂の關の岩かど踏ならし山たちいづる桐原の駒、此兩首彼是一二返詠候へば、高遠が歌まさりて覺候を、四五返詠じ候へば貫之歌ことの外にまさりて候、此不審御存生の時申候はんとて參て候と申されければ、大納言かきをこされて、落涙してゑばしありて公任かくれて後、誰かこの兩首を二三度ばかり吟じて、貫之歌は、させる詞のよせもなくて、うるはしくいひながしたり、御歌は關の岩かどふみならしと云より、山たちいづる霧原の駒とまで、詞よせたくみなるゆへに、貫之歌にはをとり候なりといはれければ、此不審申候はんとて參て候也とて所勞をつゐにとぶらはで歸られけり、其後大納言、かやうの人末代にはありがたくや、平禮にてひきつくろひたるも、和歌の談議の故なりと侍けるにあはせて、又の日なよらかなるさまにて、雜色などもさるやうにて參て、內へもいらで、所勞の訪ばかりいひて、門より歸られければ、昨日ひきつくろはれたりしは、まことに和歌の故なりけりと人々いひけり、和歌を賞する事、いにしへの人はかくこそ有けれ、

〔袋草紙〕範永朝臣若之時、於遍照寺詠月云、

住人もなき山里の秋のよは月のひかりもさびしかりけり、于時四條大納言○公任出家シテ住北山長谷定賴卿以此和歌等送此大納言此歌ヲ深感歎シテ、此歌表ニ書云範永誰人哉、和歌得其

體、範永聞此事、不堪感向、定頼卿テ、乞取彼愚草テ、納錦袋爲重寶云々、此歌範永爲藏人之時、月夜ニ定頼參內、藏人一兩同車シテ向遍照寺、終夜遊覽之時所詠也、

〔十訓抄、二〕江匡房記云、和歌の道に取て、往年六人の黨あり、所謂範永（○尾張守仲清子）棟仲（○安藝守重茂子）賴實（○美濃守兼長道盛子）賴家（○攝津守經衡大公業子）賴家（○攝津守賴光子）等なり、年をへて後此輩逝去して、賴家一人殘りたりけるに、爲仲といふもの奥州より歌を賴家に送る、その意君とわれなまじひに殘るよしをよめり、賴家怒りて、爲仲當初此六人に不入、君と我と生殘由安からぬことなりとて不及返事、

○按ズルニ、續古事談ニハ、歌讀六人トハ、範永、棟仲、賴實、兼長、經衡、賴家、或ハ棟仲、經衡、義清、賴家、重成、賴實ナリトアリ、

〔續世繼十數島の打聞、七〕左衞門尉賴實といふ藏人歌のみちすぐれても、又このみにもこのみ侍ける に、七條なる所にて、夕に郭公をきくといふ題をよみ侍けるに、ゑひてその家の車舍にたてたる車にて、歌あんせんとてねすぐして侍けるを、もとめけれどおもひよらで、すでにこうせんとて、人みなかきたるのちにて、このわたりはいなりの明神こそとて念じければ、きとおぼえけるをかきて侍ける、

いなり山こえてやきつる郭公ゆふかけてしも聲の聞ゆる

〔續世繼六繪合の歌、〕堀川の右大臣賴宗のおとゞ（○中略）和歌のみちむかしにはぢずおはしき、歌よみは貫之かねもり、ほりかはのおほい殿千載の一遇とかやある人申侍けると申いだしたる、人はえきゝはべらず、御集にもすぐれたる歌おほくきこえ、撰集にもあまたいり給へり、いたく人のくちならし侍御歌は、はなもみぢたなばた千鳥などかずゑらずきこえ侍めり、中にも戀のうたはいたく人のくちずさびにもし侍る、おほくよみ給へりきこひは、うらなしなどよみ給へるぞかし、この御歌のさまは、めづらしき心をさきにし給へるなるべし、

〔續古事談二臣節、〕堀川大臣（○藤原賴宗）宇治殿（○藤原賴通）ノ御前ニテ、和歌ノ事申テハ、コレハ殿ハエシロシメサジ、賴宗コソシリテ侍レトテ、イタジキヲ扇ニテタヽカレケレバ、宇治殿ワラヒ給ケリ、和歌ノ事ハ、自讃モアシカラヌコトニヤ、

〔袋草紙三〕於或所シテ人々歌讀ニ、右衞門尉孝善詠云、ウグヒスノハツ子ヤナニノイロナランキケバミニシムハルノアケボノ、住吉神主國基在此座、已秀歌被讀之由ヲ存、不安カリテ其後ニ不食ニ成テ、無他事案和歌、サテウスゞミニカクタマヅサトミユルカナトイフ歌ハヨムナリ、其後人々ヲ招テ、出歸鴈題ヲ取出此歌、人々褒譽ス、仍散遺恨云々、

〔續世繼六唐人の遊、〕宰相（○藤原師兼）の弟に基俊の前左衞門佐と申しは、下野守順業ときこえし、むすめのはらにやおはしけん、そのさゑもん佐は、歌よみ詩つくりにておはすときこえ侍しか、さばかりの人の、五位にてやみ給にしこそ口をしく、あまりすぐれて、人ににぬ事などのけにや有けん、いはもる玄水いくむすびしつなどよみ給へるぞかし、九十ばかりまでおはしき、なみのおきなにも、いり給へりけるとぞきこえ侍し、

〔金葉和歌集二夏、〕公實卿の家にて、對水待月といへるこゝろをよめる、　藤原基俊

夏の夜の月まつほどの手すさびに岩もる清水いく掬びせつ

〔長明無名抄、〕一或人云、基俊は俊頼をば蚊虻の人とて、さはいへどもこまのみち行にてこそあらめといはれければ、俊頼はかへりきゝて、文時朝綱よみたる秀歌なし、みつねつらゆき作りたる秀句なしとぞいはれける、

〔長明無名抄、〕一五條三位入道（○俊成）云、俊恵は當世の上手なり、されど俊頼には猶をよびがたし、俊頼は思ひいたらぬくまなく、一かたならずよめるがちからもをよばぬなり、今の世には頼政こ

そいみじき上手なれ、かれだに座にあれば、めのかけられて、ことひとつせられぬとおぼゆるなり、俊惠云頼政卿はいみじかりし歌仙なり、心のそこまで歌になりかへりて常に是をわすれず、心にかけつゝ、鳥の一聲なき風のそゝとふくにも、まして花のちり葉の落、月の出入雨雪などの降につけても、立ゐ起臥に風情をめぐらさずといふことなし、誠に秀歌の出けんもことはりとぞおぼえ侍し、かゝれば然べき時の名をあげたる歌共おほく有けるとかや、大かた會の座につらなりて、歌うち詠じよきあしきことはりなどせられたるけしきも、ふかく心にいりたる事とみえていみじかりしかの人のある座にては、何事もはえあるやうに侍しなり、

〔續世繼十 數島の打聞〕三河守頼綱は、歌のみちにとりて人もゆるせりけり、わが身にもことのほかにおもひあがりたるけしきなりけり、俊頼といふ人の少將なりけるとき、頼綱がいひけるは少將殿少將殿、歌よまむとおぼしめさば頼綱をぐせさせ給へ、べちのものもまかりいるまじあらびたる佛供なん、ふたかはらけそなへさせ給へなどいひける、その歌おほく侍れども、

夏山のならのはそよぐゆふぐれはこゑしも秋の心ちこそすれといふ歌ぞ、人のくちずさびにし侍るめる、

〔續世繼五 三笠の松〕ちかくおはしまし、法性寺のおとゞ〇藤原忠通は〇中略まだおさなくおはしましし時より、うたあはせなどあさゆふの御あそびにて、もとゞし俊頼などいふ、ときのうたよみどもに人の名かくしてはんせさせなどせさせ給ふことたえざりけり、御うたなどおほくきゝ侍りしなかに、

わたのはらこぎいでゝみれば久かたの雲ゐにまがふおきつ白浪、などよませ給へる御うたは、人麿が玄まがくれゆく舟をしぞ思ふなどよめるにも、はぢずやあらんとぞ人は申侍し、よしの山みねのさくらや咲ぬらんふもとの里に匂ふ春かぜなどよませ給へるも、心もことばもたへにして、金玉集などにえらびのせられたる歌のつらになんきこえ侍るなる、

〔玉海〕安元元年十一月四日辛亥、清輔朝臣來、及深更談和歌事、其才如貫之及四條大納言〇公任等、此道之長、又誰人乎、

〔顯廣王記〕安元三年〇治承元年六月十七日、正四位下藤原清輔朝臣卒去、年七十、醉死云々、當世歌仙也、

〔玉海〕安元三年六月廿日戊子、基輔來云、今日辰刻清輔朝臣逝去云々、和歌之道忽以滅亡、哀而有餘、歎而無益、就中予聊嗜此道、偏頼彼朝臣之力、今聞此事、落涙數行、總論諸道之長、無如清輔朝臣之得和歌之道、和歌者我國風流也、滅亡時至、誰人不痛思哉、

〔長明無名抄〕一勝命云、清輔朝臣歌かたの弘才は、肩をならぶる人なし、いまだよも見およばれじとおぼゆることを、わざとかまへてもとめ出て尋れば、もとより沙汰しふるされたることゞもにてなん侍しが、はれの歌よまんとては大事にいかにも古集をみてこそといひて、万葉集をぞかへすがへすみられ侍し、

〔井蛙抄〕雜談

又云、〇爲藤原秀能後鳥羽院叡慮には無雙の歌よみと被思召たるほどはなし、家隆卿ほど無下の歌よみにはあらずと被申けり、

〔兼載雜談〕一秀能は五位にて官位もなきものなれども、歌上手なれば、叡慮もよろしとなり、秀能なき座は、歌おもしろからずと常に勅定給ひしとなり、

〔玉海〕壽永二年三月十九日甲申、入夜三位入道〇成俊也來、數刻談和歌事、能入其境、當時此道之棟梁也、

〔續世繼六 眞澄の鏡〕俊成三位とてもおはすなり、伊與守敦家のむすめのはらとぞ、その三位の御歌もこのごろの上手におはすとかや、歌の判などし給とこそきゝ侍れ、この三位さぬきのみかど〇崇德の御とき、殿上人におはしけるが、みかどくらゐおり給てのち、院の殿上をし給はざりけれ

ば、

雲井よりなれし山ぢを今更にかすみへだてゝなげくはるかなとよみて、敦長の卿につけてたてまつられ侍ければ、御返事はなくて、やがて殿上おほせくだされけるとぞ、撰集にはあやしやなにのくれを待らんとかやいふ歌ぞいりて侍なる、

〔東野州聞書〕一俊成卿誕生永久二年甲午會被奉る帝九代也四十九歳にして定家誕生基俊公より古今相傳、廿五歳とかや、不分明、六十三歳出家、七十歳にして千載奏覽、八十歳にして六百番歌合判、八十八歳にして千五百番歌合にあひ、建仁元年九十賀を給也、九十一歳にして卒ス、

〔兼載雜談〕一俊成、定家、爲家何も午のとしの人なり、沒日俊九月廿九日、定八月廿日、爲四月廿九日、

〔增鏡一おどろの下〕いまの攝政は、院〇後鳥羽の御時の關白基通のおとゞ、そののちは後京極殿よしつねと聞え給し、いと久しくおはしき、このおとゞは、いみじき歌のひじりにて、院のうへおなじ御心に、和歌のみちをぞ申おこなはせ給ひける、

〔明月記〕建保二年三月十三日、入夜藏人判官康光俄入來、周章相逢、傳勅云、寬弘以往歌仙三十人可撰進者、凡如此撰歌人事、愚鈍之性、更難辨知、縱雖所存、自由決之條、冥恐難遁事歟、只書出四五十人進上了、

〔了俊辨要抄〕たゞやさしげに、ほけ〳〵とある歌のみ、上品なるべしとはおぼえず、鎌倉右大臣〇源實朝の歌ざまを見るにこそ、みるもものうく侍る、おそらくは人丸赤人の歌に書交たりとも不恥や侍らんと、定家卿申されためり、歌の本躰かされどもたけれは、是をめでたしとも、へたの心には不存なり、

〔和歌深秘抄〕一家隆卿は猫間中納言光隆息にて侍りけるよしあり、家隆卿は定長の聟とみえたり、彼家は光隆、家隆、祐隆、季隆口多までにて斷絶と云々、

承候ごとくにて候、家隆は道よりも歌よむ事を本として侍るよし、俊成卿なども申けるとあり、甘露寺なども此一流愚老開闔もちゝはじめて甘露寺親長、冷泉爲富和歌所の歌人にて侍る、

〔徹書記物語下〕一上手になるものは、眞始からみゆる也、家隆卿をさなくて、

霜月に霜の降こそ道理なれなど十月に十はふらぬぞ、とよみ侍りしを後鳥羽院は重寶になるべきものなりとて、御感ありし也、

〔古今著聞集五和歌〕圓位上人、〇中略此歌合は、愚詠をあつめたれども秘藏の物也、末代に貴殿〇藤原家隆ばかりの歌よみはあるまじき也、おもふ所侍れば附屬し奉る也といひて、二卷の歌合をさづけり、げにもゆゝしくぞさうしたりける、彼卿非重代の身なれども、よみくち世おぼえ人にすぐれて、新古今撰者にくはゝり、重代の達者定家卿につがひて、其名をのこせるいみじき事也、まことにや後鳥羽院始て歌の道御さだ有けるに、後京極殿〇藤原良經に申合參らせられける時、彼殿奏せさせ給けるは家隆は末代の人丸にて候也、かれが歌を學ばせ給ふべしと申させ給ひける、是らを思ふに、上人の相せられける事おもひ合せられて、目出度おぼえはべる也、

〔了俊辨要抄〕一家隆卿の歌の事、彼卿の歌は、多分一重にはよますして、或は古事、或古歌、詩などを取合て、一首によまれたるなり、如斯さま〴〵心の至なり、

〔徹書記物語上〕一家隆は、ことばきゝて、さつ〳〵としたる風骨をよまれしなり、定家は執し思はれけるにや、新勅撰には、家隆の歌をおほく入られ侍ければ、家隆の集の樣なり、但少亡室躰の歌のありて、子孫久しかるまじき歌樣なりとて、おそれ給ひしなり、

〔百練抄十四條〕嘉禎三年四月九日庚寅、今日從二位藤原家隆卿薨、和歌仙也、臨終正念、年八十、

〔百人一首拾穗抄上一〕此中納言〇藤原定家は、御堂關白殿道長公より六代の御末にて〇中略父君俊成卿、

金吾基俊朝臣より和歌相承し給て後鳥羽院の御師範たりき、此中納言其父君の家風をうけつぎ給ひつゝ、古今和歌集の證本を定め、後撰僻案抄をあらはし、伊勢物語を多本を合せて用捨し源氏物語に青表紙をのこし、土左日記大和物語を寫しさゞめなど、誠にえきえまの道は、此卿より中興して、末代までに明けし、此卿おはさざらましかば、古今後撰も異說まち〳〵にて、見るにうたがひおほかるべく、歌書はすべてくらき道にぞ侍るべき、

〔戴恩記下〕定家卿の御歌を俊成家隆等におよばずとおもへり、是第一の僻事也○略○中家隆卿も寂蓮も後鳥羽院も攝政殿○藤原良經もおよび給ふ事にはあらず、○略○中此卿の眼と見たまへる歌書は、古今集一部とせり、然ばおほくの歌せんの中にも貫之を師匠と定む、つらゆきは又人丸を師匠と定めたまはるゝと見えたり、人丸世に出たまはずばいかでか八雲の神詠世におこらん、つらゆき古今をゑらばれずば、いかでか世に人丸を獨歩の才とえらん、定家卿邪正を糺されずんば古今集も徒ならん、殊更百人一首秀歌大略、詠歌大概、雨中吟、未來記の書を顯して、道に功をつみ德をのこせり、此卿の御恩他に異なるにより、當流の秘傳には、人丸貫之、定家卿を和歌の三尊とあがめ奉る事なり、

〔東野州聞書〕一定家卿誕生の年、應保二年、壬午あひ奉る帝は八代なり、此内六條院、高倉院、兩御代は少年なるべし、三代集相傳は治承年中也、新勅撰集ゑらみ給は、六十一歳なり、卅二、六百番歌合にあはる、四十歳にて千五百番歌合にあひ、廿六歳にして千載集に入らる、此集はじめなり、此集壽永三年二月仰下されて、文治三年九月に奏覽也、其間卅四ヶ月なり、

〔今物語〕近頃和歌の道殊にもてなされしかば、内裏仙洞攝家何れもとり〳〵にそこを究めさせ給へり、臣下數多聞えし中に、民部卿定家、宮内卿家隆とて、家の風絕ゆる事なく、其道に名を得たりし人々也しかば、此二人には何れも及ばざりけるに、或時攝政殿○藤原良經宮内卿を召て、當時たゞしき歌よみ多く聞ゆる中に、何れか勝れ侍る、心に思はんやう有のまゝにと御尋有ければ、何れともわき難く候とばかり申て、思ふ樣有げなるを、いかに〳〵とあながちにとはせ給ひければ、ふところより疊紙を落して頓て出にけり、御覽せられければ、

明ば又秋の半も過ぬべし傾ぶく月の惜きのみかはと書たり、此歌は民部卿の歌也、かゝる御尋あるべしとはいかでかゑるべき、只もとより面白く覺えて書付て持たれけるなめり、其後また民部卿を召て、前のやうに尋ねらるゝに、是も申やりたるかたなくて、

鵲の渡すやいづこ夕霜の雲井に白き峯のかけ橋と高やかにながめて出ぬ是は宮内卿の歌也けり、まめやかの上手の心は、されば一ひとつなりけるにや、○又見二十訓抄一

〔徹書記物語下〕一定家歌は、殊に戀の歌はゑみ入て何ともかとも覺えぬが多きなり、總じて定家には有家、雅經も、通具、通光も及ぶべきことにあらず、家隆ぞ戀の歌は殊勝によませられて侍る、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、○藤原爲家中納言入道、○藤原定家慈鎭和尚に進ける狀に、我歌の事を云に、西行法師所稱日本第一歌人と云といへども、亡父歌に比するに十分一に不及云々、

〔東野州聞書〕一慈鎭和尚定家卿の被遣たる狀に、御詠亡父卿歌人御入候定家等以の外歌つくりにて、西行稱所天下第一候是猶以歌作にて侍るなり、秘々なり、

〔增鏡七北野の雪〕大かた此御子○宗尊親王の歌のひじりにてぞおはしますめる、みな人のくちに侍るべし、かれのゝまくず霜とけてなどもゝしる御歌なるべし、

〔吾妻鏡五十〕弘長元年三月廿五日丁亥、近習人々之中、以歌仙被結番、各當番之日、可奉五首和歌之

由被二定下一冷泉侍從隆茂、持明院少將基盛、越前前司時廣、遠江次郎時通、壹岐前司基政掃部助範元、鎌田次郎左衞門尉行俊等爲二其衆一、

〔言塵集序〕歌の物たとへと云物を、爲道卿やらんのせられたるにも爲相卿の歌ざまは、秋花野に若き殿上人達、花やかにさうぞきて、小鷹狩ゑたるさま也とか、たとへられたり、是則めづらしき風躰面白きさまかと云々、

〔了俊辨要抄〕一愚身十二三歳の時、祖母の香雲院仰られしは、君達のやうなる御身は、歌といふものを不レ詠しては、あさましき事なり、かまへてよくもあしくもよませ給へよ、歌よまぬ人は面を垣にしてたてられんがごとしと申なり、よまず過給はゞ、恥にて候べきぞとよ、父御れうをば、しより尼が教てよませ給ふぞ、されば人は、親の才を不續は、いふがひなきことぞとをしへ給ひき、

〔常山紀談〕一太田左衞門大夫持資は、上杉宣政の長臣也、鷹狩に出て雨に遭、ある小屋に入て簑をからんといふに、わかき女の、何とも物をばいはずして、山吹の花一枝折て出しければ、花を求るにあらずとて怒て歸りしに、是を聞し人、それは七重八重花はさけどもやまぶきのみのひとつだになきぞかなしき、といふ古歌のこゝろなるべしといふ、持資おどろきて、それより歌に志をよせけり、宣政下總の廳南に軍を出す時、山涯の海邊を通るに、山上より弩を射かけられんや、又潮みちたらんや、はかりがたしとてあやぶみける、折ふし夜半のこと也、持資いざわれ見來らんとて馬を馳出し、やがて歸りて、潮は干たりといふ、いかにして渡りたるやと問ふに、遠くなりちかくなるみの濱千鳥鳴音に潮のみちひをぞ知る、とよめる歌あり、千鳥の聲遠く聞えつといひけり、又何れの時にや軍をかへす時、これも夜の事なりしに、利根川をわたさんとするに、くらさはくらし、淺瀬も去らず、持資また、そこひなき淵やはさわぐ山川の淺き瀬にこそあだ波はたて、と云歌あり、波音あらき所をわたせとい ひて、事なく渡しけり、持資後に道灌と稱す、

雪玉實隆の歌に、雨にきるみのなしとてや山吹の露にぬるゝは心づかじを、抄中後拾遺和歌集云、小倉の家に住はべるころ、雨ふりはべりける日、みのかる人の侍りければ、山吹の枝を折てとらせて侍りけり、心もえでまかり過て又の日山吹心得ざるよしいひおこせてはべりける返しにいひつかはしける、兼明親王、

七重八重はなはさけども山吹のみのひとつだになきぞあやしき

〔兼載雜談〕一曉月法師を、狂歌計よめるとみな心得たり、本は上手なりしが、中比此道に休する事有て、狂歌をよまれしと也、俗名爲守〇爲家子といひし也、

遠くなり近くなるみの濱千鳥鳴ねに鹽のみちひをぞゑる、かやうの名歌あまたよまれしなり、

〔玄旨法印をいためることば〕此道のひじりだち、みことのりをうけ給り、和歌のうらにしてひろへる玉のかず〳〵は、やゝちはこにも過ぬらんかし、家の風かつらををり、名のほまれやむ時なく聞ゆる中にも、五條のまうちぎみ〇藤原俊成より、京極黄門〇藤原定家の一ながれ、其末たえずして、此法印〇細川藤孝まで、正き筋をつたへきたり給へりとぞ、まことにあふぐべし、たうとまざらむやは、過にし八月〇慶長十五年廿日にかくれ給ぬれば、定家卿の正忌にさへあたりにけり、さるべきちぎりやありけん、

〔戴恩記上〕此幽齋法印は凡人にはあらず、定家卿の御再誕として、末代に出たまひ、諸道相傳のたへたるをつぎたまふか、定家卿も多能なり、此法印も多能なり、定家卿は小倉の山莊を去めたまひ、此法印はこくらといふ所を領したまへり、先年定家卿の四百年に、この法印も三十三年忌に天然とあたりたまへるを、あやしと思ひ、このみちにすきたる輩をあつめ、遠忌をとりおこなひ、

和歌の會を仕りし、

〔風のしがらみ 中〕中院内府 通茂 へ二百石の地をまし給ひけるとき、ものなど遣りよろこび云やり

大納言實業卿 清水谷

給ふとて、

道の光代々にもこえて殊更の君が惠みぞさぞな嬉しき

返し

大納言通茂卿

老が身にかけてぞあふぐ和歌の浦やなみには あらぬ君が惠を

〔翁草 十〕享保以來見聞雜記

法皇御所 靈元帝 は、〇 中略 敷島の道にたけ給ふ事、代々の帝にたぐふべくも非ず、上にかゝる君ませば、おのづから時を得て、此御代には名にしあふ、武者小路實陰卿中院通躬卿、西三條公福卿、烏丸光榮卿、冷泉爲久卿、其餘の歌匠餘多おはして、和歌の風體いにしへに恥ず、偏にもろこし盛唐の代に似たり、中にも實陰卿は和歌の德によりて、家にもあらぬ儀同三司の推任を蒙り給ふ、君の仰にも實陰は道遙院このかたの歌詠なりと賛させ給ひ、彼卿は又君を其世の聖と崇うとみ給ふ、

〔四方の硯 雪〕武者小路實陰公年わかゝりし時三條西實教公のもとにて、浦千鳥といふ題を得て終日よみかね侍りしが、家にかへり給ひ、その夜淨華院燒亡ありしを學窓より見給ひて、

鹽竈の烟のよそにたつ千鳥またこととうらの波になくなり、此歌を實教公見給ひ大に賞翫し、足下我傍に三十日はべらばよき歌よみとなるべしと仰ごとあれば、實陰公曰、歌よみにはなりたく思へども、三十日の人の命こそおぼつかなけれとこたへ給ひしが、かゝる才かしこき人とは實教公もゆめ志り給はざりしにや、後ならびなき歌よみとはなり給ふなり、この題をよみかねて給ひしにはあらず、沈思給ひしを志らざりしなり公老年の詠なりといふ説もあり、

〔おほうみのはし〕内に當座の御會ありける時武者小路の儀同三司 實陰公、元文三年薨、いたはることありて參り給はざりければ、竹亭月といふ題たゞいまきとよみて奉るべきよし里亭へおほせごとありければ、

くもならでかせをやまたんくれ竹のなびけば走るまどの月かげ

御つかひにいとどくよみて奉らせたまひけり、この歌を人々めであへりけるを聞かせ給ひて、後日に爲久の大納言にあひて、誠にやなびけばはしるをひとの與じ候なるは、そこのきかせ給はん事こそはづかしく候へとの給ひけり、

〔おほうみのはし〕延寶のみかど 靈元院 烏丸内府 光榮公、延享五年薨、をいみじき歌よみなり、一生に秀歌十首はよむべしとぞおほせられける、

〔風のしがらみ 中〕烏丸内府 光榮 は、近き世にまれなりし堪能におはしければ、俗には今人丸と稱せしほどの事なり、雲といふ題にて、

心なきものともみえず月をねたみ花にかくらふ雲のたちゐは

隱士長流〇 中略

〔年山紀聞 二〕漫吟集序 契沖師の集也

爲章按ずるに、長流は契沖が生前に歌を集めて序をかけり、ともに難波にかくれ、萬葉の古風をこのみて、近代の風にへつらはず、同氣あひ得たる耐久朋といふべし、

〔近世畸人傳 三〕隱士長流

若き時は、下河邊彦六具平と名乘たり、和州宇田の産、父は小崎氏、いかなるゆゑにか、母の氏を稱へ侍ける、もとより妻子なくして、中年より津のくに難波のかたはらに隱居を志め靜に書をよみ、中にも歌學を好み、萬葉集古今集伊勢物語などは、暗記したり、〇 中略 西山公 水戸黃門光圀卿 其才を聞

しめし、召けれども終に去たがはざりしかば、紙筆を賜りて萬葉の注を請たまふにも、こゝろに趣たる時は一二首づゝ注して、又遥がちに侍りしまゝ、果さずして、貞享三年丙寅六月三日に身まかり侍りぬ、春秋六十三歳圓珠庵の契沖師と交深かりければ、遺稿をあつめて晩萃集となづけたり、其集中のうた、述懐のこゝろを、

桂川こゝろにかけし一枝も折られぬ水に身は沈みつゝ

ゆづかつら仰げばいとゞ高き木のきることかたき大和言のは〇中略

爲章按ずるに、長流がうた大かた是らの風體なり、長流は儒學まさり、契沖は佛學に深し、在家出家のさまはかはりたれど、清操ともに昔の隱逸にもおとらぬ人品なりけらし、〇中略 蒿蹊云、予聞けるうち、よしとおぼゆるは、

下野やなすのに去げる篠をとりてあづまをのこは矢にぞはぐなる

つひにわが著てもかへらぬ唐錦立田や何のふるさとのやま

此立田のうたを、右の桂川のうたにあはせて思へば、はじめは出身の望ありしかごも、其才を去る人なければ、おもひすてゝ隱士に終けるなるべし〇中略 歌の體は、契沖師と此人同じ筋也、契沖十七歳の時のうたを見て才を感じ、方外の友となるよし、契沖の徒義剛もかけり、

〔琴後集十序〕一東歌の序

おしてるや難波の圓珠のいほりのひじり、〇契沖 つきねふ山城のいなりの山のはふり〇荷田春滿 こそ、其名をちこちにしもきこえにたれ、この二人のをしへ世に廣まりてより、歌の學びいにしへにたちかへりぬれば、あがりたる世を去たへる歌人もおほくいで來にけり、去かはあれど、得たるところえぬところたがひにしもありて、學びのちからたけたるは、かへりて歌の心におくれ、うたよむかたに心引たるは、なか〳〵にまなびのわざおろそかにて、これをかね得たるなんま

れなりけるさるをこのふたつをかねて、世にもすぐれ人もゆるしたるは、縣居の大人、〇賀茂眞淵 在滿の宿禰、さては橘の翁、〇千蔭 なんありける、此三人のぬしだち、その學のこゝろはひとしきものから、歌の手ぶりはおもひうるかたことにて、心々にぞ有けらし、かれ大人は、尾上のまつの雲をゑのぎて、めも及びがたきいにしへの高きすがたをたふとみ、宿禰は、秋の野にあやおる花のにしきのごまやかなる、中比のたくみをよろこび、翁は糸竹のことさらにまうけたるこゑにはあらで、百鳥の音のおのづからなるゑらべをこのみて、たゞに眞心よりよみ出たれば、いにしへにもよからず、後にもつかず、われとひとつのすがたをなんなせりける、

〔近世畸人傳三〕荷田春滿 附姪在滿 門人加茂眞淵

眞淵は、姓加茂縣主岡部衞士と名のる、はじめは三枝といへり、遠州濱松の人、春滿に從ひ、家僕のごとくして、京師に學ぶこと年あり、學成て江府に下り、大に古學を唱ふ、春滿は萬葉の解に功ありといへども、歌はその風をよまれず、もとより詠歌は主とせず、在滿は、萬葉の比は文華いまだ開けず、故に麁ふますらん其草ふけのゝごとき語を成ざるものあり、歌の盛は新古今集の時なりといへり、〔國歌八論に委しく記す、〕眞淵に及びて、はじめて萬葉の風をよみうつし、文章もまた古言をもてつゞり、一家を成、世の耳目をおどろかす、從ひ學ぶもの多し、その說に、契沖は新墾（にひはり）去つれど、いまだよく植つくさぬ程に過にしこそをしけれ、大人は、〔春滿を述ぶる也〕歌のみか、ふりぬる千々の書どもをあらすきかへせしいたづきのかひさはなれど、まだ刈おさめ果ざるに病にふしつなどいひて、おのれ是がなりはひを遂るよし也、實に古を發揮して、後生をいざなふ功少からず、其證をいはゞ、ある時南郭服部氏をとひて物がたらふついで、唐詩の風韻おとろへて、六朝に及ばぬは、汾上驚秋の詩にて去りぬといふ、南郭いかにとゝふに、されば、北風吹白雲、萬里度河汾といへる起承の句、まことに羈旅の秋情いはんかたなきに、心緒遙搖蕩秋聲不可聞の轉合の句、上の意

を注せしに、氣格の落たるをおぼゆ、吾邦の歌も、後世のさまおとりゆくは、唯かくのごとしといへれば、南郭も大に感伏せしとなり、（私按、今のよのうた、巧みなれば苦しく、輕ければ早弱なるは、やいもすれば、悲しさ、うれしさなどいひはてゝ、含蓄の氣象なし、この論よくあたれり。）又山邊の赤人うしのうた田子のうらゆうちいでてみれば眞白にぞ不二の高ねに雪はふりける、といふを注して、○略註田兒のうらより磯傳にさつたの山陰をうち出てみれば、不盡の高ねの雪、眞白に天外に秀たるを、こはいかでと見て感じたるさまなり、何ともいはで有のまゝに述たるに、其時その地其情おのづから備ること、古の妙なるものなり、赤人は短歌の神なること、此一首にても考らると解て、細注に、悠然視南山といふも相似たりといふ人侍れど、かれはその所にてのこと、是はふと山陰より立出て見出したるなれば、其義異也、また悠然としてとは、みづからのこゝろを注せるに似たれば、猶作れるもの也、此うたは、唯有のまゝなるが似るものなきなりなど論ずる所、ふかくその旨を得たりといふべし、○略中よみうた門人うまきが記しおける中すこし書いだす、○略歟

うまきいふ、是等姿も詞もよろしきものから、こゝろかしこきに過て、いと後の世のさましたり、中さだには詞もすがたも、唯あがれる世のさまにのみよみうつされし多かりしを、やゝ老に至りて、かゝるさまに前のうたのみよみいでられしは、いと高しともたかし、世に聞ゑる人はありやなしや、嵩蹊云、此老の後のは、おのれも聞ゑる人の數に入べし、又若きほどのは、後の世のさまなれば、歌ぬしの後の意にはかなはざらめど、其才のたけたるをおぼゆ、かゝればこそ一家の學をも唱へ出しけれ、中さだのは、姿詞人をおごろかせど、まことには力もいらざるものなれば、我も〳〵とまねびよむ人多く、よくも心得ぬからに、腹を捧ふるに堪ざるものもまゝ、聞ゆ、

〔近世三十六家集略傳上〕賀茂眞淵

眞淵翁は、姓氏賀茂縣主なり、通稱岡部衙士、○略中古昔より、學に精しきは詠歌に感能ならず、詠歌にたくみなるは學識乏し、ゑかるを翁におけるや、學は千載の疑惑を氷解し、詠歌はまたかつて世に秀抜したるの妙所にいたれり、橘千蔭の曰く、○略中歌ひとつ詠出給へるにも、深く考へ、あまたゝびあぢはへて詠出られしなり、歌のさま、始と中頃と末と三のきざみ有き、始めのほどは、物學び給へる荷田の宿禰の歌のさまにかよひて、花やぎたよわきさまなりしを、中ごろより、自らの一の姿と成て、みやびに調べ高く、ゑかも雄々しき筋をよみ出され、齢の末にいたりては、いたくおもひあがりて、誰もこゝろのおよび難きふしをのみ作られきなど有○略中明和六十月晦日没しぬ、

〔歌がたり〕くだれる世にして、いにしへの歌のこゝろたかくすぐれたるよしを、よく考へさだめたるは、わが縣居の翁ぞはじめなりける、かの荷田の東万呂の大人より、いにしへの學の道は、よくその山口をひらきたれど、歌の事は、さだかにあげつらへることもなかりき、また在滿ぬしが八論とかいふは、あらたに考へられたる事とみゆれど、新古今のころなるを、歌のみさかりなりとあるは、猶ふかくもたどらぬわざになむ、また難波の契冲法師は、世にすぐれたる才ありける人にて、古の歌をときうる事の正しきすぢは、この人をこそはじめとはすめれど、歌よむことのうへまではこゝろおよばずやありけむ、今漫吟集の歌どもをみるに、こまかにたくみなる歌はみゆれど、いにしへのたかくのどかなるすがたをまねびいでたりとおぼゆるふしはみえず、すべてこの法師の歌にしては、猶ふさはしからぬやうにぞおぼゆるかし、かにかくにいにしへのたかきてぶりをゑのばむひとは、わが縣居の翁がをしへによらでやはあらむ、

〔玉勝間八〕藤谷成章といひし人の事

そも〳〵此ごろのうたよみどもは、すこし人にもまさりて、もちひらるゝばかりにもなれば、お

のれひとり此道えたるがほして、心やりたかぶるめれど、よめる歌かける文、いへる説などをきけば、ひがことのみ多く、みないとまだしきものにて、これはとおぼゆるはいとかたく、ましてぬけ出たるはたえてなきよに、この藤谷は、さるたぐひにあらず、又ふるきすぢをとらへてみだりに高きことのみいふともがら、はたよにおほかるを、さるたぐひにもあらず、万葉よりあなたのことはいかゞあらむとらず、六運の辨にいへるおもむきを見るに、古今集よりこなたざまの歌のやうを、よく見えれることは、大かたちかき世に、ならぶ人あらじとぞおぼゆる、北邊集といひて歌の集もあるを見たるに、よめるうたは、さしもすぐれたりとはなけれど、いまのよの歌よみのやうなるひがことは、をさ〳〵見えずなん有ける、さもあたらしき人の、はやくもうせぬることよ、

〔松屋叢話 一〕加藤又左衛門橘千蔭は枝直の子也、號をば芳宜園といふ、うたよむわざにこよなう名を得て、東國に此道眞盛になりたるは、平春海と千蔭とのちからによれりし也、千蔭は手かくわざにもことにすぐれ、春海は文つくるわざと、まなびの道にたけて、かたみに兩輪のごとく、その名とゞろきたり、ある時都の小澤蘆庵に物まなべる小野勝義、おほやけ事にて、む月のはじめ江戸へまかりけるにことづけて蘆庵がもとより、

立よらばたちもよらせよ橘のかげふむ人は道まどひせじ、といひおこせければ、〇下略

〔琴後集 一〕ことゞりぶみのはしことば

我が家のほとけたふとぶことにはなけれど、うまく此道々にゆきとほりてよろづたど〳〵しからぬは、ひとり我が〇清水濱臣師にしごりのやの翁〇村田春海のみなんおはしける、〇中略歌をのみたてものせられしとにはあらねど、おのづから此かたにて世にゞられ、人にもちひられつゝやう〳〵天の下たかきもみじかきも老たるも若きも、ゞる〳〵ぬ歌よむ人とだにいへば千蔭、春海、

と口にいはざるものなきやうにはなりおはしにけり、そのうたのすがた、芳宜園のをお〇千蔭は、いきほひ雄々しく、詞はなやぎたるを好まれ、翁は、さびたるさまの、こまやかになめやかなるふしを心とせられにけり、

〔筆のすさび 四〕春海、予〇菅茶山に逢しとき、昔の歌よみ人は多半儒生なり、古今集の撰者の官職にても見るべしなどかたりし、春海名山の詩をこひあつむとて、予に淺間岳の詩をつくらしむ、其後程なく身まかりしとき、ぬ、其詩はいくばくかあつまりけん、同じ時千蔭にもあひし、みな木村定重を介とす、定重俗稱俊藏といふ、與力衆なり、千蔭は隱居して總髪なり、顔色容貌さしも歌人と見えたり、耳ゑひて、息女を傍におきて彼此の言を通ず、春海は半髡にて、頭大に下ほそりたる顔なり、一面舊知のごとし、磊落の人なりし、蒿蹊は近江八幡の人、京に住す、小男にて剃髪す、音吐大によく談ず、

〔近世三十六家集略傳 下〕藤原宇万伎

美樹翁は江戸の人なり、氏は藤原、通稱は加藤大助、靜舍と號す、賀茂翁の門に入て古學を研究し、詠歌また妙所にいたる、當時江戸にして、千蔭、春海、美樹、魚彦の四翁を、緑門の四天王と稱す、ゑかしてをの〳〵其詠歌の體異に一風をなせり、千蔭は詞姿はなやかに艶なるを好み、春海は、さびたるさまのこまかなるを意となし、魚彦は、ひたすら古詞を好みて、古語を自由にせんことを修す、此翁はまた、賀茂翁の晩年の口調の、秀抜して絶て及ぶべからざる風致をこゝろざして、竟に其妙を得たりと謂べし、寶暦中、其仕ふる君に陪從して浪華に至りしことありし時、その記行の歌あまたあり、ことに〳〵く絶唱にして、頗る感あり、ことに信濃の國桔梗原を過るとて、ものゝふのくさむすかばねとしふりてあきかぜさむしきちかうのはらなど詠る、人みな感慨して、猶肌寒く覺ゆ、

〔近世三十六家集略傳下〕香川景樹

景樹翁は、因幡國鳥取の家臣某氏の次男なり、出て京師に來り、香川陸奥介景柄の養子となる、景柄は後黃中と號して、詠歌に精巧にして時に名譽なり、其先は周防岩國の老臣、後故ありて退隱し京師に來り、梅月堂宣阿堯眞と號し、清水谷實業卿の門に入て、歌を以て一家をなす、家を一條の街にトす、故に一條の今西行と稱す、其子景新の子なり、世々歌學をもつて聞ゆ、德大寺家の侍にして、從六位に叙し、詠歌を能す、景樹翁少きより歌を好み、天稟の妙あり、故に景柄これを嗣とす、されども香川を以て稱して同じく德大寺家の侍たり、長門介に任ず、終に近年獨歩の名人と稱せらるゝに至る、翁始め京師に來りて、所業なきがゆゑに大いに窮す、こゝに於て旦より昏にいたるまで苦學し、暮より吹笛して導引をなす、其中感慨の歌を詠じて曰、ゆふべ〳〵さらべあやなくふく笛のあなあはれともきく人のなき、人皆これを聽、その才の凡ならざるを賞す、其詠歌に妙なる、始よりかくのごとし、後一家をなすに至つて江戸に往て大いに其風を唱へて昌なりと、歸路中空日記を著はす、其文中にても、昌なる見るべし、翁嘗て古今集を正しく解得んことを深く志ざし、夙夜研究して、竟に古今集正義を著はす、其說たるや、契冲師の餘材抄縣居翁の打聽、鈴屋翁の遠鏡等、其他古注普ねく涉獵し、諸說の誤りを辨駁し一己の見識を立て、大いに新說を出し、古人未發の考へ最も多く、ことに歌の總論をいへるなど、また奇なり、人甚だ伏す、自ら曰、歌はよむことの難きにあらず、よく詠こことの難きなりと、悅目抄に見えたれど、さからず、そはよく詠ことの難きにあらず、よく知ることのかたきなり、これを知ときはよく詠ことの難からじと、又いふ、先達いまだ古今集の骨髓の妙味をさらず、故にまた詠歌の極意を解するなし、余その風致を知り得てこれを詠ずと、後岡崎に住し號を桂園といふ、また鴨河の西岸に別居し東塢亭萬水樓と號す、こゝにして頻りに歌書を講じ、徒に數示す、時に門に俊才の士輻湊して數を受、名簿を納て添削をこふの士千を以て數ふ、海內翁の門人のあらざる國一としてなしといふ、故に詠草を諸州より送りて添削をこふに、加點年をこゆるにあらざれば一廻せずと、また詠歌の懷紙短冊等をもとむるもの其謝物をいとはずしてあらそひ得るを以て、染筆の繁なるをわづらはしとして、謝物の價を定むるにいたる、こゝに於て、あるは是を譏るの人もありと、さからず、雖も、近世和歌者流にして、此翁のごとき盛昌なる、いまだ其人あらずと、當時江湖の歌人翁の門下にあらざるも、其口調を慕ひて風靡す、また翁を議するの徒も、密に其風致に擬する頗る多し、實に詠歌の一變といふべし、故に世に景樹風と稱す、晚年にいたりてます〳〵一體の妙を得、往々人をして驚嘆せしむる奇快の詠もあり、また其誹諧歌と號するなど、實に人の意外に出る多し、門人ます〳〵敬重して神のごとくす、最も翁の眞面目を得て一家をなすの士頗る衆し、また天保の後度、琉球人來聘せしに、其正使浦添王子といへる、翁の風を欣慕し、門に入て詠歌の添削をこふ、浦添もとより歌をよくす、凡てかの地の人、歌を好めること近年甚し、故にこゝにいたる、實に其美を異邦に及ぼせしなど、大盛事として國華ならずや、翁山陽賴氏と友とし善して、常に和漢詩歌の義を論ず、山陽は翁に歌の義を聞、翁はまた山陽に詩の論をきゝて、かたみに交易し、其術を精細にす、平生諸客來るごとに、觴を取て嘉肴座にみてり、實に其體大靑樓のごとし、其間にも翁依然として古人古歌を論じ高談人意を挫く、嗚呼また盛なりといふべし、後天保十三年從五位下肥後守に叙任す、時に天保十四年癸卯三月晦日卒す、年七十四、門人歎惜し、禮を厚くして洛東聞名寺に葬る、後の名を實參院悟阿在焉居士と號す、また後吉田家より諡號を桂園靈社と賜ふ、門人これを以て祀る、翁著す所の書、古今集正義百首異見、土佐日記創見、中空日記新學異見、六十四番歌結、うす氷、桂園一枝、万葉集揖解、活言考等なり、

〔寄居歌談ニ〕都にて名高きうたよみは、景樹の翁季鷹縣主のふたりなりけり、その内季鷹は、むねとたはれたるうたをよみほこりて、まことの言の葉に心いれぬ人なりしかば、物よく心得たる人は、さのみ云たひもよらざりしにやありけん、香川は、ひとつのふりをくはだておこして、これまでよみふるしたる體を改めたる人なる故に、そをよしとおもひつく人は、云たがひ學びなどして、その流れやう〳〵ひろがりたれば、縣主にならべいふべくもあらぬこの道の宗匠になん、富士谷御杖こそ、成章の跡をつげる人にて、家の子はさすがに殊なるものにや、よみくちも心にくゝ、この頃までもながらへたらましかば、これはた一門を開くべく見えたりしに、はやう身まかりけるなんあたらしき、○略○中江戸には開ゆるうたよみいと多かるよしなれど、おのれいまだものせぬ所なれば、書おこする人もをさ〳〵なしさるからに、たゞたよりにつけて名を聞云れるのみにて、いづれを上手とも得さだめず、弘正方がいふをきけば、小林元雄、海野幸典、木村定良などいふぬしたちは、よはひもやゝたけられて、うけばりたるこの道の宗匠なれば、いとやんごとなし、本間游清、村田春野、仲田顯忠、塙忠寶、井上文雄、前田夏蔭などは、みな今をさかりの人々にて、世のおぼえくちをしからず、とり〳〵にめづらしくよみいづめれど、なほ中の品なるべしとか、されどこのうちにも、おのづから劣たるかたにちかきは、けはひもさすがにはなやかならず、わかきはかはらかなるべければ、おしこめてもあげつらひがたかるべし、なま〳〵のかんだちめよりも、非參議の四位どものといふべきもあめりかし、なほよく聞たゞして、こんとしの卷にかい云るすべし、

〔稻舍長歌集上〕故橘守部翁の、みくに學びにいたり盡せることは、いまさらいふべきにもあらねど、世にあらはされしふみのかずいとおほきなかに、長歌撰格は、かみつよのたゞしき句格をさとし、中つ代のおとろへしさまを云めし、ちかき世のひがことをあげつらはれしふみにて、この

みちのためには、いともたふときおきてぶみにぞありける、そのころ翁の長歌にあやしくたへなることをきゝつたへて、あへ橘の下蔭をふみならしてこゝにひし人々のなかにも、この稻舍のあるじ○日下田足穗のよみいでられしを、おほかたならずめでられしこそ、

〔草緣集序〕縣居の賀茂の翁、この武藏野の江戸の城の邊にていざなはれし古學の道、世にひろごりて、そのゆかりを云たふ人々いとおほかり、おのれ○天野政德もかたはしをうかゞふことを得て、あはれと見し言ぐさをあつめ、心なぐさの友とせり、いでや其哀と見しは、高田の大人○與清の、花やかに云かもをゝしきすぢにたくみ出られたる、片岡の大人○寛光のごまやかに心をこめて、をかしうつゞけられたる、大石の大人○千引のげだかくうるはしういひなされたる、とり〳〵にまなびつべく、のりとすべし、

〔寄居歌談ニ〕勝間田盛稔云、八雲御抄に、作者中儒者多出來、近代非歌人儒者多、其不可然歟、とかゝせ給へり、むかしは歌をよまぬ儒者なし、菅江の二家にうたよみ多きをもて云るべし、近世も藤原惺窩林道春よりこなたの儒者の中に、新井白石、石川丈山、室鳩巢、貝原益軒、伊藤仁齋、三輪執齋、熊澤蕃山、雨森芳洲などをはじめ歌よみいと、おほく、あぐるにたへず、おのれそれらの中に、もとも國風にすぐれたるを三十六人撰びおけり、然るを近比江戸の太田錦城がものしたる梧窗漫筆に、よそにのみみてややみなんかつらきや高まの山のみねのゝら雲、といふふる歌を引て、美望の心をいましめたる歌なりといへるは、かたはらいたき誤解なり、見てややみなんは、いはゆる反語なるをや、詩のてにをはをば辨へながら、歌の平仄はふつに云らぬ人とおもはる、この人は世にとゞろくはかせにて、頗る考證家なるすら云かり、いはんやおほかたの儒者をや、因みにいはん、太宰春臺が、みづからよみおきし歌ども焼すてゝ、歌をよむとも、とても搢紳家にはおよばじといへるは、いふかひなきことにて、さばかりものゝ云れる學者の詞にはいとをさなく聞ゆ

るをや、國風をいかでか公家ばかりのものといはん、萬葉よりこなたの集どもをみても知べし、たゞうとの歌は更なり、法師乞食遊女のさへ多く入たり、公武わかれたるのちも武人横槊の作いと多く、もろこしの詩も、田夫紅女をわかたず、詩と歌といかでかことならん、あるおそ人、ふるき繪卷ものに、渡し守の烏帽子著たるをみてむかしは公家衆もかゝるわざし給ひけりといへる、太宰の論これにちかし、

〔二中歷十二俊歌〕歌人

僧侶

僧正聖寶　僧正遍照　僧都勝延　律師幽仙
基泉法師宇治山　素性法師良因院　清胤僧都　觀敎法橋
尊藝法師　眞諦法師　承均法師　增觀法師
神退法師　惠慶法師　祐泉法師　安寶法師河原大臣孫
戒秀定額　定祐法師　沙彌滿誓　增基法師聖源父
古曾部入道能因　大川供奉良勢　横川大供奉慶範、大外記致時男
六角堂別當　別所供奉賴慶　大宮禪師懷圓道濟男　雲林院供奉永胤
駿河禪師慶爲　祇園別當良暹母實方中將家女白菊　藏人入道叡覺、俗名信綱、
山人觀世音寺別當永源肥後權守敎叙男　永成法師字古□

〔群書一覽五撰歌〕釋門三十六人歌仙　一卷　勸修寺僧正榮海

貞和三年三月廿日あまりの比の自序あり、左右をしるさず、おの〳〵歌一首を擧たり、

達磨和尙、菩提僧正、異本に婆羅門僧正菩提とあり　大僧正行基、傳敎大師、弘法大師、慈覺大師、智證大師、沙彌滿誓、僧都玄賓、僧正遍昭、喜撰法師、僧正聖寶、素性法師、空也上人、日藏上人、蟬丸、性空上人、少僧都源信惠慶法師、能因法師、良暹法師、律師永觀、登蓮法師、大僧正行尊、僧正永緣、俊惠法師、道因法師、西行法師、大僧正慈圓、二品親王守覺、法橋顯昭、寂蓮法師、寂念法師、僧正行意、貞慶上人、高辨上人異本明惠上人○中略

一本奥書に云、○中略以他本校合、付異儀畢、他本聖德太子の歌第二人に入て、貞慶上人なし、瞻西上人有て律師永觀なし、

〔寄居歌談二〕法師の內にも歌よみいと多し、そはまづ遍昭、素性、喜撰、能因、西行、慈圓、寂蓮、蓮性、頓阿、兼好のたぐひなり、しかれどもこれらはみなひとたび世のうき波にかづかれし人々にて家を出られし後も、佛のかたのつとめよりは、此事にひたすらおりたゝれしかば、中々に世をたもてる人にもまさりて、いたり深きかたもありけんかし、されば世をのがれんとて家を出たると、世を遁れながら家にすむとのけぢめあるべし、

〔桐火桶〕　西上人○中略

此人のうたの體を申さば、えもいはずさかんなる花の、えだなびくほどなるに、春雨うちそゝぎ、まどのかすみうすくたちわたり侍るに、おとなしやかなる卿相の、けうそくによりかゝりて、ひとりながめたるなどや申べき、

慈圓○中略

柏木の梢などを見わたせばおもひもかけぬ時雨のうちそゝぎて、峯のむら雲とをらかにうき迷つゝ、かゝるけしきのありけるやと覺るやうにや、

寂蓮○中略

夕日ほのかなるに、うす霧たちそめていとおかしきに、まつをよそなるもみぢ、うすくこくまじれるに、山おろしのつよからぬほどをとなひたるなどやかなふべき、

〔歌仙落書〕俊惠法師六首

風體高くうるはしきすぢ也櫻の盛なるこやいふべからむ○略中

登蓮法師八首

風體たけ高く、きら〳〵しく、また面白も侍る成べし、嵐の山の秋の夕ぐれ、木々の梢まばらに成行まゝに、大井川のゐせき錦をさらせるをむこやおぼゆる○略中

寂超法師三首

風體さびたるさま成べし、明石のうらの霧がくれに、海士の釣舟きえ行をみるこや云べからむ○略中

寂然法師五首

風體情ありて、ことにかすかに、始終たしかならず、宇治山の跡をおもへるにや、かく歌の心を思ひたるなるべし、秋の月の曉の雲のたなびくが如くなりこやいふべからむ、

〔續歌仙落書〕沙彌寂賢

風體めづらしきふしなく、やよひの晦日頃、散はてたる木末をみるこゝちなんする○略中

鴨長明

風體比興を先として、またあはれなるさま也、潯陽江頭に琵琶の曲にむかしがたりをきく心ちなむする、

〔扶桑略記二十三〕寛平十年○昌泰元年十月廿一日、太上天皇○宇多有御鷹狩遊遙、廿三日、早朝進發○中略上皇馬上勅曰、素性法師、應住良因院馳使令參會於路次、卽差右近番長山邊友雄請之、法師單騎、參會路頭、上皇感歎、法師脫笠揚鞭、前驅而行、勅曰、相隨者總是白衣禪師稱須假隨俗法、仍號曰良因朝臣、取住所之名也、日暮留宿於大和國高市郡右大將○菅原道眞山莊也、勅曰、良禪師者、和歌之名士也、宜爲首唱以慰旅懷、卽各進和歌、廿九日欲向住吉濱、爲惜素性法師歸本寺留連未能發行、勅群臣

令獻惜別之歌云々、歌終施法師御服少衣一襲、細馬一匹、法師數盃之後、兼感恩賜著御衣、騎御馬、向山直去、侍臣惜而群立目送、人々以爲今日以後、和歌興衰矣、

〔袋草紙三〕惠心僧都ハ、和歌ハ狂言綺語也トテ不讀給ケルヲ、惠心院ニテアケボノニ水ウミヲ眺望シタマフニ、ヲキヨリ船ノユクヲミテ或人、コギユク舟ノアトノシラナミト云歌ヲ詠ジケルヲヨキヽテ、メデタマヒテ、和歌ハ觀念ノ助緣トナリヌベカリケリトテ、其ヨリ讀給ト云々、サテ廿八品幷十樂歌ナドモ其後讀給ト云々、

〔續世繼九賢き道々〕能因法師、月明く侍りける夜、いたうにむかひて、ひさしのふきいた所々とりのけさせて、月やどして見侍りけるに、門たゝくおとし侍りければ、女ごゑにてとひ侍けるに、うちより勅使のわたらせ給へるなりと、めぶといふものゝまうしければ、かどひらきていづみのもとに、御つかひの藏人いれ侍りけるに、おほせはべりつればにはかに馬づかさの御馬めして、いそぎたいめんするよしなどたれにか有けん、そのときの藏人の申侍けれども、

月よよしよよしと人につげやらばこてふにたりまたずしもあらず、といふうたをなむ申ける、おなじ御ときのことにや侍りけん、たしかにもきゝ侍らざりき、

〔古今著聞集五和歌〕能因は、いたれるすき物にてありければ、

都をば霞とともにたちしかど秋風ぞふく白川の關、とよめるを、都に有ながら此歌をいだされん事念なしと思ひて、人にも玄られず久しく籠居て、色をくろく日にあたりなしてのち、陸奥國のかたへ修行の次によみたりとぞ披露し侍ける、

〔袋草紙三〕竹田大夫國行ト云者、陸奥ニ下向之時、白川關スグル日ハ殊裝束ヒキツクロヒムカフト云々、人問云、何等故哉答云、古曾部入道○能因ノ秋風ヲフク白河ノ關ト讀レタル所ヲバ、イカデ

カケナリニテハ過云々、殊勝事歟、能因實ニハ不下向奥州、爲詠此歌、竊ニ籠居シテ、下向奥州之由ヲ風聞云々、二度下向之由アリ、於一度者實歟、書八十島記、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿九日丁亥、越白河關給、〇源頼朝 關明神御奉幣、此間召景季、當時初秋也、能因法師古風、不思出哉之由被仰出、景季扣馬詠一首、

秋風ニ草木ノ露ヲ拂セテ君ガ越レバ關守モ無シ

〔愚秘抄〕能因法師が、秋風ぞ吹白河の關と云歌をよみ出して此歌は其羈中にさしむかはでは、無念なるべきが故に、是を披露せんために、洛中の好士等に、東の修行に出る由のいとまこひて、半年にをよび、居所にわざと二階の所をかまへ、軒の板を日のさし入ほどこぼちあけて、面を日にあてゝくろめて指出て、修行よりいまきたり侍ぬとて、此歌を披露しけるとかや、又或はながらの橋のかなくつを、いかにしてか感得して侍りけん、年比錦の袋に入てくびにかけて侍けるを、めされけれども、おしみ申によりて、夜陰に及て勅使どもゆきむかひて、うばひとりて參ければ、あしずりしてかなしみけるは優にぞ覺え侍る、これさながら道をおもくする故也、

〔袋草紙三〕加久夜長刀帶節信ハ數奇者也、始テ逢能因テ、相互ニ有感、能因云、今日見參ノ引出物ニ可見物侍トテ、自懷中錦小袋ヲ取出、其中ニ鉋屑一筋アリ、示云、是ハ吾重寶也、長柄橋造之時鉋クヅナリト云々、于時節信喜悅甚テ、又自懷中紙ニ裹物ヲ取出、開之見ニカレタルカヘルナリ、コレハ井堤ノカハヅニ侍云々、共感歎シテ各懷之退散云々、今世人可稱嗚呼歟

〔續世繼八源氏の御息所〕平等院の僧正行尊とて、〇中略 歌よみにおはして代々の集どもにも、おほくいりたまへるとこそきゝ侍れ、笙のいはやにて、

草のいほを何露けしと思ひけんもらぬいはやも袖ぞぬれけるなどよみ給へり、つたへきく人の袖さへしぼりつべくなんきこえ侍る、おほみねにて、後冷泉院うせさせ給て、よのうきことなど、おもひみだれて、こもりゐて侍りけるに後三條院、くらゐにつかせ給てのち、七月七日まゐるべきよしおほせられければよめる、

もろともにあはれと思へ山櫻花よりほかにしる人もなしなどよみたまへり、歌よまざらんは、ほいなかるべき事なるべし、いとゞ御こゝろもすみまさり給けんかし、てかきにもおはして、かなの手本など、よにとゞまり侍るなり、

〔續世繼十敷島の打聞〕近くおはせしよがはの座主の坊に、琳賢といひて、心たくみにて、石だてかざりぐるまの風流などするもの侍き、うたへ申ことありて、藏人頭にて雅兼中納言のおはしける時、かの家にいたり侍けるに、大原のたきの歌こそ、いとをかしくきこえしかと侍けるに、うれへ申ことはいかでも侍なん、このおほせこそ身にしみてうれしく侍れとてなん、限りなくよろこびていでにける、その歌は、はなぞのゝおとゞ〇源有仁の、大原の房のたきみにいたりたまへりけるに、

今よりはかけておろかにいはしみづ御らんをへつるたきのしらいと、とよめりけるとぞ、たはぶれごとのやうなれども、ことざまのをかしくきこえ侍れば、申侍になん、

〔愚秘抄〕さても西行上人の歌勢を能々見侍れば、誠に此道の權者と覺侍り、天氣もつねは無比の上手とおぼしめされけるにや、柿本の再誕の例のしごとよと勅定ありき、〇中略 但西行上人の樣をまなばんことは、其人ならでは、非器の輩の努々かなふまじきさまにて侍り、まね損せば、世に平懷にも又かたはらいたくもきこゆべき也、

〔古今著聞集五和歌〕保元の亂によりて、新院〇崇德讃岐國にうつらせおはしましけり、和歌の道すぐれさせ給ひたりしに、かゝるうきこと出きたれば、此みちすたれぬるにやとかなしく覺へて、寂念法師がもとへよみてつかはしける、西行法師、

ことのはのなさけたへぬる折ふしにありあふ身こそかなしかりけれ

返し、寂念法師、

おもきおもまやたえぬる道もなく〳〵も君とのみこそ跡をおのばめ

〔長明無名抄〕一ちか比は、隆信、定長○寂蓮と（中略）○九條殿右大臣と申し時、人々に百首をめされしに、隆信作者に入て、今事なるうちに日數もなくて、物さはがしかりければ、いとよろしき歌もなかりけり、其比定長は出家ののちにて、身のいとまもあれば、今すこしのどやかにあんじて、無題の百首をみがきたてゝ、とり出したりけるに、たとしへなく勝りたりければ、その時より寂蓮左右なしといふになりぬ、御所邊には、いかなるをこのものゝ、おなじつらのよみくちと つがひそめけるぞとまで仰られけるとぞ、のちに隆信からきことにして、早くおもなましかば、さるほどの歌仙にてやみなまし、よしなきいのちのながらへて、かく道のはぢをあらはす事とぞいはれける。

〔明月記〕建仁二年七月廿日、午時計參上、左大辨云、少輔入道○寂蓮、俗名定長逝去了由者、天王寺院主申內府、未聞及、歎聞之卽退出、已依爲輕服身、浮生無常難不可驚、今聞之哀慟之思難禁、自幼少之昔久相馴、已及數十廻、況於和歌道者傍輩誰人乎、已以奇異之逸物也、今已歸泉、爲道可恨、於身可悲、

〔薩戒記〕應永卅三年十二月十五日甲戌、聖無動院僧正宗意相具兒來臨、件童可遂出家可爲予猶子之由被懇望、答不可有子細了、抑件僧正者、有朝舊臣長親卿花山院尹大納言師賢卿孫子也、依有一門之好、近年予所申通也、近來號畊雲菴、入道內相府○足利義持令崇敬給者卽此長親卿也、有職長才之人也、殊達和歌之道云々、

〔日本諸手船十六文史〕明魏法師名於和歌

釋詁、斯史、○大日本史載長親官級次第、委曲詳密、然省略其仕何朝、檢父家賢傳、曰家賢事後醍醐帝爲侍從、尋事光明院爲參議（補任）正平六年詣行在（太平記）尋復仕崇光院爲權中納言、至二十一年再詣行在、爲大納言、歷內大臣、右近衞大將、明德四年薨、嵯峨號妙光寺（新葉集、常樂記）三子、長親、長賢、僧元要云々、

繇是當其少壯也、南北構兵之際、隨父奔走東西、爲萍梗身、其間歷仕北朝、乃曁天下一統、終至高官、而播名譽、至今和學者流一稱明魏法師、不謂前名、其深於歌道亦可觀矣、

〔今來風躰抄〕貞和の比は、毎月三度の月なみ、百首の會○略頓阿、慶運、兼好、定衆にて、所存を申侍りし也、齋藤道英などは勿論なり、門眞霜臺入道頓阿などもよさせ侍りし、其比は頓慶兼三人、いづれもいづれも上手といはれしなり、頓阿ばかり、幽玄におすがたなだらかに、ことゞ〳〵しくなくて、おかもうたごとに一かど珍らしく、當座の感もありしにや、慶運はたけをこのみ、ものさびて、ちと古躰にかゝりて、姿心はたらきて、みゝにたつさまに侍りしなり、爲定大納言は、ことの外に慶運をほめられき、兼好は此なかにちとおとりたるやうに人々も存せしやらん、されども人の口にある歌どもおほく侍るなり、みやこにかへれはるのかりがね、此うたは頓も慶もほめ申き、ちと誹諧の躰をぞよみし、さればいたくのことゞもなかりしなり、道英うたも、爲定卿ほめ申されき、すぐ〳〵とよく仕しにや、門眞藥師寺などうたよみの名取侍りし、顯阿も四條道場にありし比、名譽し侍りしにや、此ほか祖月圓照などいふものどもの事は、終に不參會侍るなり、

〔筆載雜談〕一頓阿は、二條殿の末、師實と云人の子孫なり、等持院殿ふかく御目をかけられしなり、

〔徹書記物語上〕一花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものかはと、兼好がかきたる樣なる心ねをもちたるものは、世間にたゞ一人ならではなき也、此こゝろは生得にて有也、久我か德大寺かの諸大夫にてありし也、官が瀧口にてありし也、後宇多院崩御なりしによりて遁世しける也、やさしき發心の因緣なり、隨分たてまつりける也、

の歌仙にて、頓阿慶運淨辨兼好とて、其比の四天王にて有しなり、

〔梅菴古筆傳〕正徹書記、字清岩、世稱山端之清岩、因名歌號招月菴、氏族備中小田也、詠草名草根集、兼良公製序、今川了俊爲尹卿二人之門弟也、長祿二年五月九日死、七十九歲、門弟正廣、正般、正周等、一時遊敷島道者無不問津、唯有雅世堯孝、妬忌徹之天才、故詠歌不入新續古今云々、

〔翁草百六十九〕徹書記は、幼にして今川貞世入道了俊に陪し、後洛東福寺栗棘の庵主也、貝原篤信の筑前風土記に書る正徹潟の事も、此徹の因也、和歌は冷泉爲秀卿に學ひて、略 中 其後都の東今熊に住て類火に遇ひ家集をうしなひぬるに、はたそれより後のよみ歌をあつめて草根集と云、

〔おほうみのはし〕草根集は正徹法師が招月庵かご後水尾院めづらしき心をよみ給ふごとに、またくせ法師もやよみおきつらんとて、此集をさぐりもとめさせ給ひけるに、はやうよみ置きにけりとて、いださせずなりぬる事たび〳〵なりとぞ聞えし、

〔徹書記物語上〕わが家は東洞院にありしなり、そのむかひに奉行の治部といひたるもの、所に、月次ありて、略 中 それからひた出に出もてきて、歌をよみならひし也、そのころ十四五歲にてありし也、そののち奈良の門跡に奉公つかまつり侍し比、むろ山の講堂供養に、上童にて供奉しなごして、奉公にひまなかりしほどに、さばしうたをもよまざりけり、そののち親にをくれ侍しから、又さし出うたをよみ侍しなり、治部がところの會より以來の詠草三十六帖ありしなり、三万首餘あるべきなり、それをみな今熊野にてやき侍し也、そののちより今までの詠草二萬首にちことたらぬものなり、

〔標注曾丹集〕中むかし圓融華山の頃、世にぬけいでたるよみくちおほかりし中に、とりわきて一

ふしもとめいでめづらしくあたらしき心詞を好みよまれたる歌仙おはしけり、曾根丹後のざうになんおはしける、略 中 いたくこちよりて、靈元東山のほどに、世にぬけ出てびとふしたくみなることをこのみ、曾丹後のてぶりをゑたはれたる歌人有けり、高津の阿闍梨 神 契 也けり、略 中

濱臣、

〔近世畸人傳三〕僧契沖

僧契沖、諱空心、俗姓は下川氏、略 中 寛永十七年庚辰尼崎に生る、年甫五歲、母間氏口づから百人一首を授るに、不日によく記得す、父も實語教を授るに、又同じ、父母おごろきあやしみぬ、略 中 偏くみて、廣く其書を探る、略 中 水戸西山義公、長流が果さゞりしとて召しかごも、これも亦固く辭して參らず、然れごも公の萬葉の注を、此阿闍梨におほせ給ふとて、開卷第一首雄略帝古義を好たまふをよろこび、遂に万葉代匠記廿卷、總釋二卷を作りて參らす、開卷第一首雄略帝大御歌に籠の字の訓をゑらず、ことよみきたれるを、加太麻と訓じ、神代紀の無目堅間を證とす、西山公その卓見をよろこび、且其おぼす所に合ことを奇とし給ひ、白金千兩絹三十疋を賜ひて、是を勞ふ、師卽寺院の修造に充、かつ貧乏のものを贍して、一も畜へず、又古今餘材抄を著す、明石のうらの朝霧のうた古注眺望とし、或は行を送るとせるものを非とし、こは家山日に遠く、前程限なき波の上朝霧朦なる間にたゞよふ旅懷を述ぶ、故に紀氏も羈旅部に納ると說、義公これを讀たまひて、掌を抵て千古の發明とし、書をたまひて一たび來まみえん事をゑひ給しかごも、林壑の性、公侯に謁するに慣ずとて、遂に就ず、略 中 記臆比類なきことは、圓珠庵にして萬葉を說に、古今の事實、援引せる所の歌詠等、始より思慮に亘らずして綿々口に絕ず、連珠の函を出るが如し、或は人ありて、師の古歌の記得をとふに、三千首以上自ゑらずと答ふ、所著厚顏抄三卷、古事記日本紀の詠歌童謠を注す勢語臆斷四卷、百人一首改觀抄三卷、源注拾遺八卷、勝地吐懷篇貳卷、略 註 河社二卷、類字名

所集七卷、名所補翼抄八卷、和字正濫五卷、代匠記二十卷、總釋二卷、古今餘材抄十卷以上爲章著す行實に出す所かくのごとし、又正濫の難に答書八卷、義剛遺事にいふ、此外予〇伴蒿蹊しる所雜記、雜雜記、新勅撰の評、二十一代集、古今六帖の校合をはじめ、物語のたぐひに、此師の書入あるもの多し〇中略

蒿蹊又按此師の歌學、顯昭法橋の說を梯として古書を見明らめしものとおぼし、凡近世の人唯中川の流の說にあらざれば、道の言にあらずとす、是によりて、過を過にて傳ふるが道なりといふ說さへおこれり、此師此關を透過して、一事一語徵をいにしへにとる、其中或は過不及なくしもあらざらめど、一たび此道ひらけてこそ、是に次ていふ人もいできけれ、然れば千歲の一人といはんも、過言にあらじ、

〔玉勝間九〕契冲が歌をとけるやう

歌の注はむつかしきわざにて、いさゝかのいひざまによりて意もいきほひも、いたくたがふこと多きを、契冲は歌をとくこと上手にて、よくもあしくも、いへることのすぢよくとほりて、聞えやすし、しかるにをり〳〵くだ〳〵しき解ざまのまじれるはいかにぞや、たとへば遍昭僧正の天津風の歌の注に、もとより風雲ともにうきたるものなれば、久しく吹とづべきものにはあらざるによりて、しばしといへる詞よくかなへりといへるたぐひ也、すべてかのころなどの歌は、よみぬしの心には、さることまでを思へるものにはあらず、然るをかくさまにこまかに意をそへてとけるたぐひは、思ふに佛ぶみの注釋どもを見なれたるくせなめり、

〔近世三十六家集略傳下〕僧慈延

慈延叟は、洛東岡崎村に卜居して大愚と號し、また咄屑庵といふ、もと天台の僧にして、佛理を研究して、最も知識たり、しかれども世の俗僧と侶にせんことを厭ひて、終に隱遁し、冷泉爲村卿の門に入て詠歌を學び、頻りに進みて、竟に感能にいたる、當時平安にして所謂小澤蘆庵、伴蒿蹊、僧澄月、慈延叟、これを和歌四天王と稱す、叟また漢學にも精しくして、最も博文多識、故に其歌においても、をのづから其風致ありて、また超凡なり、既に橘春暉評して曰く、師の詠歌にをけるや、清新況味を詠て、漢學をかねそなへたる、實に此道の宗匠となす、いかにもしかるべし、時に文化二年七月八日寂す、

〔二中歷十二倭歌〕歌人

女房

二條后諱高子　上東門院彰子　中宮定子　孚子內親王
選子內親王大齋院　衣通姬允恭天皇妃　齋宮女御　惟高親王母
在原業平女　因香典侍有子典侍　伊勢陽成院乳母紀伊乳母　小野小町一人
遊女白女小野姉　傅殿母上　師茂御母〇母一作女　中務
小大君　齋院宰相　美阿麗宣旨相職辨女典侍　馬內侍
宮式部　賀茂女保胤妹　赤染衞門　清少納言
中宮大輔輔親女　相模　檜垣集云檜垣集

〔群書一覽五撰歌〕女房三十六人歌仙

小野小町、式子內親王、伊勢、宮內卿、中務、周防內侍、齋宮女御、皇太后宮大夫俊成女、右近少將季繩女、待賢門院堀川、右近衞大將道綱母、宜秋門院丹後、馬內侍、嘉陽門院越前、赤染衞門、二條院讃岐、和泉式部、小侍從、女藏人左近、後鳥羽院下野、紫式部、辨內侍、小式部、少將內侍、伊勢大輔、殷富門院大輔、清少納言、土御門院小宰相、大貳三位、八條院高倉、高內侍、後嵯峨院中納言典侍、一宮紀伊、式乾門院御匣、相模、藻壁門院少將、

〔十訓抄十一〕すべて及ばぬほどの身なれども、藝能につけて望をとげ賞をかうぶるもの、古今數を不知多し、あやしのをづのめ、あそびくゞつまでも、歌曲にすぐれ和歌をこのむ輩、よき人にもてなされ、撰集をけがす、其ためしあまたかりけるとき、山崎にて別惜みける所にて、

　命だに心に叶ふ物ならば何かわかれのかなしからまし

とよめりける、後に古今集にいれり、

傀儡名曳は詞花集をゆり、江口遊女妙は新古今の作者也、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年三月廿八日己巳長定朝臣獻繪二十箇卷（納二蒔繪櫃一）古今以下三代集中、撰女房作者、取其詠歌、並事書之意圖之、將軍家〇源實朝甚御入興云云、

〔桐火桶〕

　小町〇略中

をみなへしわれもかうかるかや様の草々、亂れあひたるに、露の夕かせ心ぐるしきに、野の宮の

　伊勢〇略中

秋の氣色を見ん心ちし侍り、

　夕月夜ほのかにて、山のをちこちさだかならぬに、鐘の音のものちかく聞えたるなどや、

紅葉ちりまがふみはしの許に、紅顏にほひあざやかなる雲の上人の、うつろひかゝれる菊をかざして、青海波舞たるとや申べき、

　萱齋院〇略中

〔歌仙落書〕二條院讃岐四首賴政朝臣女

　風體えむなるを先として、いとをしきさまなり、女のうたかくぞあらめと、あはれにも侍るかな、家の風たえず、申さむ事もおろかなり、父の朝臣よりは、えんなるかたは立まさりてや、末の

世には出來がたくなむ、九月許ね覺がちなる床ちかく、むしの聲々かれ〳〵に聞る曉がたに、夢さめたる心地こそすれ、〇略中

大宮小侍從五首

　風體あまりて比興を先とせり、青海波といふ舞をみる心地こそすれ、つれ〳〵しきかたには、みめよき近衞とねりなどや、かいしろにたつらん、〇略中

大輔五首

　古風をねがひて、又さびたるさまなり、住吉の松のけしき、ふるめかしきあけの玉垣、ところ〴〵ころこぼれてみえたるとやいふべからむ、

〔續歌仙落書〕俊成卿女

　風體こまやかに面白さまなり、萩をみなへし花さきみだれたる野べの夕暮に、虫のねをきくとやいふべからん、〇略中

宮內卿

　風體義理を存て、心を盡しちからを入て、やさしくおもしろきさまなり、賀茂臨時の祭をみるに、多のよ漸ふけて霰時々うちみだれたるに、月さろくさえて、山あひの袖みたらし川にうつるほどをみし心ちなんする、〇略中

兵衞內侍

　風體うつくしきさまにて、見どころ侍り、霜枯の蘆まに、鴨のむら鳥の遊ぶをなんみる心ちする、〇略中

丹後

　風體すみたるさまにて、詞つゞきおかしう侍、明石の浦の明更に、島がくれ行舟などをみる心

ちこそすれ、

〔今昔物語二十四〕延喜御屏風伊勢御息所讀和歌語第卅一

今昔、延喜天皇御子ノ宮ノ御著袴ノ料ニ御屏風ヲ爲サセ給テ、其ノ色紙形ニ可書キ故ニ歌讀共ニ、各和歌讀テ奉レト仰セ給ヒケレバ、皆讀テ奉タリケルヲ、小野道風ト云手書ヲ以テ令書給ケレバ、春ノ帖ニ櫻ノ花ノ榮タル所ニ、女車ノ山路行タル繪ヲ書タル所ニ當テ色紙形有リ、其ヲ思シ食シ落シテ、歌讀共ニモ不給リケレバ、天皇此レヲ御覽ジテ、此ハ何カセムト爲ル、今日ニ成テハ俄ニ誰カ此ヲ可讀キ、可咲所ノ歌シモ无カラムコソ口惜ケレト被仰テ、皆ク思食シ廻シテ、藤原伊衡ト云殿上人ノ少將ニテ有ケルヲ召ス、卽チ參ヌ、被仰テ云ク、只今伊勢御息所ノ許ニ行テ、此ル事ナム有ル、此歌讀テトテ遣ス、〇略中簾ノ許ニ近ク寄テ內ノ仰セ事ニ候フ、夕サリ若宮ノ御著袴ニ屏風シテ奉ルニ、色紙形ニ書カム料ニ和歌讀共ニ歌讀セテ書セツルヲ、然々ノ所ヲ思落シテ歌讀ニモ不給リケレバ、其ノ、所ノ色紙形ニハ可書キ歌モ无シ、然レバ其歌可讀キ躬恒貫之召サスレバ各物ニ行ニケリ、今日ニハ成ニタリ、亦異人ニハ可云キ樣无ケレバ、此ノ歌只今讀テ被遣ナムヤトナム仰セ事候ヒツルト云ヘバ、御息所極ク驚テ、此ハ可被仰事ニカ有ラム、兼テ仰セ有ラムニテスラ、躬恒貫之ガ讀タラム樣ニハ何デカ有ラム、增シテ俄ニ糸破无キ仰事也、思ヒ可懸事モ非リケリト云音聲ニ聞ユ、〇略中而ル間伊衡少將物ヲ被キテ殿上ノ戶許ニ被物ヲバ落シ置テ、文ヲ御前ニ持來テ奉ル、天皇此レヲ披テ御覽ズルニ、先ヅ書樣ニ微妙ジクテ、道風ガ書タルニ露不劣、御息所此ク書タリ、

チリチラズキカマホシキヲフルサトノハナミテカヘルヒトモアハナム、天皇此ヲ御覽ジテ目出タガラセ給フ、御前ニ候フ人々ニ此レ見ヨトテ給ハセタレバ、可咲キ音共ヲ以テ詠ズルニ、イトヾ歌見テ微妙ク聞ユル事无限リ、度々詠テ後ニナム道風書ケル、然レバ御息所尙微妙キ歌讀也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔袋草紙二〕一雜談

卅講歌合時相模所詠云、

五月雨はみつのみまきのまこも草かりほすひまもあらじとぞ思ふ、此歌講出之時、殿中鼓動及郭外云々、

〔袋草紙三〕和歌ハ好テ有無益事、大江公資大外記所望者也、僉議之時、諸卿皆是拜任宜之由、而小野宮右大臣〇實資云、懷抱相模シテ秀歌案之間、公事闕如歟云々、諸卿解頤、依此空不拜任云々、以相模爲妻之比也、公資依爲相模守號相模、本名ハ乙侍從云々、

〔袋草紙三〕伊勢大輔上東門院中宮ト申時初參、輔親娘也、歌讀覽ト心ニクヽ思食之間ニ、八重櫻ヲ或人進之、御堂〇藤原道長御前御坐之時、件花枝ヲ大輔許ヘサシツカハシテ、御硯上ニ檀紙ヲ置キ、同サシツカハシタルニ、人々屬目イカヾ申ト見アヘルニ、トバカリアリテ硯ヒキヨセテ墨ヲトリテ、シヅカニオシスリテ、歌ヲカキテ進之、御堂トリテ御覽ズルニ、誠ニキヨゲニカキタリ、

いにしへのならの宮古のやへざくらけふこゝのへにほひけるかな殿ヲハジメタテマツリテ、万人感歎、宮中鼓動云々、

〔袋草紙二〕一雜談

和歌者人ノ心々也、定頼卿問四條大納言云、式部赤染何勝歌讀候哉、答云、非一日之論、式部ハコヤトモ人ノイフベキニトイフ歌ヨム者也云々、定頼云、式部歌ニハ、ハルカニテラセ山ノハノ月ヲコソ世以稱秀歌之如何、答不知、案內也、クラキヨリクラキミチニハ經文也、イカデオモヒヨリケムトモ不可思、末ノハルカニテラセハ、彼ニ被引テ出來レル詞也、コヤトモ人ノトイヒヲキテ末ニヒマコソナケレトヨムハ、凡夫ノ可思寄事ニ非ズト云々、而江記云、良遲云、式部赤染共以歌仙也、

但赤染鷹司殿御屏風歌十二首中十首ハ秀歌、又賀陽院歌合時多秀歌、如屏風ハ式部不可及彼人云々、予案之、仰可信大納言之説、何付良暹之儀哉、〇又見後頼髄腦

〔長明無名抄〕一或人云、俊頼髄腦に、定頼中納言公任大納言に式部と赤染衞門とおとり勝りをとはる、〇中略これにふたつの不審あり、一に式部をまされるよしことわられたれど、そのころの然るべき會晴の歌合などをみれば、赤染をばさかりに賞して、式部はもれたること多かり、一には式部が二首の歌を、今見ればはるかに照せといふ歌は、こと葉もすがたも、殊外にたけたかく、又けしきもあり、いかなれば大納言はしかことわられけるにか、かた〴〵おぼつかなくなん侍といふ、予〇鴨長明試に是を會釋す、式部赤染が勝劣は、大納言ひとりさだめられたるにはあらず、世こぞりて式部をすぐれたりとおもへり、然れども人のしわざは、ぬしのある世には、その人がらによりておとりまさる事あり、歌のかたは式部さうなき上手なれど、身のふるまひもてなし、心もちなどの、赤染には及びがたかりけるにや、〇中略その時は人ざまにもちけたれて、歌のかたも思ふほどもちひられねど、まことに上手なれば、秀歌もおほく、ことにふれつゝひまなくよみおくほどに、撰集どもにもあまたいれるにこそ、曾禰好忠といふもの、人數にもあらず、圓融院の子日の御幸に推參をさへして、をこの名をあげたる物ぞかし、されどいまは歌の方にはやんごとなき物におもへり、一條院の御時、みち〳〵さかりなる事を江帥しるしたる中にも歌よみは道信、實方、長能、輔親、式部、衞門、曾禰好忠と、この七人をこそしるされて侍れ、これも人がらによりて、いける世には世の覺えもなかりけるなるべし、

〔紫式部日記〕いづみしきぶといふひとこそ、おもしろうかきかはしける、されどいづみは、けしからぬかたこそあれ、うちとけてふみはしりかきたるに、そのかたのざえある人、はかないことばのにほひも見え侍るめり、うたはいとおかしきことものおぼえ、うたのことわり、まことの歌よみざまにこそ侍らざめれ、くちにまかせたることゞもにかならずおかしき一ふしのめにとまるよみそへ侍り、それだに人のよみたらん歌、なむじことわりゐたらんは、いでやさまでこゝろはえし、口にいと歌のよまるゝなめりとぞ見えたるすぢに侍るかし、はづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らず、たんばのかみの北のかたをば、宮殿などのわたりには、まさひら衞門とぞいひ侍る、ことにやむごとなきほどならねど、まことにゆゑ〳〵しく歌よみとて、よろづのことにつけて、よみちらさねど、聞えたるかぎりは、はかなきをりふしのことも、それこそはづかしきくちつきに侍れ、やゝもせばこしはなれぬばかり、をれかゝりたる歌をよみいで、えもいはぬよしばみごとしても、われかしこにおもひたる人にくゝもいとほしくもおぼえ侍るわざなり、

〔續世繼八ふし柴〕小大進などいふいろごのみの、をとこのもとよりえたる歌とて申あはせたる、あまたきこえしかど、わすれておぼえ侍らず、あぜちの中納言とかいふ人の、おほやうなるも、歌などつかはしけるかへりごとに、小大進、

なつ山のしげみがしたの思ひぐさ露しらざりつこゝろかくとは、などきゝ侍しくちとく歌などをかしくよみて、いづみ式部などいひしものゝやうにぞ侍し、

〔續世繼七武藏野草〕顯仲の伯ときこえ給ふ、〇中略女子はほりかはのきみ、兵衞のきみなどきこえ給て、みな歌よみにおはすときこえ給し、あね君はもとは前齋院の六條と申けるにや、金葉集に、

露しげき野べにならひてきり〴〵す我たまくらの下に啼なり、とよみたまへるなるべし、ほりかはとはのちに申けるなるべし、かやうなる女歌よみはよにいでき給はんこと、かたく侍べし、

〔長明無名抄〕ちかく女歌よみの上手には、大輔、小侍從とて、とり〴〵にいはれ侍りき、たいふは、今少し物などしりて、ねづよくよむかたはまさり、小侍從は、はなやかにめおどろく所をよみすう

る事のすぐれたりしなり、中にも歌のかへしすること、誰にもすぐれたりとぞ、本歌にいへることの中に、さもありぬべき所をよく見つめて、是をかへす心ばせのありがたきとぞ俊惠は申侍りし、

いまの御世には、俊成卿女も聞えたり、宮内卿、このふたりぞ、むかしにもはぢぬ上手どもなりける、歌のよみやうこそ、殊外にかはりて侍れ、

〔東野州聞書〕一十月〇寶德三年十八日、常光院〇堯孝へ、題のてにをは習にまかる次に、俊成卿女と申は、中納言〇定家の姉か妹かと尋侍ければ、是は中納言の爲にはめいにて候、俊成のためには孫也歌の器用たるによりて女と契約有也、彼道のたんれん事外なる人也、只女鏡の人にて有難、

〇按ズルニ、此書享德元年十月十九日ノ條ニモ、俊成卿女と新勅撰に入たる人は、彼卿の孫なり、此道器用たるに依て養子たり、俊盛の女なり、俊盛は俊成のむこなりトアリ、

〔增鏡一おどろの下〕上のそのみちをえ給へれば、下もおのづから時をしるならひにや、をとこも女も、この御代〇土御門にあたりてよき歌よみおほく聞え侍しなかに、宮内卿の君といひしは、むらかみの帝の御のちに、としふさの左のおとゞと聞えし人の御すゑなれば、はやうはあて人なれど、つかさあさくてうちつゞき四位ばかりにてうせにし人のこなり、まだいとわかきよはひにて、そこひもなくふかき心ばへをのみよみしこそ、いとありがたく侍りけれ、この千五百番の歌合の時、院のうへ〇後鳥羽のたまふやう、こたみはみな世にゆりたるふるきみちのものどもなり、宮内卿はまだしかるべけれども、けしうはあらずとみゆめればなん、かまへてまろがおもておこすばかりよき歌つかふまつれとおほせらるゝに、おもてうちあかめて、なみだぐみてさぶらひけるけしき、かぎりなきすきの程、あはれにぞみえける、さてその御百首のうた、いづれもとり〴〵なる中に、

うすくこきのべのみどりの若草にあとまでみゆる雪のむらぎえ、草のみどりのこきうすき色にて、こぞのふる雪のおそくとくきえけるほどをおしはかりたる心ばへなど、またしからん人はいと思ひよりがたくや、この人としつもるまであらましかばげにいかばかりめにみえぬ鬼神をもうごかしなましに、わかくてうせにし、いと〳〵ほしくあたらしくなん、

〔井蛙抄六〕雜談

信實朝臣女三人あり、みなよき歌よみなり、藻壁門院少將は、殊に秀逸あり、〇中略少將内侍は先うせて、兩人は殘れる、藻壁門院少將、老後に出家して法性寺舊跡にすみける頃、平親清女、あづまよりのぼりて、さる名譽の人なれば見參せんとて、法性寺宿所へ尋まかりけり、持佛堂にいりて障子ごしに、かやうに草ふかきすみかにわけいらせたまふ御心ざし、此道の御すきも殊におもしろくぞ、老のすがたも見えまゐらせたく候へども、おのがね〇おのがねにつらきわかれのありとだに思ひもしらで鳥や鳴らん、トこそ侍れ、ゐなかつとなどつねは送りて、文にて申承り、辨内侍は、老後に尼に成て、坂本の北にあふきと云所にこもりゐて侍けり、龜山院きこしめして、七夕御會の時題をつかはされければ、七夕衣に、秋來ても露おくそでのせばければたなばたづめに何をかさまし、とよみて侍りけるを、げにさこそとあはれがらせおはしまして、つねに御とぶらひなど侍りける由、あふきに行宣法印とてふるき者の侍りしがかたり申侍りき、

〔梅菴古筆傳〕春芳院

持爲卿息女、政爲卿姉也、尤長倭歌、而傳古今集於父卿、詠一夜百首、人以爲阿佛之復生、將軍義政公、問倭歌之道、常歎美曰、女流之博識、不愧古云々、政爲幼年之日、扶持我家道云々、

〔泊酒筆話〕一縣居翁の門人いとおほかりし中に、女の歌よみはたすくなからざりき、殊にすぐれ

たりしは、よの子、茂子、しづ子の三女なりけり、餘の子（紀伊殿に仕へて瀬川と呼ばれ、のちに涼月院と申されき、）は、鵜殿孟一（字士寧、通稱左膳、南郭門人、）の妹にて、漢學にさへたど〳〵しからず、からうたよくつくられけり、兄おとゝのざえを、其身ひとつに集めたりと、孟一つねにいはれしとぞ、○中略しげ子（又名つくば子といへり、是は筑波山はやましげ山といふ古歌によりて、翁のつけられしなりけり、）は、土岐頼房（通稱新左衛門、柳營侍臣、）の室なりしが、歌はよの子よりもたちまさるばかりなりき、はるのはじめのうた、

かぎりなく來れどもおなじ春なればあかぬこゝろもかはらざりけり、此うた縣居翁の評に、天暦の比の女房の口つきなりと評せられき、○中略しづ子は、廿にて身まかれゝば、まだかたなりなることもまじれりけむ、されどかどあるをとめなりしことは、家集文布をみてもしらる、

〔泊洒筆話〕一縣居翁の門人に倭文子（京橋弓町伊勢屋某女）といへるは、才女なりしが、齡二十にて身まかりにければ、皆人をしみあひつゝ、かなしみの歌よめるを、彼倭文子の家集、文布といふ書のおくにしるしそへたるに、翁をはじめ門人男女の歌おほくのせたり、その中に、宇萬伎一人のうたなし、わきてしたしかりければ、宇萬伎の母の歌もあるを、いかで宇萬伎の歌のみは入らざりけんといぶかしむ人あり、そは故あることにて、かの歌どもの中に、讀人しらずとて入りたる歌こそ、宇萬伎の歌なりけれ、いかにとなれば、宇萬伎はじめ倭文子が聟とらざりしほどに、互に思ひかはして、密にかたらひしことの有りければ、歌にも其心あらはれて、

ひとりのみ思ひつゞけて歎くかな人にいふべきむかしならねば、とはよめるにて、名を顯はさむは、面ぶせなれば、よみびとしらずとはあげしなりけり、かゝる例は、撰集などにもつねあることなり、これにつきていぶかしき事あるは新千載集雜下に、獨述懷といふことを、爲家卿のよみ給ひしうたに、

とにかくに思ひつゞけてねをぞなく人にいふべき昔ならねば、此歌いさゝかのたがひにて、

一首のうへ心こと葉たゞ同じうたなり、されど宇萬伎まさに爲家卿のうたをぬすまんや、これぞおのづからあへるにこそありけめ、古今等類のうたいと多けれど、かくばかりなるは數すくなくやあらむ、

由歌得異名

〔二上峯〕一因歌得名、吾山四話ニ載タリ、越谷法橋吾山、俳諧ノ連歌ノ判者ナリ、

下もえの少將　俊成卿女

下もえに思ひきえなん煙だに跡なき雲のはても悲しき

ことうらの丹後　宜秋門院丹後（頼政弟頼行女）

わすれじな難波の秋のよはの空こと浦にすむ月は見るとも

沖の石の讃岐　二條院讃岐（頼政女）

我袖は汐干に見えぬ沖の石の人こそしらねかはく間もなし

ふし柴の加賀　待賢門院女房

かねてより思ひし事よふし柴のこるばかりなるなげきせんとは

待宵の小侍從　阿波局（八幡光清法印女）

待宵に更行かねの聲きけばあかぬわかれの鳥はものかは

ものかはの藏人　德大寺實定公家臣

ものかはと君がいひけん鳥の音のけさしもなどか戀しかるらん

初音の僧正　興福寺花林院別當（永緣）

聞たびに珍しければほとゝぎすいつも初音のこゝちこそすれ

澤田の頓阿　頓阿法師

月やどる澤田の面にふす鳴の氷よりたつあけがたのそら

手枕の兼好　兼好法師

手まくらの野邊の草葉の霜枯に身はならはしの風の寒けさ

蘆の葉の淨辨　淨辨法師

湊江の氷にたてる蘆の葉に夕霜さやぎ浦風ぞふく

裾野の慶運　慶運法師

庵むすぶ山の裾の丶夕ひばりあがるに落る聲かとぞきく

日比の正廣　招月庵正徹門人

こすのとにひとりや月のすみぬらん日比の袖に涙もとめて

若草の宮内卿（俗說ニ云、此初ノ五文字ヲオキワヅラヒテ宮内卿吐血セリ、依之吐血ノ五文字ト名付テ、若草ノ歌ニハ此五文字ヲ忌ト云、）

うすくこく野邊の綠のいろ〳〵にあとまで見ゆる雪の若草

浦はの内侍　伊賀少將（以下名字異稱ニ載タリ）

たまさかに波の立よる浦々は何の見るめのかひかあるべき

下もえの内侍（下モエノ少將ハ上ニ見ヘタリ、コヽニハ内侍也、別也、）　周防内侍

戀わびて詠る空のうき雲やわが下もえの烟なるらん

岩もる少將　少將

思ふとも君はしらじなわきかへり岩もる水の色しみえねば

〔袋草紙三〕白河院於鳥羽殿、九月十三夜池上月和歌ニ、（○中略）此度ノ歌ニハ有不思議事共、高松宰相公定ハ無月歌ヲ詠ズ、世人稱無月宰相、

池水にかげをうつして秋のよの月のなかなる月をこそ見れ、是ヲバ號天變少將云々、于時少將也、

〔古今著聞集五和歌〕待賢門院（○鳥羽后）の女房に、加賀といふ歌よみ有けり、

かねてより思しことよふし柴のこるばかりなるなげきせんとは、といふ歌を、年比よみて侍たるを、おなじくはさるべき人にいひちぎりて忘られたらんによみたらば、集などに入たらんおもても優なるべしと思ひて、いかゞしたりけん、花園のおとゞに申そめてけり、おもひのごとくにやなりけん此歌を參らせたりければ、おとゞいみじく哀におぼしにけり、さてかひがひしく千載集に入にけり、ふししばの加賀とぞいひける、能因がふる舞に似たりけるにや、（○又見十訓抄）

〔續世繼八ふし柴〕大將殿（○源有仁）としわかくおはして、なにごともすぐれたる人にて、（○中略）あるをりはうたよむごだちまうでかよひける中に、ほいなかりけるにや、女、

かねてより思ひし物をふししばのこるばかりなるなげきせんとは、とてたてまつりたりければ、やがてふししばとつけ給て、をりふしにはおとづれたてまつりければ、こよひはふししばはおとすらんものをなどあるに、すぐさず歌よみてたてまつりなどして、いたきものとて、つねに申かはす女ありけり、

〔袋草紙三〕故兵衞佐入道顯仲、白河殿御會ニ、柳臨池水云題ヲ詠云、

かつまたのいけもみどりにみゆるかな岸の柳のいろにうつりて、時人號勝間田兵衞佐云々、件池水ナクテ、舊ク範永等、池ニハイヰノアトダニモナシトヨミキタルヲ、如此詠故也、

〔長明無名抄〕一九條殿（○兼實）いまだ右大臣と申せし時、人々に百首歌よませ給ふこと侍き、その度いみじき人々ひが事よみて、終には異名さへつき給ひにき、ちかく德大寺の左大臣（○實定）は、無名の酒をなもなきさけとよみ給へりしかば、ななしの大將といはれ五でうの三位入道（○俊成）は、この道の長者にていますしかれどふじのなるさはを、ふじのなるさとよみて、なるさの入道名なしの大將とつがひて、人にわらはれ給ひしかば、いみじきこの道の遺恨にてなん侍し、おの〳〵

是ほどの事ゑり給はぬにはあらじ、思わたり侍りけるにこそ、

〔源平盛衰記十七〕待宵侍従附優藏人事

待宵ノ侍従ト申ケル事ハ、此德大寺左大將○藤原實定忍テ通給ケリ、衣々ニ成曉、又來ン夜ヲゾ契給ケル、侍従ハ大將ノコントタノメシ兼言ヲ、其夜ハハルゝ〳〵待居タリ、サラヌダニ深行空ノ獨寢ハ、マドロム事モナキ物ヲ、ダノメシ人ヲ待ワビテ深行鐘ノ音ヲ聞キイトゞ心ノ盡ケレバ、

待宵ニ深行カヂノ聲聞バアカヌ別ノ鳥ハ物カハ、ト讀タリケレバ、誠ニ堪ズモヨミタリトテ、待宵トハ被呼ケリ、大將ハ通夜御物語アリテ、アカヌ別ノ衣々ヲ引分歸給ケル、明方ノ空何トナク物哀ナリケルニ、侍從モ共ニ起居ツゝ、殊サラ今朝ノ御名殘、慕カヂタル氣色ニテ、遙ニ見送リ奉リ、泣シホレテ見エケレバ、大將モ歸ル朝ノ習トテ、振捨難キ名殘ノ面影、身ニソフ心地シテ、爲方ナクゾオボサレケル御伴ナリケル藏人ヲ召テ、侍從ガ今朝ノ名殘、何ヨリモ忘難ク覺ルニ、立歸テ何トモ云テ參ト宣ケレバ、藏人優々敷大事カナト思ヘ共、時ヲ移スベキナラヂバ、驅走歸テ見ケレバ、侍從ナホ元ノ所ニ立ヤスラヒテ、又寢ノ床ニモ入ザリケリ、藏人取敢ヌ事ナレバ、何トカハト君ガ云ケン鳥ノヂノケサシモ云ベシトモ覺ザリケルニ、明行空ノ鳥ノ音モ、折カラ身ニ入テ聞エケレバ、其前ニ跪、袖掻合テ、

物カハト君ガ云ケン鳥ノヂノケサシモイカニ戀シカルラン、ト仰ナリトテ還リケレバ、侍從ハ、

マタバコソ更行鐘モツラカラメ別ヲ告ル鳥ノヂゾウキ、ト藏人歸參テ角ト申入ケレバ、大將イミジク感ジテ、サレバコソ汝ヲバ遣ハシヌレト宣テ、所領ナドアマタ給タリケリ、此藏人ハ内裏ノ六位ナド經テ、事ニ觸テ歌ヨミ優ナリケレバ、時ノ人異名ニ、ヤサ藏人ト云ケルヲ、此歌世ニ披露ノ後ハ、物カハノ藏人トゾヨバレケル、

〔隣女晤言二〕隱家の茂助かねごとの與助

元祿の比にや、江戸淺草の市人に茂助といふものありけり、金馬守門の風をゑたへりしが、ある時よめる、

ちりの世とおもふ心のつもりては身のかくれ家の山となりける、此歌天聽に入て叡感ありけるより、世の人かくれがの茂助とよびけるとぞ、おなじ比の事にや、大和の國にいとまづしくてありけるもの、常に歌をなんこのみよみける、いかなるときにかありけん、戀の歌に、

かねごとも鳥のそらねにはかられてよそに明ゆく逢坂の關、とよめるより、かねごとの與助と人いひけるとなん、歌のよしあしはゑらず、かゝる事ごもは、世へだゝりても其人のやさしさ思ひやられて、なつかしくこそ侍れ、たゞ後世のためにゑらるゝものは和歌のみと、紀淑望の金言むなしからざるにや、中比には日比の正廣あり、いにしへには沖の石の讃岐、ふし柴の加賀、待よひの侍從若草の宮内卿下萌の内侍などいとおほかり、

〔泊洒筆話一〕一享保元文の頃、柳瀨美仲といふ歌よみ有りけり、いさゝか復古のこゝろざしもありけりとぞ、ある時の歌に、

はつせ路や初音きかまく尋ねてもまだこもりくの山ほとゝぎす、といふ歌をよみて、おのれもいみじうよみ得たりと思ひて、日頃ゑたしう物學きこえまゐらする某大納言殿の御もとにまゐりて、此うた見せ奉るに、いとめでくつがへらせ給ひて、今の世にかくばかりのうたよみいづべき人またあるべしともおぼえず、かのいにしへの待宵侍從、ものかはの藏人、ふし柴の加賀、沖石讃岐などがためしにならひて、今より隱口美仲とあざなつくとも、誰かはてむつけんとほめ給はせしかば美仲身にあまるうれしさに、かへるすなはち、ゑれるかぎりの人々にも、ゑか〻ゑかのよし語りきかせてほこりけるを、稻荷山の神職羽倉東滿〔通稱齋宮〕此よしを聞きて、をこがましき事とおもひつゝ、やがて大納言殿の御もとにまゐりて、雜掌某とかいへるにあひて申しける

やうは、傳へうけ給はるに、此頃美仲が歌に、まだこもりくのといふ。たよみて、いたく殿の御褒詞に預り侍りしよし、まことさる事やはべりし、おのれも物の心ゑりそめしほどより、歌の事に深く心をよせ侍るが、こもりくといふ詞は、ふるく古事記、日本紀、萬葉集にわたりて、みな泊瀬のまくら辭にて侍るを、その枕辭をかく秀句にいひかくるのみならず、五言にのみいふべき詞を、上にまだの二言をそへて、七言の句にもちひ侍ること、古歌にたえて例なき事に侍り、いかで此歌をほめさせ給ひて、おふけなく隱口美仲などいふあざ名つけよとは宣はせしならむ、こはさだめて、辻大路のうきたるかたりごとにこそは侍らめ、殿の宣はせしならば歌の事地に落ちたりとや申し侍らむ、いとなげかはしくこそ、此疑ひうけ給はりはるけたくてことさらに詣できて侍りしなりと申しければ雜掌も答にさしつまりていかでさる事侍らむ、そは美仲が弟子どもなどがおのが師の歌をかゞやかさむとて、殿の御名をかりて、うきたる事をかまへ出でたるにこそ侍りけめとて、そこ〳〵にしておくつかたへはひりて、又と出でざりければ、東滿もをかしさをこらへて、家にかへりけるとぞ、此美仲が墓今まのあたり江戸下谷池之端なる教證寺といふにありて、正面に隱口先生美仲甫之墓といふ九字を、八分にてゑるし、側面にはつせ路やの歌、またかたつかたに碑文をゑり付けたり、碑文の説本文とたがへるは、かの東滿のなじりとがめたる後は、亞相のゆるし給へるよしはかぐして、世人のつけたるあざ名のやうにいひかへしもなるべし、

〔寄居歌談〕白川少將〇松平定信の君の花月百首の中に、落花、

もぎの葉の身にゑむよりも春風の花にこゑなきゆふぐれの庭

春のゆふべの物さびしきさまをいとめづらしくのたまひおふせたり〇中略いかなるいとまおはしまして、斯道にさへおりたち給ひけん、心あてに見しゆふがほの花ちりて、たづねぞわぶるたそがれの宿

とよみ給へり

雜載

しより、待宵の侍從、夜比の正廣などのふるごとをためしにて、黄昏の少將とあだ名つけまゐらせしは、口さがなき京わらんべのゑわざなるべし、さしも世のかためとおはしまし、君なれど、すきのかたはことなるものにて、さる歌よみごもと同じやうにいひはやされ給へるもいとをかし、たゞしゆふがほよりは、荻の葉ぞたけもたかく意もふかければ、おなじくはゆふぐれの少將とぞいひかへ奉らまほしき、

〔朝野群載十三紀傳〕評倭歌策

從四位下和歌博士紀朝臣貫成問　江匡房作

問、夫和歌者志之所之也、心動於中言形於外、是以春花開朝爭濃艶而賞翫、秋月朗夕望清光而詠吟、是日域之風雅、人倫之師友者也、不審野相公告別矣、爲西爲東、在中將歎老焉對、月對日、混本昔製未知其情、誹諧古辭欲聞其訓、又臨難波津之什獻何主、至富緒川之篇報誰人、子性稟柿下、累葉之風久扇學志、山邊詞峯之月高晴宜課七步之才名、莫迷六義之應對、

和歌得業生從七位上行信濃少目花園赤垣對

對竊以素盞烏尊之到出雲國、望仙姫而始作三十一字之詠、清三原朝之遊吉野宮、訪洛媛而忽贈五七七句之詞、夫和歌之起自古而爾矣、尋淵源於氣岸、艶流通神世之間、拾華實於性圃、濃香施俗塵之中、天孫者藩城之君也、烟客命松容而形言、海童者潮汐之女也、騒人瀝藻思而消魂、風雲草木之區分、勞寸心而編次、哀樂怨別之非一、課六義而裁成、遂使非詩非賦、只疑習俗之風情、分賢分愚、誠是諸〇諸本朝纘文粋作人之露膽、燕寢夜長、添清吟於塞礎之韵、野寺日暮、動遠情於嶺鐘之聲、皐蒲腐而水螢流、盡催幽玄之興、宮樹紅而山蟬鳴、高振神妙之理、征夫遊子之不我土、寄旅鴈而馳思、蘭棹桂檝之戀故郷、付徽波而通辭、曲水初三之日、酌羽爵而叩疑、斜漢第七之夜、代織女而惜別、然則小野宰相告別矣、掛片帆於北海之波、在原中將歎老焉、歎孤枕於西樓之月、難波津之什、獻大鷦鷯之天皇、富緒川之篇報豐屆戸之太子、混本昔製記風土而易覺、誹諧古辭訪日域而猶詳、我后德被上下、咸〇咸、本朝纘文粋作盛、恐盛字誤、

生視聽、南薰風馥、春日野之草普靡、北共星晴、天石門之霧高褰、千代亦千代、平砂長而期苔蒸之巖、万歲復万歲飛塵積而作雲懸之山矣、謹對、○又見本朝續文粹

〔東齋隨筆人事〕嵯峨帝御時、無惡善と書ける落書有けり、野相公に見せらるゝに、さがなくてよけむとよめり、○中略さては臣が所爲かと仰られければ、かやうの御うたがひ侍らんには、智臣朝にすゝみがたくやと申ければ、一伏三仰不來人待書暗雨降戀筒寢とかゝせ給て、是をよめとて給はせけり、

月よにはこぬ人またるかきくもり雨もふらなん戀つゝもねん、とよめりければ、御氣色なほりにけりとなん、○中略わらべのうつむきさいと云物、一ふして三あふげるを月夜といふ也、○又見十訓抄

〔古今著聞集十九草木〕堀川院の御時、五月五日江帥菖蒲をたてまつりたりける狀に、

進上　水邊菖蒲

千年五月五日　大江爲武

この狀を殿上にいだされて、人々によめと仰られけれ共、誰も其心をしる人なかりけるに、師賴卿其時弼少將とてさぶらひけるが、あんじえてよみ侍ける、

たてまつりあぐるかはべのあやめぐさ
ちとせのさ月いつかたへせん

〔隣女晤言二〕予さいつ比、澄月法師八十の賀に杖を贈るとて、此風流を思ひ出て、

進上
長節竹杖
萬年月
以上　坂爲成

と竪紙にかきて出したりしに、其座にてよみとく人なかりき、

こゝろざすなよ竹の杖よろづとしつきもてのぼる坂のためなりとよむ也これは進上以上の字を具したるを手がらにしたるなり、これをまねびていととりどころもなきもくろく歌をしいづる人ありき、をこなる事也、

〔沙石集五〕萬葉カヽサノ歌ノ事

中古ニ、常州田中ノ庄ト云所ニ、高觀房ト云山臥有ケリ、隣家ニ藤追ト云百姓ガ妻ニ忍忍ヨリアヒケル、又山臥ノ種ツガント思ヒケルニヤ、此事自然ニモリ聞テ、口惜ク思ケレドモ、且ハ師檀ノ儀也、熊野ノ先達ナドスル名人ナレバ、耻カマシキ事アタヘンモ不可然ト思テ、熊野ヘ參詣ノ時妻ウチ具テ、奥州ノ千福ト云所ニユカリタル物ノアリケルヲ尋テ下リニケリ、下向ニ聽テ彼家ヲミレバ、逃亡シテ人ナシ、淺猿ク思テ人ニ問ヘドモ、本ヨリ行方ヲカクシテケレバ、人コレヲシラズ、サテ子ヤノホトリヲミレバ、柱ニ妻ガ手ニテ歌ヲ書付タリケリ、

戀シクハ問テモワセヨ高觀房千福ニアルゾ藤四郎ノ本ニ、是ヲミテ哀ニワリナク思テ、カレガミルベキニアラネ共、心ノ行カタ返事セント思テ書付ケル、

出テユカバカクトモイハデウタテヤナ藤追ノ女房ノ千福ノ藤四郎ノモトニ、我モシタラバコソアラメ、心ザシハサリヌベシ、歌ハ誠ニヲカシヽ、萬葉ノ代ナラバ、是モ集ニイルベクヤ、

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行

素行弱冠之時、好詠和歌、從廣田坦齋學萬葉集三代集等、兼研究所謂神道者、頗精其說、歲二十一、與某侯談諸州地理、席上戲詠和歌二首、記我邦無海州、其什至今膾炙人口、其一曰、紆繝那騎破耶摩屠益滿嗣廬偉鵝舸和乳津玖信煑智寠據駄務馬美磨嵯架、其二曰、鞅賦實辭箭彌能斐陀廼矩荷階冰

紫灘濃香烏頭稽志茂通結顧禮蘇卯躬奈斯（シナノカウヅケシモヅケコレゾウミナシ）

〔安齋隨筆前編三〕君臣の歌　細井智愼（書家號廣澤）作なり、幼童手習の始にいろはを書始む、いろはゝ無常の歌にて吉祥ならずとて、別に歌を作りて、君臣の歌と號して版行せり、其の歌に曰はく、きみまくら、おやこいもせに、えとむれぬ、ゐほりたうへて、すゑしげる、あめつちさかゆ、よをわびそ、ふねにろなは、是れなり、（この文菅神の夢授なりといふ）貞丈按ずるに、文言は君臣、親子、夫婦、兄弟群、井鑿田種而末繁、天地榮而、勿侘際世、舟艪繩、文字限りある事とはいへども、末の句上文に屬せず、離れて聞ゆ、イロハの文は首尾連貫して聞ゆ、君臣の歌は少劣れり、いろはを用ふる事、千年近く世のならはしになりたれば、今さら改まるべきにあらず、もし物いまひにて、いろはゝ無常の歌とて忌まば、あいうえおの五十韻をならはしむべし、是れいろはよりも大に益ならん、少し同字はあれども、同字妨になるべきことなし、

〔榮花物語六耀く藤壺〕大殿の姫ぎみ（○藤原道長女彰子）十二にならせ給へば、年のうちに御裳著ありて、やがて内にとおぼしいそがせ給、（○中略）御几帳御屛風よりはじめ、なべてならぬさまなり、さるべき人人、やむごとなきところ〴〵に歌よませ給ふ、うたは主からなんおかしさはまさるらんといふやうに、大殿やがてよませ給、又花山院よませ給ふ、

〔明月記〕寛喜元年八月廿九日甲子、清定（伊勢）來談、身上訴訟之歎也、信實朝臣又來會、不詠御屛風歌之遺恨歟、依長保例公卿許可詠由有沙汰者、非此限歟由答之、和歌之不運、遇新古今不入此事又如此、於歌道者交衆無益事歟者、一旦雖可然、先例之上何爲乎、

〔松屋叢話一〕享保といふとしの頃、上野國沼田の里に圓珠といふ尼ありけり、

あら磯の岩にくだけてちる月をひとつになしてかへる浪かな、とよみけるうた、いかゞして雲の上まできこえたりけん、御門（○中御門）こよなうめでさせたまひて、

上野の沼田の里にまどかなる玉のありかをたれかしらまし、といへる御製をくだしたまひけりとなん、いと〳〵たふとくもかしこきわざにこそ、

〔松屋叢話一〕京都の島原の花街の游女に、珊瑚といへるがありけり、それがうたに、

たぞやたれたれかは今日の夫ならん定めなき世に定なき身は、とよみたりけるを、武者小路實陰卿つたへきゝたまひて、いとあはれにやおもほしけん、

川たけのうきが中にも敷島の道になさけの色は見えけり、といふ歌を、人してたまひけり、

〔翁草十〕享保以來見聞雜記

の、字の御歌（○靈元）

老の身の腰ののびたる杖つきの乃の字のなりの字のごとくにて（○中略）

武者小路實陰卿

かたかなノノノ字ノなりノ似たもノノ笹ノ葉ノ繪ノ墨ノ一筆

〔視聽草九集十〕細川幽齋狂歌

あるとき、ひの字十を御よみ候へと好みければ、

日の本の肥後の火川の火うち石ひゞにひとふたひろふひと〴〵

〔幽遠隨筆上〕客有いはく、或人貴命によりて、の文字十有歌をよめり、其歌にいはく、

むさし野のさゝの小笹の露のうへの夕の月の影の物うさ、予聞て、影の物うさいかゞ侍らんといふ、客いきまきたるおもゝちにて、さるさかしらなしたまひそ、そこによみてんや、今々とせめられて、

いにしへの事ののこれるみよしのゝよし野のおくのかげろふの小野

〔桂林漫錄上〕琉人詠歌

明和癸未歲來聘セル中山王ノ使者、讀谷山王子ガ詠歌若干首、予ガ撰スル所ノ琉球談ニ載セタリ、其後寛政己酉歲來聘セル義灣王子ガ詠歌アリ、

蒲原ノ間ニテ富士ヲ見テ詠メル

カギリ無キ山ヲ幾重カナガメ來テソレゾトシルキ雪ノ富士ノ根安ラカナル調ナリ、

〔長頭丸隨筆〕ある時永喜の亭にて、吾（松永貞德）の云やう、（略）和歌もよく心を付侍らば、作者の名を見ゑらんものとて、この頃いろ〳〵に吟じくふうすれども、或は西行法師の樣に慈鎭和尙もあそばされ、或は俊成卿の樣に家隆卿もよみたまひ、一樣になければ更に見わけがたし、時代の遠近は少々づゝ覺あるやうなりと語り申せしかば、是はめづらしき事也哉、さらば試んとて、道春と永喜と兩人內へ入ゑばらく有て、わが覺えざる歌ども十餘首書付て持て出られたり、則披見して少も擬疑せず、是は古歌是は新歌と悉く申あて侍りし、其座に一花堂宗務法橋五十川了庵など居られし、若見そんじ侍らば一期の恥に及べきことなり、此道に冥加ありて天然仕合よく侍し、今思へばあやうき事也、後世の若輩ゆめ〳〵かやうのたはれごとはゑたまふべからず、自さんがましき事ながら、後悔ゆゑの懺悔と知るべし、

〔先哲叢談、六〕雨森東、字伯陽、小字東五郎、號芳洲、（略）中

梁蛻巖杜三楊諧文集序曰、物茂卿讀和歌云、三十一字、侏離之言、不足道、蓋東人而華其腹者、固二家言耳、雨伯陽嘗語予曰、玉露凋傷楓樹林、美則美矣、不如我猿大夫紅葉鹿鳴使人易感之爲愈也、伯陽善華音、綜博有藻材、其品不出茂卿下、而其言也如此、可謂知言者哉、

〔消閑雜記、下〕歌仙のかきようにて三樣あり、世尊寺行能の流、尊圓親王の流、德大寺殿家のちうしやう、余（岡西惟中）つたへて習ふ、人ゑるべきことなり、やがて梓にちりばめて世の寶と可爲覺悟なり、

〔南留別志、二〕一六歌仙といふ事は、古今の序に、六人を出せるよりいへり、六に六をかさねて三十六人にて、あなにえやの歌を傳會せるは、後の世の人の事を好めるなり、丈山が詩仙堂をつくれる事、又物わらひなり、古は六義ほど歌より詩にならひたるに、後の世は、又詩より歌にならふ、題も皆歌のやうになるはいかにぞや、連歌あれば、聯句あり、歌合あれば詩合あり、百人一首あれば、百人一詩あり、かく品々にまなびつくしぬれば、詩所もたつべくと覺ゆ

〔獨語〕詩をみる眼にて歌をみれば、歌の位も姿も明に見えわくなり、萬葉集の歌は、風雅より漢魏の古詩迄を兼ねて、稍盛唐の詩をはらめるものなり、古今集の歌は、正しく盛唐の詩なり、後撰拾遺の二集は、盛唐に初唐の詩をまじへたるものなり、後拾遺より新古今までは、中唐晚唐の詩に宋の詩をまじへたるものなり、新勅撰より以下は云ふに足らず、和漢の時代を考ふるに、我が國元正、聖武、孝謙の御宇、正しく唐の玄宗の開元天寶の時にあたるに、其比阿部の仲麿吉備公の如き人入唐して盛唐の禮樂文章を學びてかへり、我國に弘めし故に、我が國の歌も自然に唐詩の風體に似たり、仲麿が明州にて讀みたりと云ふあをうなばらの歌は、盛唐の詩の佳境にて、李太白が峨眉山月の詩と同格なるべし、定家卿あまのはらと改められしは口惜し、桓武、平城、嵯峨の時に及びて、唐の大曆以後中唐の世にあたりて、唐詩は格調少し下りぬれども、我國の歌は、猶さかりなり、白樂天が詩は、唐詩の極惡道なるを、白氏文集我が國に行はれて、菅相丞甚これを好み給ひけるとかや、夫より公家の人々皆樂天が詩を面白ことゝ思ひて、其の風調を和歌に移されしほどに、其の後の歌は、三代集の體を失へり、又源平の亂の時異國は宋の代にて、程氏朱氏の道學興り、詩の道衰ふ、我が國にも俊成、定家の歌道おこなはれて、萬葉集古今集の風體衰へたり、俊成卿天台の佛法を學びて、一心三觀の理を歌道の極意とせられたり、其の子定家も亦其の家訓を受けられし故にや、よみ出だされゝ歌皆理屈にて、くだ〳〵しきこと多かり、異國も我が國も、同時に詩歌の道衰へたるは、誠に氣運の然らしむる所か、悲しきことなり、凡我が國の歌は定家

卿より衰へたりと思ふ、爲家卿は又定家卿よりもおとられたるよし、然るを其の後の人、京極家の教を尊信して、今の世迄も堅く守り、金科玉條と心得るは、口惜しきこと、歌道の一大厄と云ふべし、今の人歌をよむほどにては、必公家の中の名家なる人を師として學ぶ、是大なる誤なり、古より總じて位高き人に物の上手はなきものにて、上手はいつも賤しき物に出來るなり、○中略歌道は、師に付きて學ぶには及ぶまじ、但和歌の書は、傳授なくては讀みがたき物なれば、其の事心得たる人に從ひて、書をばよみ習ふべし、既に書を讀み習ひたる上は、萬葉集より三代集迄をくりかへし、千遍讀みなば、おほかた諳んずべし、詞をそらんじて朝夕諷詠すれば、自然に風調をも悟るなり、其の間に古人諸家の歌學の書をよまば、法をも知るべし、其の上にては、花を見月に對し、人情興感の事ある時は、自然に三十一字をつらね出だすべし、是眞の和歌にて、上代の人の歌は、皆此の境に至りてよみ出だしたるものなり、

〔安齋隨筆 前編十三〕一歌無法式　歌はうたふ物なるゆへ、ウタフト云を、略してウタと云、心に思ふ事の思ひ餘りてクチより溢れ出る也、法式ありて思ふまゝに云はれざる也、上古の歌は言の數だにも定らず、たま〳〵素盞嗚尊ノ八雲ノ御歌三十一言也、此言數クチビヤウシのよきによりて、此三十一言をまなび作る也、三十一言に數を合するより外の法式はなし、後代はさま〴〵むつかしき法式出來たり、又上古の人は、我心をナグサメンためによむ也、又古と後代とは詞違たり、上古ノ詞を以てよむ也、上古の詞を能知らざれば、助語ァニハの事也ツカヒ違あり、上古の詞を撰み用る事だにも、法式にかゝるが如し、況や制の詞、主ある詞、其外さま〴〵の制禁秘傳口決などあり、是歌を玩び物として心に思はぬ事を強て作り、我才智に誇り、人に褒られん事を好む心より法式を守る也、古今歌の主意違へり、又後代題詠を專とす、是虛言を巧に云ひ習ふ也、虛言を詭く云ふ者を歌人と稱する事に成れり、又今は堂上の

名稱

歌、地下の歌などゝ云事あり、歌は人の才智にて、善も惡もあり、位によりて善惡あるには非ず、歌は公家の物に究りたるもおかしき事也、

〔資勝卿記〕元和五年二月廿五日己卯、禁裏歌學の聽聞に伺公申候也則清凉殿に出御にて御聽聞也、三條西伊勢物語講尺有ヲ一段、ケンダイ、中ダンニ有ヲ下ダンへ持て下テ、カウシャクナリ、徽音也、其後又烏丸大納言又講尺、又題號以下三條西講尺ノ所ヲ被讀候ヲ、御氣色にて次ノ段をと御意ノ處ヲ、次ノ段ヲヨミ被申、又初段ヲ講尺ニテ、次段講尺無之口了、又逸與千万之義也、但次段無覺悟依之其後中院宰相講尺被申也、三段メヲ講尺也、其後退出申也、御聽聞陽明青蓮院殿御伺公也、

附 狂歌

狂歌ハ滑稽諧謔ヲ主トス、古ハ之ヲ俳諧歌、戯笑歌ナド稱シテ、其風調ノ典雅ナルコト、殆ド尋常ノ歌ニ異ナラザリシガ、後世狂歌ト稱スルニ至リテハ、專ラ俚言俗語ヲ用キ、品格卑クシテ之ヲ尋常ノ歌ニ比スルニ、大ニ徑庭アルニ至レリ、

古ノ俳諧歌ハ、歌人ノ、時ニ臨ミ戯ニ詠ジテ、興ヲ遣ルニ過ギザリシガ、後世正親町天皇ノ天正ノ頃ヨリ、狂歌ヲ弄ブモノ漸ク多ク、德川氏ノ時ニ至リ、八幡山信海、生白庵行風、石田未得、半井卜養、永田貞柳等相踵デ出デ、專ラ之ヲ鼓吹セシカバ、此道益〻盛ニシテ、遂ニハ狂歌師トシテ之ヲ職業トスルモノアルニ至ル、大屋裏住、酒上熟寐、大根太木、狂歌堂木阿彌、濱邊黒人、朱樂菅江、小島橘洲、四方赤良（蜀山人）等ハ、有名ノ狂歌師ニシテ、殊ニ六樹園飯盛（石川雅望）北川眞顏ハ其盛ヲ極メ、門人數百人ノ多キニ至ル、

〔狂歌詠方初心式〕古來狂歌名目之事

夷曲（ヒナブリ）日本紀（ヒナブリ）夷振（ヒナブリ）傳　夷歌（ヒナウタ）萬葉集　今狂言歌（キヤウゲンウタ）同上　狂歌（キヤウカ）夷曲集　井ニザレ蛙（ウタ）師タヽレウタ西行（サイギヤウ）法師全　歌眞柳翁意　佐禮歌（サレウタ）說　戯歌（ケウカ）詞書　與歌意

如此名稱異なりといへども、其意大底同じ事也、各其師家の稱する所に隨ふべし、予○日々庵了山ハ貞柳翁の流義を學べば、其意をうけて狂歌と稱するなり、すべて落首、貶歌、秀句にならざるやうに俗語俳言を用ひ、和歌の體にかはりて、心詞を狂はせ詠ゆへに狂歌とは申とぞ、

〔後撰夷曲集十夷歌式〕夷歌名目事

一此歌の名目、いろ〳〵にいひならはせり、舍人親王撰日本書紀には夷曲（ひなぶり）とあり、聖德太子傳暦（平氏撰）には、夷振と下の字を書かへ、えびすぶりとよませたり、古今和歌集の序には夷歌（ひなうた）と書り、今の世には狂歌といふ、いつの程いひ出けるとは、さだかにわきまへず侍り、○中略おしはかるに、夷曲の曲の字をまぐるといふ訓あるによりて、正體の夷の字をわすれて曲の字をとり用ひ、柱歌（わうか）と誤りたるなるべし、さかるを又柱と狂と、草行にかく時字形似たれば、世俗又誤りて狂歌といひならはせるにや、畢竟物ぐるひになせる無念の事歟、

〔燕石雜志二〕狂歌

按ずるに、この說迂僻にして信用ゝがたし、古今集の誹諧歌、續詞花集の戲笑歌その名目は異なれども、みな夷曲（ひなぶり）歌也、後世これを狂歌といふよしは、夷曲の曲の字を柱に誤り、それを亦狂に誤り、夷の字を脫して狂歌と唱るにはあらじ、唐山に俳諧體の詩を狂句狂歌などいへり、明劉伯温が連珠に、狂歌之士、遺世若草萊といへるはこれなり、ゝかれば詩に狂歌あるに對して、和歌に亦狂歌といはんも嫌ひあらず、夷曲歌（ひなぶりうた）も唐山の名目なり、俳諧狂歌は唐山の名目なり、もし異邦の名目をきらはゞ、古今集に誹諧（俳音通）歌を出されしを何とかいはん、よりて思ふに、夷曲歌を狂歌といはんも、嫌ふべきにあらず、

〔與歌考上〕戲唉歌俳諧歌、狂歌、附夷曲歌、夷歌、

振とは、俗に云形狀進止の布理にて、人にまれ物にまれ、動く貌をいひて、歌にては奏ふ音聲の

長短巨細低昂などの貌なりといへり、かゝれば神代の夷曲（ひなぶり）に狂歌をあてんことは、たえてあるべからず、鄙風なりといはんも戲歌とはまたたがへり、ことに夷曲の字は神代紀に此兩首歌辭今號夷曲と有をもとゝすれば、狂歌を夷曲歌とせんこと、いたくたがへり、

〔與歌考上〕狂歌を久留比歌と心得誤附狂字論

狂は、字書に、梁黃切、況平聲說文�astrong犬也、又志願太高曰狂、又躁妄也、○略中論語の註に、狂者志意高遠と有是也、世俗の狂人（キチガヒ）狂婦（モノグルヒ）などの狂とはいたく異なり、○略中かゝれば狂の字をくるふと心得て、狂歌をくるひ歌とな思ひ誤そ、こは狂歌（タハブレウタ）なるをや、○略中から人の言にも、問我狂歌詞（問し我字、白氏文集活板本には聽に作れり、）

白氏文集卷八、狂歌詞明月照君席、白露霑我衣、勸君酒盃滿聽我狂歌詞、○略中文進按狂歌、張九齡後漢徐徵君碣、接輿狂歌而詭激、杜子美詩、耽酒須微祿、狂歌託聖朝、○略中とあれば、狂歌とつゞくことは、から國にもありけれど、狂歌と思ふはいたく誤れり、狂歌（タハブレウタ）と心うるぞよき、

〔本朝文粹一雜詩〕病中聞羽林藤將軍題夜行舍人鳥養有三之絕句、兼見藤播州橘員外源進士等奉和之古調、一讀感一〇一字恐衍歎繼以狂歌、源順

〔嬉遊笑覽三詩歌〕俳諧歌は古今集より聞えて、和歌の一體なり、俊賴朝臣無名抄に、是をざれごと歌とあり、又奥儀抄には、俳諧の字をわざことゝよませたり、又是を狂歌ともいふ、太平記などに落首あり、是また狂歌とはいへど、俳諧歌とは云べからず、されば狂歌とは廣くいふ名にして、いづれの體をよみても、狂歌といはむに妨なし、元木阿彌が言葉の本末に、狂歌は實情のやむことを得ざるにせまりて、詞の雅俗をえらぶにいとまあらざるより起れるものならし、古へ釋門の佛意を述るの言葉、おほくは此體なり、されば心をもとゝして、言葉にかゝはらざればなるべし、末

沿革

の世に至りては、おかしきことをもとゝし、言葉の俗なるをむねとす、其おこれる故をわするゝに似たり、是又時風のしからしむる處、里花歌謠の自然を見るにたよりなきにしもあらず、

〔興歌考下〕狂歌は興歌なる考

戯歌はもと時の興に乘じて戯れいへるを始にて、題詠と云ものにいたりても、可咲戯言（ヲカシモタハフレコト）をよみ出て興じ笑ふ歌なれば、その興の歌と云意にて、興歌といはんにたがふことはあらじ、唐韓致堯詩に、酒酣狂興依然在とも見えて、狂興とつゞきたることもあれば也、此方にふるくも顯昭法橋の袖中抄に、〇中略

袖中抄十九俊頼朝臣田家秋興歌、山田もる木曾のふせやに風ふけばあせづたひしてうづらおとなふ、とみえたり、〇中略

文進按、興歌、後漢書桓榮傳論、一言納賞、志士爲之懷耻、受爵不讓、風人所以興歌、梁昭明太子七契、黄髮擊壤、青衿興歌、趙嘏詩、野人留得五湖船、丞相興歌郡國年、

猶外にもあらんには、狂歌原來（モト）は興歌とも書つらんを、音のひとしく聞ゆるによりて、興を狂に書轉（ウツ）して、今は狂歌とのみかくならんか、興はきよう、狂はきやうなれども、打きくには、ひとしくきこゆればなり、

〔明月記〕建久二年閏十二月四日戊申、參一條殿、依昨日仰也、入夜被讀上百首、御歌（良經）入道（寂蓮）予（定家）三百首也事畢有當座狂歌等、深更相共歸家、

〔後撰夷曲集十夷歌式〕まことに此一筋天津神代より傳り侍れど、のぼれる代には、まれ〳〵よめりと見え侍るを、中比佛心宗の名僧我法の旨二三子に傳へんため、百首或はいろはの文字を頭にするゑて、數十首をつらね、源空、親鸞もかくのごとく念佛の正理をよめり、又平時頼百首をつらねて、男女の教訓とせり、其後天正年中にすきものども出來て、和歌百首の古題に數人よみしより、

寛文の今に至る、其間に夷歌にて世に鳴もの道の記の歌、或は諸職を題にし、又は百首よめるたぐひ、數十人に及べり、其歌ども味ひ侍るに、秀句世話のみに力をいれ、興あらんとして、いにしへより歌に嫌ひ來る事をもわきまへず、猶實を失ふたぐひ數々見え侍り、古人の夷歌、近き代にも、法印玄旨、大納言光廣卿、此さまかず〳〵つらね給へれど、稀にも失なき事は、斷にも及ばず侍り、其外高きにもあれ賤きにもあれ、和歌わきまへし人の夷歌には、いさゝか見とがむる科侍らず、

〔興歌考上〕總論

萬葉集に戯咲歌といひ、古今集に俳諧歌といへる、このふたつの風體なん、今いふ狂歌の父母のごとくこひしたふべかりける、萬葉集の戯咲歌は、丈夫の手ぶりにして雄々しくたけ高く、古今集の俳諧歌は手弱女の手ぶりにして、いとなごやかにみやびなるすがたなり、この故にこれを父母のごとしとはいへり、猶今とても、戯咲歌とも俳諧歌ともいひてたりぬべきを、いつの比よりか狂歌といふ名はおこりけん、たしかにはしらずといへども、其名くれ竹の世にひろごり、青柳のいとしげくもて遊ぶともがらのおほくなりにしまに〳〵、しづたまき賤しき言の葉をもよみ天離（アマザカル）ひなびごとのよこなまれるをも、そがまゝにいひ出て、花のあした月のゆふべはさらなり、下ざまの人のうたげの筵の戯ごとゝさへなりにしより、いよ〳〵歌ともきこえぬ俗言をしもよみいるゝを、人も愛おのれもよしとほこれるこそ、いとみだりなりけれ、〇中略今の世に狂歌といへるも、其さま同じからず、天爾乎葉をとゝのひ、假字を正してよむ人あり、また狂歌といへる文字につきて、狂歌はくるひ歌なりと心得て、天爾乎葉語格はもとよりにて、假字の定りあることをだにえしらぬ、かいなでの狂歌者流のともがらは、はふつたのおのがむき〳〵にして、むらぎもの心々によみ出れば、俗言のよこなまれる言もて、賤しくつたなく、歌ともきこえぬ狂言をしもいひ出て、狂歌はかゝるものぞと思ひほこるもあり、かゝるしらべをみてはなま〳〵

の歌よみなどは、狂歌はかゝるものぞとひたむきに思ひけちて、歌にはあらぬものと心得よむ人をさへおとしめあなづるは、いとをかしからずや、是皆狂歌をくるひ歌也と思ひ誤るともがらの罪なりけり。

〔閑窓瑣談三〕狂歌の徳

定家家隆の世に出られて、敷島の道の正しく秀たりといへども、這よりして歌よむ人は些なりしと言傳ふ、然ありぬるかなきか知らねど、過たるは猶不及が如しと、諺にいふ中庸の教より言出せしものか、昔は知らず、狂歌の世に流行なすは、六樹園〇石川雅望と狂歌堂〇北川眞顔の兩大人が盛の時をもつて、その極といふべし、その頃の狂歌は風調高く賤しからずして、傍聽すれば本歌を披講せらるゝに等し、然はあれども俗耳に入また詠習ふに容易からざりしかば程なく狂歌をたしむ人稀々にて、判者大人の名目も絶果、俳諧のみぞ流行せり、是も又勝れて名人上手の世に出て、俳諧發句の教むつかしく、其道理を盡さんとせられなば、頓て此道に遊ぶ人も稀になるべし、彼狂歌堂大人が都に登りし時、何某の卿へ參りて、

御膝にすがりなりとも埋火のはいかい歌は起したきもの、此節俳諧歌場の額を賜り、これより狂歌といはず、俳諧歌とは言ならはせり實にも譽の事なるべけれど諺にいふ下愚爾威にて、自然尊大になり、風雅に疎き趣も聞えたり、最古く俚言に過たりと噂をすれど、狂歌は安永天明の昔こそ面白く、俗にも聽へ安らかに、又教訓ともなる事の多くあるやうに覺らる、

〔狂歌百人一首〕狂歌の道、未得卜養が後は、世にたえて唱る者もなかりけるに、橘洲のぬし、安永の比和歌の會のありしに、席上の人々をそゝのかして戯れたる題出して、狂歌よませたるがはじめなり、ざれたるつくり名は、赤良のぬし、大根の太木などはじめられしなり、今狂歌角力とて物することは、天明のはじめ、普栗釣方といふ者、人々の歌をあつめて、赤良のぬしの判をこひて、甲

乙のけぢめをさゝるし、木にゑりて出せるがおこりなり、そのかみかりそめに云いでたることのかうさまに世にはやりゆくやうにはなりにたりとて、橘洲のぬし常にかたりてわらひ給ひき、

〔宇治拾遺物語三〕今はむかしとうろく〇藤原相軸なかりけるをりを見つけて入にけり、なくみておほぢのかたよりきてみれば、かくはする物をばまゐるぞあなうたてや藤六にこそいましけれ、さらば歌よみ給へといひければ、

むかしよりあみだほとけのちかひにてにゆるものをばすくふとぞしる、とこそよみたりけれ、

〔平治物語三〕長田義朝討六波羅馳參事附大路渡被掛獄門事

檢非違使八人行向テ、西洞院ヲ上リニ渡シ、左ノ獄門ノ樗ノ木ニゾ掛タリケル、如何ナル者カシタリケン、左馬頭〇源義朝元ハ下野守タリシカバ、一首ノ歌ヲ書附タリ、〇中略或者此落書ヲ見テ申ケルハ、昔將門ガ頸ヲ獄門ニ被掛タリケルヲ藤六左近ト云數奇ノ者ガ見テ、

將門ハ米カミヨリゾ切レケルタハラ藤太ガ謀ニテ、ト讀タリケレバ、シイト笑ケルナリ、

〔今物語〕此上人〇覺文の歌に

世中に地頭ぬす人なかりせば人の心はのどけからまし、とよみて、我身は業平には勝りたり、春の心はのどけからましといへる、何條春に心のあるべきぞといひけり、

〔平治物語三〕賴朝舉義兵事幷平家退治事

長田四郎忠宗ハ、平家ノ侍共ニモ惡マレシカバ、西國ヘモ不參、角テハ鰐テ國人共ニ討レントヤ思ヒケン、父子十騎許、羽ヲ垂テ鎌倉殿〇源賴朝ヘゾ參ケル、〇中略身ヲ全シテ合戰ノ忠節ヲ致セ、毒藥

變ジテ甘露ト成ト云事アレバ、勳功アラバ大キナル恩賞ヲ可レ行トゾ約束シ給ヒケル、略中八島ノ城落タリト聞ヘシ時、今ハシヤツ親子ニ軍セサセソ、討セントテト宣ケルガ、略中彌三小次郎押寄テ、長田父子ヲ搦捕、礫ニコソセラレケレ、略中何者カシタリケン、

嫌ヘドモ壽（イノチ）ノ程ハ壹岐守ミノヲハリヲバ今ゾ給ハルカリトリシ鎌田ガ頸ノ報ニヤ懸ル憂目ヲ今ハ見ルラント、讀テ、作者ニ鎌田政家ト書タル高札ヲコソ立タリケレ、是ヲ見ル者ゴトニ、哀トハイハデ、唇ヲ返シテ惡マヌ者ゾナカリケル、

〔平家物語四〕宮の御さいごの事

爰に伊賀伊勢兩國の官兵ら、馬いかだおしやぶられて六百よきこそながれたれ、もへぎおどしあかおどし、色々のよろひの、うきぬえづみぬゆられけるは、神なみ山の紅葉ばの峯のあらしにさそはれて、たつた川の秋のくれ、いせきにかゝりてながれもあへぬにことならず、その中に、ひおどしのよろひきたる武者三人、あじろになが れかゝりて、うきぬえづみぬゆられけるを、伊豆守○源仲綱見給ひかくこそ詠じ給ひける、

伊勢むしやはみなひおどしのよろひきてうぢのあじろにかゝりけるかな是らはみな伊勢の國の住人なり、

〔吾妻鏡九〕文治五年八月廿一日戊申、二品○源賴朝經松山道到津久毛橋給、梶原平二景高詠一首和歌之由申云、

陸奥乃勢ハ御方ニ津久毛橋渡シテ懸ン泰衡ガ頸祝言之由有御感云云、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

高橋○又四郎始ノ勢ヒニモ似ズ、敵ノ大勢ヲ見テ一返モ不返捨鞭ヲ打テ引ケル間、○略中是ヲ惡シト思者ヤシタリケン、平等院ノ橋爪ニ、一首ノ歌ヲ書テゾタテタリケル、

木津河ノ瀨々ノ岩波早ケレバ懸テ程ナク落ル高橋、高橋ガ拔懸ヲ聞テ、引バ入替テ高名セント、跡ニ續キタル小早河モ、一度ニ皆被追立、一返モ不返宇治マデ引タリト聞ベケレバ、又札ヲ立テ副テ、

懸モ得ヌ高橋落テ行水ニ憂名ヲ流ス小早河哉

〔太平記十四〕諸國朝敵蜂起事

其比○建武二年何カナル鳴呼ノ者カシタリケン、內裏ノ陽明門ノ扉ニ、一首ノ狂歌ヲゾ書タリケル、

賢王ノ横言（ワウグン）ニ成ル世中ハ上ヲ下ヘゾ歸シタリケル

〔太平記十七〕山門牒送南都事

諸卿皆憑シキ事ニ被思ケルニヤ、今ハイツヲカ可期四方ヨリ牒シ合セテ、四國ノ勢ヲ阿彌陀ガ峯ヘ差向テ、夜々篝ヲゾ燒セラレケル、其光二三里ガ間ニ續テ、一天ノ星斗落テ欄干タルニ不異、或夜東寺ノ軍勢ドモ、樓門ニ上テ是ヲミケルガ、アラヲビタヾシ阿彌陀ガ峯ノ篝ヤト申ケレバ、高駿河守トリモアヘズ、

多ク共四十八ニハヨモ過ジ阿彌陀ガ峯ニトモス篝火、ト一首ノ狂歌ニ取成シテ戲ケレバ、滿座皆エツボニ入テゾ笑ケル、

〔太平記二十三〕土岐賴遠參合御幸致狼藉事附雲客下車事

賴遠謀反モ不事行、角テハ如何ト思案シテ、潛ニ都ヘ上、夢窓國師ヲゾ憑ケル、夢窓ハ此比天下ノ大善知識ニテ、公家武家崇敬類ヒ無リシカバ、サリ共ト被憑仰シカ共、左兵衛督○足利直義是程ノ大逆ヲ緩ク閣カバ、向後ノ積習タルベシ、而レ共御口入巨（カタ）默止ケレバ無力其身ヲバ被誅テ、子孫ノ安堵ヲ可全ト返事被申、賴遠ヲバ侍所細川陸奥守顯氏ニ被渡テ、六條河原ニテ終被刎首ケリ、其弟ニ周濟房トテ有ヲモ、既ニ可被切ト評定有ケルガ、其時ノ人數ニテハ無リケル由、證據分明也

ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、鰮テ本國ヘゾ下リケル、夢窓和尚ノ武家ニ出テ、サリトモト口入シ給シ事不叶シヲ、欺ク者ヤ仕タリケン、狂歌ヲ一首天龍寺ノ脇壁ノ上ニゾ書タリケル、

イシカリシトキハ夢窓（ムサウ）ニクラハレテ周濟（シユサイ）計ゾ皿ニ殘レル

〔太平記二十七〕田樂事附長講見物事

同年（貞和五年）六月十一日抖藪ノ沙門有リケルガ、四條橋ヲ渡サントテ、新座本座ノ田樂ヲ合セ、老若ニ分テ能（ノウ）クラベヲゾセサセケル、四條川原ニ棧敷ヲ打ツ、希代ノ見物ナルベシトテ、貴賤ノ男女擧ル事不斜（略）、中大物ノ五六ニテ打付タル棧敷傾立テ、アレヤ〳〵ト云程コソマレ、上下二百四十九間共ニ將棊倒ヲスルガ如ク、一度ニ同（ドウ）トゾ倒ケル、（略）中梶井宮（法親王）モ御腰ヲ打損ゼサセ給ヒタリト聞ヘシカバ、一首ノ狂歌ヲ四條川原ニ立タリ、

釘付ニシタル棧敷ノ倒ルヽハ梶井宮ノ不覺ナリケリ、又二條關白（基）殿（眞）モ御覽ジ給ヒタリト申ケレバ、

田樂ノ將棊倒ノ棧敷ニハ王計コソ登ラザリケレ

〔太平記三十五〕南方蜂起事附畠山關東下向事

都ニハ仁木右京大夫（義長）落タリト、悦バヌ人モ無リケレ共、幾內遠國ノ御敵ハ是ニ時ヲ得テ蜂起スト聞エケレバ、ハヤ世ハ又大亂ニ成ヌルハト、私（サヽヤ）語カヌ人モ無リケリ、其比何ナル者ノ態ニヤ、五條ノ橋爪ニ高札ヲ立テ、二首ノ歌ヲ書付タリ、

御敵ノ種ヲ蒔置畠山打返スベキ世トハ知ズヤ

何程ノ豆ヲ蒔テカ畠山日本國ヲバ味噌ニナスラン

又是ハ仁木ヲ引人ノ態カト覺テ、一首ノ歌ヲ六角堂ノ門ノ扉ニ書付タリ、

イシカリシ源氏ノ日記失ヒテ伊勢物語セヌ人モナシ

畠山入道（道誓）○其比常ニ狐ノ皮ノ腰當ヲシテ人ニ對面シケルヲ、惡シト見ル人ヤ讀タリケン、

畠山狐ノ皮ノ腰當ニバケノ程コソ顯レニケレ

又湯河庄司ガ宿ノ前ニ、作者芋瀨ノ庄司ト書テ、

宮方ノ鴨頭（カウト）ニナリシ湯川ハ都ニ入テ何ノ香モセズ

今度ノ亂ハ、併ラ畠山入道ノ所行也ト、落書ニモシ歌ニモ讀湯屋風呂ノ女童部マデモ、モテアツカヒケレバ、畠山面目ナクヤ思ケン、（略）中密ニ京都ヲ逃出テ關東ヲ差テゾ下リケル、

〔一休ばなし〕一休の時代に、蜷川新右衞門尉親當といふ人有けるが、禪法に身をやつし、心をなやましけるとも、一休の發明なる事を聞及びて、導師ごたのみ奉るべしとて、或時一休の庵室へたづね行て、柴の扉をほと〳〵と扣く、折節一休出たまひて、（略）中これへ〳〵と請じ、茶をまいれとて一首よめる、

なにをがなまいらせたくはおもへども達磨宗には一物もなし　一休

反歌

一物もなきをたまはるこゝろこそ本來空の妙味なりけり　親當

と申されければ、一休のたまひけるは、聞及びしより蜷川殿は道心者なりとて、感ぜられける、

〔應仁記二〕勝元方蜂起之事

此實相院殿正實坊ヲ、山名（豐）○持方ヨリ陣取テ、一色（直）○範ガ館ヨリ花ノ御所迄、一ツニ持續ケント、兼テ山名評定シケルニ、一色ガ館ヲ捨テ、早々西陣ヘ取退シヲ、一首狂歌ニ讀ケリ、

圓頓者實相院ヲ持カチテ一色一香恥ヲコソカケ

〔狂歌四季の花〕六十に成ける春

手習の道にかなへと我ことし筆試る六十の春

八幡山
豐藏坊信海

去年は江戸にありて、今年は當山の護摩堂より比叡をながめて、

此春ははたちばかりぞ若くなる富士の高根とひえを詠て

齒のいたみけるころ

いつ花の咲事もなき木坊主は春の寒さにはをいたむ哉

〔雅筵醉狂集雜〕鞠

上足の人は軒ばのしのぶにもなをあまりあるむかし成道

百人一首、順德院、百敷やふるき軒ばの忍ぶにもなをあまりあるむかしなりけり、狂歌は、あまりあるを、鞠と懸聲にとりなす、人は除(ノキ)とつゞけたり、成道は上足にて、雲いりの曲を一代に三度けられたり、其外奇妙多かりし也、

狂歌法

〔狂歌詠方初心式〕二條家の法を用る事

狂歌に、さして冷泉家の法、二條家の格といひて定れる例はなけれども、正親町家を初め、代々の先達、二條家の式を用ひ給へば、それを狂歌の式とはなしぬ、左いへばとて、あながちに其法を守り過るもおこがましければ、式は立て、其時の席に隨ふべし、

近年甚だ不埒なり、法を知りてするや知らずや、狂歌に法を立る事おこがましなどいへる人もあり、予〇日々庵了山は爰に留る、後の論を待べし、

〔狂歌落葉囊附錄〕問て云、別の習ひなしとは、狂歌には何の習こともなきや、答て云、いにしへの狂歌は、和歌の達人當座の興によみ給ふ事多し、中にも曉月坊雄長老は專狂歌の達人にして、自歌學に達したる上なれば、和歌の外に別に狂歌の敎を建給はず、故に歌學にゆづりて、別の習ひ候はずといへり、然れども連俳にも或は題發句、六義の品、又は有心體、幽玄體等、其外種々の掟ありて師傳とす、狂歌にかぎり習有ましきにや、由緣齋〇貞柳予〇永田柳因に授る一卷の中に、貞德信海の

口說幷ニ貞德自筆の一卷、又は狂歌系圖の奧書等にあらかじめ其敎有といへ共、今爰に略之、

〔長頭丸隨筆〕狂歌といふもの、時に臨みて讀なり、たゞおかしきふしによみて、すこしいやしきかたによむを、かへつてよきなりと幽齋公も仰られし、去年の夏待郭公の題にて、

夏の夜はほとゝぎすにぞくらはるゝ蚊屋へも入らず待とせしまに、とよみ侍し、

〔狂歌拾遺家土產下〕翁〇永田貞柳世にいます時、狂歌をよまんひとは、たとひ廿一代集をそらんずる共、一文不智のひやうきんらしく口ずさみて、あま入道無智の輩の耳をもよろこばしめ、古事連歌のふりをせずして、たゞ一向に道歌を宗とすべしとなんいひおけるをしへにしたがひて、

ついしれたことをたむけに申なり釋迦にきやう歌しやとはおもへども

禁忌

〔狂歌詠方初心式〕禁忌遠慮の事

凡婚姻慶賀に、歌を詠て贈るには、隨分禁忌の詞を吟味して、さし合のなきやうに詠べし、挨拶の歌なども同じ事なり、歌はすこしおとりたりとも、忌嫌のなきを專とす、常々心にかけて、人々の心にさはる詞を吟味すべし、

私曰、此程或人の狂歌に、人の家を祝ふ事によせて初春の歌に、たな引やと初五文字に出されたり、霞の詞なれども、店を引といふは商家の忌きらふ事なれど、不斗言出せる物ならん、此心をもて各心得べし、

〔曾呂里狂歌咄四〕ある人、子をうしなふ事五六人に及びしが、妻又たゞならず、すでに月みちておのこ子をまうけたり、夫婦はいふに及ばず、親類こぞりてよろこびあひける處に、隣の隱居の禪門よろこびに來て、此子は幾久しくかみもかたかるべし、歌をよみていはひ侍べらんとて、

綠子のかみのかたさは石佛命ながさを彌陀にあやかれ、といひ出たりければ、家うち上しも、

にがりかへりて物いふ人なし、此禪門はたと思ひあたりて、さらばめでたくよみなをさんとて、
おやよりもさきだちのぶる竹の子のはやしに入てみるうちのはぢ、此歌いよ〳〵いま〳〵
しくて、中違ひけり、
ある侍、緋威の鎧を威立て、その祝ひにとて人々よびあつめて物しけるに、楚忽の人歌をよみけ
り、
緋威のよろひのさねをかた糸のわたかみどりて打きられけり、うちきられの字さし合て、あ
るじ不興せしとかや、
ある人、あたらしく家つくりける、その祝にとて、友だちよびて物しけり、家うち見めぐりつゝ、垂
木の竹ごとの外に太かりしをほめけるとて、此竹は八町ばかりはきこえ侍べらんといふ、その
故をとひければ、ある所の家の竹垂木、いまだこの竹には似るべくもなくほそかりしが、火事の
時に六町きこえ侍べり、燒て破たる音の遠くひゞきし事を思へば、今此竹は八町は聞ゆべしと
いふに、人々さればともえいはず、あるじ聞つけて、ことの外に氣にかけつゝ、腹立ければ、此人め
いわくしてあるじのきげんなをしに歌をよみ侍べりとて、かくぞいひける、
火をかけて、燒とももえじこの家の棟も柱も水をもりつゝ、この家つひに洪水にながれけり
とぞ、

〔狂歌初心抄〕題とりの事

往古の狂歌は、時の興にふれていひ出せるのみにて、題とりてよむ迄の事はなし、中古雄長老松
永貞徳など、堀河百首をよみそめしより、近來はもはら題詠する事になれり、題詠は狂歌もよし、
されど本歌題にてよみすゆれば、狂歌は自由自在なり、

〔狂歌詠方初心式〕題卽興の論　并ニ讃の論

狂歌師

贈答

狂歌に題を出して詠事、俳事なりとをしへ給ふ、人もあれど、往昔の論はさばらくさし置、近世は
和歌にも各題の歌を專とす、詞書の歌うなし、專ら題をよく詠べし、題の歌ならでは沈思もなきものなり、
〔昨日は今日の物語〕一ていかの卿のおとうときやうがくばう、事の外ふべんにて、年のくれに、て
いかの卿へよみてつかはされける、
きやうかくが去はすのはてのそらぬんじとし打こさん石ひとつたべ
返し
さだいへがちからのほどをみせんとて石をふたつにわりてこそやれ、此返歌に米一たわら
そへてつかはされけるとぞ聞えし、
〔安齋隨筆前編五〕一狂歌　正親町從一位前權大納言藤原公通卿（享保ノ人也）は、狂歌を好みてよみ給へり、自
ら其狂歌を集め、自註を加へて、雅筵醉狂集と名付られしを、今天明三年正月刊行せり、或人談て
曰、公通卿狂歌を好みよみたまひければ、靈元院御製の狂歌を下し給ひけり、
公家ならばよむ言の葉のおほき町（一位）狂歌ばかりはいちいらぬもの
御返し公通公
いちいらぬ物と思へど狂歌さへえよまぬ公家の世におほき町
貞丈云、古書に公家トあるは、天子ノ御事をいふ、右の歌の公家は、廷臣をさして云へり、稱呼大
に違たり、又いちいらぬものといふに、一位をいひかけたり、然れども入らぬと云は、いの假名
也、一位の位はゐの假名也、右の歌かなづかひ違たり、狂歌なればとて、かなづかひのちがひた
る歌は、其義通せず、ほめがたき歌なり、
〔去りうごと中〕興歌し

此うたには、ことばの花が見えず候、

〔與歌考下〕おのれ○眞楫大船甲斐の國の旅のやどりにて、此書○與歌考かきあらはしゝは、今○文政三年より十とせあまりのむかしにて、其後江戸にかへりて、いさゝか思ふ心ありて、狂歌判者のれいといふことをいなびて、學の窓にこもりしは、今より七とせ八とせのさきなり、菴の柱に二首の與歌をかきてかけぬ、

大人ならぬ身こそ安けれ世の中の角づきあひを見るにつけても

大人になる力なき身は角のなきよつやの馬の中ぞすみよき

〔嬉遊笑覽三詩歌〕おかしきは狂歌者流の花押なり、みなわろき物ずきにて、はては商家の屋印のごとくなりて用るは、何の心にかあらん、其初めは、漢江かの赤良の扇巴より起に、類にならひて是をうけ繼て用るは、ます〳〵あやし、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕後世は、連歌師また俳諧師の詠りしを、○狂歌專ら好みてよめるは、建仁寺雄長老、八幡山信海、生白庵行風、江戸に德元、卜養、未得等就中聞えたり、其後衰ばらく廢れたりしが、安永ごろ又流行出て、漢江、赤良、橘洲、木網等を始めとして、其徒あまた出來ぬ、みななぐさみわざとして、點料など取ことなし、其後これをもて業とせるものは眞顏なり、

〔奴師勞之〕江戸にて、狂歌の會を始めてせしは、四ツ谷忍原横町に住める小島橘洲なり、源之助と稱す、田安府の小十人なり、其ころき會せしものゝわづかに四五人なりき、大根太木（山田や半右衛門といひし町人、辻番請負なりし、飯田町中坂下に住馬蹄後に飛鹿と號す、安府の士なり、大屋裏住後萩の屋と號す、金吹町の大屋なり、東作四谷内藤宿の煙草屋なり、稻毛屋金右衛門と稱す、四方赤良等なり、予（太田覃）はじめは赤人と改む、其のち大根太木、きり金を請ていへるものにて、京橋北紺屋町の湯屋なり、是もとの木あみ事なり、此妻もまた狂歌をたしみて

智惠の內子といへり、それより四方赤良を尋ね來り、太木もくあみともなひて橘洲をとひしなり、橘洲の唐衣といへる號を付しは、椿軒先生なり、

補　岷江はじめ觴をうかぶる計なるも、楚に入て底なし、予額髮の頃より、和歌を賀邸先生に學びはたちばかりより、戲歌の癖ありて、ゑかも貞柳卜養が風を庶幾せずたゞに曉月の高古なる、幽齋の温雅なる、未得が俊逸、白玉翁の清爽なる姿をゑたひ、ことにつけつゝ、口あみをになひ出し侍りし中に、臨期變約戀といふことを、

今さらに雲の下帶ひきしめて月のさはりの空ごとぞうき、とよみて先生に見せ侍りしに、此うた流俗のものにあらず、深く狂歌の趣を得たりと、ほと〳〵賞し給へりしは、三十年あまりのむかしなりけり、其頃は友とする人、わづかに二人三人にて、月に花に予がもとにつどひて、莫逆の媒とし侍りしに、四方赤良は、予が詩友にてありしが來りて、おほよそ狂詠は、時の興によりてよむなるを、ことがましく、つどひをなして、よむゑれものこそをこなれ、我もいざゑれものゝなかま入せんと、大根太木てふものを、どもなひ來り、太木また木網智惠の內子をいざなひ來れば、平秩東作、濱邊黑人など、類をもてあつまるに、二とせばかりを經て、朱樂漢江また入來る、是又賀邸先生の門にして、和歌は予が兄也、和歌の力もて、狂歌おのづから秀たり、かの人々より〳〵、予がもとあるは木あみが菴につどひて、狂詠やうやくおこらんとす、赤良もとより、高名の俊傑にして、其徒を東にひらき、菅江は北におこり、木網南にそばだち、予もまたゆくりなく、西によりて、ともに狂咏の旗上せしより、眞顏飯盛、金埒光の輩、ついでおこり、是を狂歌の四天王と稱せしも、飯盛はことに其業によりて詠を專とせず、眞顏ひとり四方歌垣となのりて、今東都に跋扈し威靈盛んなり、まことに草鞋大王なり、又一己の豪傑ならずや、是につぎて、名だゝるもの淺草に市人、玉池に

三陀羅をはじめとして、枚擧するにいとまあらず、ついで尾陽上毛駿相奥羽總房常越より、其外の國々のすき人、日を追ひ月を越て盛なり、かく世にひろごれるは、實に赤良嘗江が、いさをしにして、予はたゞ陳渉が旗上のみなり、されど又臭きを追ふの徒、すくなからざる中に、尾陽はすべて、予が門葉のみにして、他の指揮をうけざるは、まさに雪丸、田鶴丸、玉涌金成、桃吉有文の諸秀才、よく衆をいざなふゆえなるべし、この頃東都の諸大人の、餘國の歌に評するにも、尾陽を甲とし、上毛駿河これにつぐと聞はべるに、予鼻うごめく計なるはげに我をおこす輩といふべし、こたび玉涌翁、此冊子を人に託して、四方の諸君の咏をこひ、弄花集と題して、序を予にもとむ、もとよりいなむべきにもあらねば、繁文のつたなきをかへりみず、筆を醉竹菴にとるなるべし寛政九丁巳仲夏、

こは橘洲大人の序文にて、弄花集といへる書に載せたれど、前の條に因あれば書そへつ、

天明三年癸卯正月十三日、京橋伊勢屋勝助〔北静廬〕方にて、木あみ狂歌の會をせし時、集りしもの三十餘人ありき、勝助が網の破損針金といふ名は、木あみよりゆづりし名なり、〔後ち静廬と稱す〕

〔元治改正京羽津根三〕狂歌師

六角高倉東、尾崎、牡丹園獅々丸、三條小橋西、大坂屋清音樓清樹、祇園、成就院、日吉迺爺照信、四條小橋西、春日龜三階坊五粒、朱雀村、丹羽屋、柳條亭滿丸、富小路姉小路、住吉屋、佩香亭松丸、押小路東洞院、西升や、美儀園橘丸、朱雀村、松井呑舍口丸、同、同豐虫秋津女、洛東宮川、村井、歸方亭駒彦、

〔碧山日錄〕長祿三年九月一日庚辰昔有詠和歌者自號曉月爲守〔藤原〕尤工狂詞有蟻虱之百詠蘿其妙不曲盡故行于世或曰俊成公之孫也余意曰曉月者往昔滑稽之一夫也不識爲卿家之裔也

〔狂歌百人一首〕曉月坊は、定家卿の孫にて、爲家卿の子なり、母は安嘉門院の四條と申て、後に阿佛尼と唱へたる人にて、十六日夜日記の作者なり、ある人曉月坊にむかひて、そこの歌は家がらにも似ず、あまりに凡卑也などをこつきければ、

曉月に毛のむく〳〵とはへよかしとなかりけるとなん、嘉暦三年十一月八日に身まかられし終焉の歌、

むとせあまりよとせの冬の長き夜にうきよの夢を見はてぬるかな、淨土宗にてありけるとぞ、酒百首の作あり、蟻虱百首といふ物もありけるよしつたへたれどいまだ見ず、

〔兼載雜談〕一曉月法師を狂歌計よめるとみな心得たり、本は上手なりしが、中比此道に休する事有て、狂歌をよまれしとなり、俗名爲守といひしなり、

遠くなり近くなるみの濱千鳥鳴音に鹽のみちひをぞ知る、かやうの名歌、あまたよまれし也、

〔狂歌栗廼下風〕石田未得は、東武狂歌の魁祖たり、吾吟集は、慶安二年の自選七百首句々金玉の聲あり、今東都に狂歌を弄ん人、これか此翁を貴ざらんと、其集の奥に回文一首をよみて、遠く

あがめ侍りし　濱邊黑人

すがたうるめあてまぶかに未得よくとみにかふまてあめる歌かず

〔獨語〕凡昔より戲によみたる歌又前の人を嘲り笑ひたる狂歌のたぐひ、古き物語草紙に記しおきたるは、みな俳諧なり、然れども古き狂歌は詞いやしからず、きたなきことをいはず、父子兄弟の中にても唱ふるに聊かさはることなし、近き世に、江戸の醫師卜養といひし者、狂歌にたくみなりしも、世の諺のなれたることどもを戲に云ひかなへて、をかしきこと多きのみにて、詞いやしからず、やさしきすがたなれば、其品下らず、猶俳諧歌のたぐひなるべきか、

〔狂歌拾遺家土産序〕八幡山豐藏坊信海法印は、そのかみ狂歌にほまれ高く、世に仰ぎ侍りけるも夢と過て、去年の秋末の十三日、なゝそぢの忌にあたりければ、石清水の末を汲ていにしへを思

ふ人々手向をなし侍りぬ由縁齋貞柳信乘の翁は信海の骨髓を受傳へ又世にその名いちじるしく狂歌の道ます〳〵盛むなりしがこれも又今年八月中の五日廿五の年回になり侍ぬ惜かなともにむかし〳〵の噺となりて狂歌のみ人口に殘り侍る今も其流れをくむ人多しといへども狂歌をあだ口のやうに心得て兩翁の風體をうしなひ侍る人すくなからず扨あれば此道の本意にあらず扨〻狂歌は和歌を詠ずるにひとしく、うつくしき詞に俳言をまじへて、いづれの耳にもよく聞ゆるをもつて本體とす、ゆへに和歌に心がけなからんもむげなるべし、より て翁も箔の小袖に繩帶をするがごとくよむべしといひおかれ侍る、やつがれも此翁の風體をまたひて年經侍りけるに過し秋の頃柳翁のゆかりなる人予がもとへとぶらひ來り、かの翁の名たゝる辭世を我にあたへ折にふれては一首をも手むけ猶此道を世に弘めよとねもごろにいひ置侍りければそれよりして、いよ〳〵此道に朝暮こゝろをゆだねとしごとの八月十五日には辭世の一軸をかけて同じ志の友つ人あるは都鄙の人の懷紙をも集めて手向となし侍りぬ、ことし翁の追福のため難波の清水寺に石碑を建辭世を其面にゑりつけ猶も年頃集め置し翁の歌のあまたの集にもれ侍を選みて世の人にも弘めまほしく、かつはおさなき人のつとにもと繪をまじへて櫻木にちりばめ拾遺家土産と名つけ侍るになん有けらし、

浪華　一本亭芙蓉花題

寶暦第八戊寅年正月

〔狂歌拾遺家土産〔下〕由縁齋貞柳翁碣誌

永田貞柳、弐名信乘號由縁齋、大坂人、家以製菓子爲業、翁爲人嗜俳歌、從鳩峯信海法印請益、遂以其道鳴于世、而家貧廼捐世利隱道自適、年八十一以享保十九壬寅八月十五日卒、〇中略同郷松濤芙蓉、慕翁之遺風、最同其嗜、於是欲樹石以著翁蹟、書天王寺新清水地爲塋、請余作誌、余以不與翁同時、其行事弗可具識、然芙蓉詳言翁故事、因記所聞、併載其臨末歌、廼徵翁之平生焉、其歌曰、

百居而茂同浮世耳同花月者眞圓雪者白妙

林孝德誌

時寶暦八年戊寅秋八月

〔狂歌訓〕油烟齋〇柳貞の號は南都の墨工、古梅園和泉椽松井のもとやすといふ人車の楊ばかりにして、おもさ廿よ斤のおほいなる墨を調せしを、堂上にきこえあげ、九重の御所の叡覽にそなはりけるを、柳翁のきゝて、古梅園のぬしは古き知己なれば、その墨のほまれを賞して、

月ならで雲の上までするみのぼるこれはいかなるゆえんなるらん（故翁の自筆の此詠草、予が方にも所持す、といふ詠を贈られけるに、此歌より、いづれの人の稱するともなく、油烟齋の號、世の人呼びなせり、それゆへ其頃の翁の歌に、

我歌のきこえあげぬるゆえんこそ墨よしさまの惠みなるらめ

油烟齋と世にうたはるゝころもきぬ心をすみに染めまほしさよ、などよめり、これ翁のみづからに號せられしにてはなし、世上にをしなべて自然と稱してなづけし也、彼沖の石の讃岐待宵の侍從ふし柴の加賀日ごろの正廣のたぐひにて、自餘の狂歌よみには、古今あらざる事也、

〔俗耳鼓吹〕浪華の一本亭芙蓉花は、狂歌に名あり、ことし壬寅あづまに下りて、淺草觀世音の堂に、一つの繪馬をさゝぐ、自ら寶珠をゑがきて、かたはらに狂詠をそへたり、

みがいたらみがいたゞけはひかるなりせうね玉でも何の玉でも、ある日何ものがゑたりけん、一首の落首をなしおけり、

みがいてもみがいただけはひかるまじこんな狂歌の性根玉では

〔狂歌拾遺家土産〔上〕世に名たゝる西峨の法輪にいます大納言藤僧都龍尊の君、こたみ難波の里にかりにおはしましけるが予がもとへ立入らせ給ひければ、例のさたなき狂歌をよみて奉

りけるに、栗里と改め、芙蓉花と號すべきよし、御狂歌をさへそへて下し給はりければ悦びに堪ず、同志の人々にもをしらをめんため、御狂歌をこゝに寫し侍る、

仙人掌上玉芙蓉、今は難波の清きながれの言葉の花はうるはしく、濁なき心のかほりは久しからん、これを壽ぎて一本亭のあるじをして芙蓉花と字す、この花のひろごりさかへむも、韓氏が太華峯頭の文にもいちじるし、頃は文月半の時なりける、　西峨大僧都杉菴主龍尊

國に名もひろがるべしと唉芙蓉はなは十丈蓙は一ほん

御返し　芙蓉花

中元の折から嬉し此ふようてん上人の名づけ給へば

こたみやんごときなき御かたより、一本亭のあるじへ芙蓉の號を賜りけるに、この集いまだ世に發行せざる內なれば、幸の折からとて、あるじにこひうけてこゝにをさし、世にひろめ侍る、

寶暦八年寅七月

〔假名世說上〕大屋裏住は古き狂歌師なり、（白子屋孫右衛門、江戸金吹町に住す、）○中略狹き裏店に唐机をすゑて、書をみしなり、定家卿の御遠忌ありときゝて、

鶯も蛙もおなじ歌仲間經よむもありたゞなくもあり、此歌ある搢紳家にきこえて、萩の屋の號を賜り、筆を染めさせ給ふ、今の世に狂歌師の號の、何の屋〳〵といへるはじめといふべし、

〔奴師勞之〕酒の上熟寐は、歌名のはじめにして、大根太木は狂歌の歲旦摺物のはじめなり、二人とも先立てうせぬれば、木あみ、菅江、橘洲、赤良が門人の盛りなるをみるに及ばず、

木あみはよき男にして、すみをぬきたるあとさだかに、常に居士衣のごとき物を著て、紫の服紗に包みし物を脊負てあるけり、其頃本芝二丁目の三河屋半兵衞といへる本屋、剃髮して齒を黑く染め、靑き道服を著たり、色黑くふとりたる男也、狂名を濱邊の黑人とよぶ、人皆齒までの黑人とあだ名せり、此人狂歌の點をして、半紙にすりて出す、板料を取るを入花といへり、（今の點料な入花といふの始也、）時の諺に、木網は、兼好を一へん湯がきたるやうなり、黑人は文覺を油揚にしたるが如しといへり、

〔擁書漫筆四〕金子喜三郎正雄は、幼名を喜又といふ、武藏松山人也、狂歌に名を得て、狂歌堂木阿彌と號せり、手爾乎波の學に通て、詞の本末一卷をあらはす、山櫻をよめるうたに、

山櫻さけば白雲ちれば雪花見てくらす春ぞすくなき、

黑木うりのかたかける畫に

朝まだき道もたら〳〵くろぎうりくらきに牛や引出すらん

富士の贊

ふじのねの雲の衣をふきはらひすそ野を見するあしたかの山、天明元年四月十日、角田川わたりの水神の森にて、かしらおろして、渡邊嵩松と名のりける時、

けふよりも衣はそめつ墨田川ながれわたりに世をわたらばや、木阿彌が妻も、ちゑのないしとて、狂歌くちぐくよめり、ある日鐵砲洲にすめる人がとぶらひこしに、木阿彌たがひて家にあらざりければ、

てつはう洲おとにきこえしたまの客亭主の留守はねらひそれたか、また信濃國よりめしおきける下男の三六といへるが、去ひていとまをこへりしに、

そろばんのたま〳〵おきしさぶろくがくにへかへるはにくの十八

〔奴師勞之〕朱樂菅江八、市谷廿騎町にすめる御先手與力なり、もと內山先生に學びて本歌をよみし人なり、はじめの名を景基といひしが、家基公の御諱を避て景貫と改む、○中略菅江といふ名は、

はじめ俳名を貫立といひし故皆人貫公々々とよびしを、菅江と書したり、中頃菅江の名憚りあるべき歟とて、漢江と改めしが、日光の宮（公遊親王）の聞せ給ひて、菅江にても苦しかるまじと仰せられしより、又もとのごとく菅江と書したり、是に朱樂の字を加ふる事は安永の頃我やどにても ろ人酒のみし時戯れに行燈の紙に、我のみひとりあけら菅江と書しを始とす、

〔松屋叢話 一〕太田覃は、その號を南畝といふ、また寐惚子とも竹羅山人ともよびけり、狂歌狂詩に巧にして、いと高き名ぞきこえたる、それが清國のことをつくりける、〇略 中 うたに、

中華とはいへども花は夏の夜の一夜にかはるけしぼうずかな

〔閑窓瑣談 二〕蜀山先生のみやび

蜀山大人の狂歌の、世に賞讃あるをゑるして、後の好事の覽に備へんとす、當時は誰々も大概知らせ玉ふ狂歌なるべし、〇略 中

有卦に入し人を祝ふて

福の數七ッに滿る幸ひを今日よりうけの年は來にけり

同じ祝にふの字七ッ

有卦に入る數は七年何事も笑ふてくらせふゝふゝふゝ

題山の手の首夏、

目に青葉耳に鐵炮時鳥松魚はいまだ口へはいらず

祝の歌

文このむ木を右にして鏤梅（ちりめ）を左にかざす御代ぞ賢き

杜若昔は伊勢の物語今はめでたくひらく三河記

雜の歌

一めんの花は碁盤の上野山黒門前にかゝる白雲

心だに茅の輪の如くまろからばくゞらずとても神や守らん

分厘の雲さへぼれて算盤の玉の三五の十五夜の月

斯ばかり目出度見ゆる世の中を羨ましくや覗く月影

花薄箒木千里の武藏野は招かずとても民は止る

世の中はいつも月夜に米の飯さてまたもふし金のほしさよ

〔宮川舍漫筆 四〕蜀山人壁書

年頃吾が書を請ふもの多し、扇子、團扇扁額、屏風、服紗、唐紙、和唐紙、いやな羽織の胴裏に至るまで、累々として果しなければ、吾其請ものゝうるさきによりて、上中下の品を定む、上は速に書べし、中は預り置て書べし、下に至りては書べからず、若聞かずしてあづけ置ものあらば、扇は鼠の喰むに任せ、紙は反故堆中に沈めて、永劫浮ぶ瀬なかるべし、〇略 中

いと面白し、さればこそ子供にいたるまで、寐惚といへるをゑらざるはなし、爰に白川侯（松平定信）

御執政の頃、世上一統遊藝の事をやめ、專ら文武の道のみ行はれければ、先生も狂歌をばさらりと廢しける、其頃算筆の業を勤られしが、或時御役所にて、某なるもの扇を出して、寐惚子に狂歌を望みければ、其事は相止たりと答へしかば、さらば何にてもよろしと強て好、餘義なく扇子を開き見れば、鶴の繪なれば其まゝ其畫のうらに斯ぞ有ける、

表書之通鶴は千歲の壽無相違候　　太田　實印

月日

右は先生の俗稱なり、所は名にしおふ處も所、時にとりての才人と驚入しとかや、

〔狂歌奇人譚 初編 上〕六樹園飯盛の傳

飯盛は、東都靈巖島に住して、氏は石川、名は雅望、別號を六樹園とよぶ、五老先生といふはこれなり、〇中略ひとゝせあるやんごとなき御やかたに、都より歌人の御くだりまし〳〵ければ、人々におほせて、和歌の會をぞせられける、ひめもす御うた合せあり、ことはて、さま〴〵の御ものがたりになりける時、みやこ人のたまひけるは、東都にて和學に秀でたらんはたれ人にかとゝひたまへば、やかたの殿の御こたへに、わが國のことゞもよくあきらめたらんものは、石川雅望といふものにとゞまり候、かのものゝあらはしつるふみごもをみるに、げしがたきことをもよくときわきて候へば、かれが上をこゆべき人外にはあらじとおもひ給へてはべりとぞおほせける、都人かさねて、からくにのせうせちぶみのことよくわきまへつるは、何ものにかとゝひ給ふ、御そばにありつる人すゝみいでゝ、せうせちの書は五老山人と申ものよくあきらめさぶらひぬと申す、都人またおほせけるは、東都に六樹園といふ狂歌の師ありて、弟子三千にあまるときゝしが實にさいふものありつるかとゝひ給ふ、此ときするゑの坐にをりつるさぶらひおそるおそるはひいでて、その石川雅望とおほせられしは六樹園がことにて、五老先生と同人にてはべりとのべければ、みやこの御方大きにおどろかせたまひ、ねがはくはその人のかきたらんもの、みやこのつとにもとめたしとのたまふ、殿はたちまちおほせこゝろえはべりぬとて、やがて御つかひを六樹園へぞ下されける、その夜亥のこくばかりにつかひの人はかへりけり、殿はそがまゝにふばこおしひらき見たまへば、ふたひらのたんざくに、

うぐひすとかはづがうたふこゑきけばたけのこをほらんとせしを秋までにのばしてつゑにきるも孝行

都の御かたはいふもさらなり、ありあふひとゞ〳〵もかんじあへり、賞贊のこゑやまざりけり、此たんざく、ひとひらはみやこの御かた申こひ玉ひて、またなきものにおぼしてもてかへられけり、又ひとひらはこのみたちにのこりて、まれ人のきますときは、をり〳〵とうで、御ものがたりありけるとなん、

〔擁書漫筆三〕北川眞顏は、江戸數寄屋河岸にすめり、はじめ落書體の狂歌をもて、その名たかうきこえしに、後には風體を變て、萬葉古今の俳諧歌をおこせり、類題俳諧歌集六卷をあらはして、世人のまなこをひらかしむ、和唐の學にわたりて文かくわざに妙なり、號をば狂歌堂、四方歌垣、俳諧歌場なごいへり、家集七卷蘆荻集となづく、軸々金玉聲あり、

〔嬉遊笑覽附錄〕狂歌師眞顏は、月次の詠草を點をかくるにも、執筆草本をゑたゝむる時、其讀人の名を別にゑるさしめて、これを詠草に照して、當時社中にて錢ある者の歌を高點とす、

〔氣吹舍文集一〕美や備てふ言のこゝろを述て、俳諧歌場の老翁をほむる詞ならびに歌、

北川の眞顏のをぢはも、〇略中言いづる詞ごとに、詠いづる歌ごとに、實ありて花やかに戲詞のをかしみはた自づからに備はりて、面ゑろく雄々しく、目にみえぬ鬼神をさへに笑はしむべき戲（ワザ）笑（ヒ）うたの歌仙になも有りける、里人のもろ人は、さるみやびをゝしも知るやゑらずや、久かたの雲のうへなる大宮人はし、いと疾くきこし知らして、あるは俳諧歌場のをぢとも、或は歌垣、の宗匠ともおしてたゝへ名たまへるを、吾〇平田篤胤なみ久しき友がきのそを嬉しとなも悅ばざらめや、珍たしとなも祝はざらめや、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕其後これ〇狂歌をもて業とゑたるものは眞顏なり、別號を俳諧歌場また四方歌垣などゝいへり、俳諧歌場はおほけなく、歌垣は日本紀に見えたるを、いかに心得ひがめてかかる名をつけることぞ、いとおかし、〇略中眞顏おのれ高くかまへて、よく僞りごとをして社中の愚物を欺けり、飯盛は大言して人を謗る本性にて、世に一ふし新奇をとなへむとて、狂歌は俳諧歌にはあらず、落首體より出たる物なりとて、其徒をして卑きことをむねと詠せたり、近

頃眞顏が俳諧歌の宗匠號を得たる時、飯盛をも勸めて、宗匠號を願ひ申さしめしに、俳諧歌となへざれば其號を許されがたきよしなれば、それに隨ひて宗匠號を受たり、かねての大言虛談となりて、世人の物わらひとなりぬ、此事は、やむことなきあたりの御許なりとて、取つぎはゝ欺れたりしも、それにつきて社中より多く取納を得たれば、利にはなれり、飯盛はさることもなく、物を費せり、深川仲町の茶屋尾花屋ハ、眞顏が弟子にて、名を福養すいへり、上京して歸りし後、彌左衞門町に二條家の金子とて、それを借すなり、されどもまめに筆とることを得て、雅言もの茶といふと親しく交りて、此事を謀りけるなり、

集覽などを著したるは、その功勞とまれかくまれ稱すべし、津村三郎兵衞と云もの、佐竹侯に用達せるが、傳馬町に居て和書をよみ、歌をも好たり、飯盛この人に學びたりと聞ゆ、

〔狂歌奇人譚　初編　上〕鬼外樓內成の傳

內成ハ、東都舟町に住して、氏は藤井、俗稱を勘次郎といふ、蜀山翁より福廼屋といふ號をおくられければ、五老先生○石川雅望また鬼外樓と號られたり、

〔狂歌詠方初心式〕流義立べき事

狂歌に限りて流義といふ事はあるまじけれど、各宗匠の好む所によりて門弟の人々自然に師の風調移る也、さかれば流義はなけれごも、風義は有といふもの也、それも一概にはいひがたけれど、所謂三十體又は六體の內にても宗匠の好む所の風は、自然と歌數も多く詠出るもの也、いづれをよしといひ、いづれをあしとせん、只稽古する人も、をのれ〳〵が好む宗匠を撰て師傳を受くべし、其風義の荒增は、

半井卜養風

布袋殿ゑんかんゑんとして御座る內にはいもひもゑんも有

生白堂行風風

一番の風の手なみに雪氷川下さして雜亂〳〵

豐藏坊信海風

何にやら似たもの人のあだ口はまことに浮世の嵯峨の松茸

由緣齋貞柳風

おもへどもいむとていはぬ媚がそなたにむきて誰をまつたけ

如雲舍紫笛風

ほうろくと同じ火宅の人心氣をいるも有ほうずるもあり

落首雜談風

木綿物著たる男はさもなくて絹きる人の慾のふかさよ

此外、口合の詞にて一首を仕立、又は物の名の詠方のやうに題の物を切入、人の名をてにをはにて用ゆる一體もあれど、好しからぬ風義なり、

私曰、いづれなりとも詠ずべきといふうちにも、同じくは姿のよきをゑらびて手本とすべし、手本といふは、小倉百首の內にて、いづれなりとも己が好む風體をよく考て、其姿に似るやうに詠むべし、其姿を詠んと思はゞ題は何にても詞は何にても、心は姿に似るべし、

〔嬉遊笑覽　三　詩歌〕おかしきは狂歌者流の花押なり、○中略又其社中を何側といふは、今の俳諧者流が、そのむれむれを何側といふに倣へる也、いとあるまじき稱呼にや、そのかみ漢江赤良などが判者たりし頃は、いまだ讀人もすくなく、好みてよむほどの者は、無下なるもなかりしやうなり、其後ます〳〵行はれて、判者と稱するだにけしからぬ者多くなり、はやるにつけてそれらも各社中ありて、田舍などより月並の會に出詠するもの、狂歌せぬはなきやうになりぬれば、其詠出ることおもひやるべし、

〔狂歌人物誌〕西來居未佛

清和源氏にして氏は毛受、名は照寛はじめ狂名を一寸法師、號を瓢箪園とよぶ、五老先生に隨て狂歌を詠す、五側の判者たり、其門に入て正斧を乞ふ人すこぶる多かり、

春鶯亭梅住

別號を歌友店といふ、本町側八ツ橋連に遊て、菊の屋に隨從す、

節會青馬

水府の士人、〇略中菅原連に入て、蘆莚の指授を受く、狂歌秀逸おほし、

菊の屋芳香

また陽亭と號す、狂歌を父の春の屋成丈に學び、本町側にありて八橋連を起立し、其魁首たり、

蘆原田鶴

鐵鉋洲の人、湊洲亭と號す、大鼓連に遊びて、狂歌を詠す、

千代有員

三州道目記に住し、通稱を中島峻洞とよび、眼醫を業とす、はじめ春鶯舍壺歡樓と號し、今淺綉莚と改む、壺側の判者たり、

高殿梅明

氏は田中、名は友直、通稱を小島屋兵助とよぶ、兩國橋西の廣衢に住す、狂歌を臥龍園に學て春友亭と號す、花園連の魁たり、

友仲義

俗稱高木才兵衞といふ、淺草莚の門に在て、千潟連の棟梁なり、壺交亭と號す、

壽万守

氏は大島、名は照房、〇略中別號を白毛舍また鐘聲館とよぶ、葛飾連の水魚の英雄に結ぶ、

翠千條

東奥仙臺の人、柳連の連長にして、千柳亭の羽翼たり、

魁梅世

石黒氏、青陽館と號す、臥龍園に隨て狂歌を詠す、金石連の長たり、

〔狂歌合〕永正五年正月二日　衆議判、後日加判者詞、

狂歌合

一番

左

今朝てらす日なたぼかうに貧乏の神代の春や立かへる賢

右

ふる年の疊たゝきてさきをむが風呂のほこりも春や立らん

右方申云、左歌今朝てらすひなたぼかう暖かにして、貧乏の神代の春立歸るらむ、こゝろ尤もよろしく聞え侍り、左方申云、右歌ふる年の疊たゝきてほこりのたつ春いひさりて聞え侍るをこのさきをむと侍るは、人の名にや、世にきこえ侍らず、仍歌合の例に任て、かた〴〵左の勝たるべきよし申也、

此十番の歌合は、初春の比、世にそむける貧客どもの、つれ〴〵のあまりに、狂歌をよみて左右にわかちつがひ、同く方の人の申詞をさゝるし、當座の褒貶、兩方の難陳、こゝおはり侍りぬ、然をなほ勝負のことばを加へ侍るべきよし衆中の嚴命に侍り、予し老て後、み山の朽木にのみうづもれはてゝ、詞花言葉の色をたび〳〵いなみ申といへども、さひて是をさゝるすべきよし責られ侍れば、とても狂歌の體にまかせて、首尾顚倒の物くるほしきあしでを書付侍るべし、抑貧乏の神代の春に立かへる心、めづらしく見え侍り、又ふる年のたゝみた

たきて、ほこりのたつ春、いひ出りて侍れども、出きをんといふ人の名世にみえ侍らぬよし左方難じ申され侍る、尤にては侍れども、狂歌なれば、かゝる人出れぬ名もかへりて其興侍らんかし、おしはかり思ふにも、所につけて風呂もりなどする人の、ふるとしの風呂をたきて後春をむかふる結構にむしろだゝみ打たゝきて、出きをむと名におふかほして侍る、立春の景氣みる心地して、興ある姿に侍り、一番の左うたまけに定侍る事も、其例なきにあらざれば、年のはじめの雅宴にことをよせて貧乏の神はかたよりても侍れかし、この御神の氏子は世に多く侍らむなれども、さのみ信仰の人は稀にや侍らん、此老法師も、富貴を求むるにはあらねども貧乏こそのむまでの事はなき身にぞ侍らん、諸道のさまたげといふ事も侍れば、かたがた件神風よりも風呂のほこりたちまさるとや申侍らん、仍以右勝に定申侍るべきなり、

〔狂歌すまひ草上〕凡てのためし

一大江戸そこらのまちに、ふぐりのつり方なるものあり、略○中ちかきわたりのすき人らをかたらひ、歌すまひをくはだてける、はじめさだめたるつらは、五十にはたらざりけるが、むれつゝ人のつどひきて、人は百あまりむそ、歌はやもゝになんあまれりける、そのつどへるたびごとに、左右のうたを櫻木にものして、見てのみやてふ人々にあたへしを、あつめてひとつの巻となしてんのほねなりしが、十たびのつどひ終るをまたで、不幸にして身まかりぬ、宿屋飯盛、なますの盛方、つむりの光等、その志をつぎて、その會を終る事とはなりぬ、つり方もしみたまあらばよもつくにのもとに、ひとりゐまざらめや、

一いまこのすまひ草は、つがひたる歌のまに〳〵かいつらねたれば、かちまけのけぢめもわかず、はた人ごとに口とくよみて、かへ歌もなき物から、心いたらずことばつたなきも侍らん、見る人そのすこしきなる瑕をもとめて、またきたまをそしることなかれ、○略中

狂歌集

一判のことばゝ、はこらのまちのはこにをさめてかくせり、もとつまちにゐ川深川のつらなど、うつしとゞむとこいふ、○略中

〔狂歌はまのきさご〕一狂歌の集を見合べきとなり、古き集は、

四方の赤良○太田覃がいふ

堀川百首狂歌集　三冊　八百首

古今夷曲集　二冊浜花行風撰

後撰夷曲集　七冊後ニ二冊直、撰者同前、

吾吟我集　二冊東都未得

〔狂歌詠方初心式〕初心に見るべき書之事

雅筵醉狂集正親町家集御自注アリ古今夷曲集行風撰　後撰夷曲集風　未得吾吟集貞柳狂歌集七部　百子撰集李郷撰集二部　木端撰集六部　紫笛撰集芙蓉花撰集二部　鈍永撰集二部　走帆乘合船曉月坊酒百首雄長老百首貞徳百首卜養集二部　俳百首、

〔奴師勞之〕萬載集德和歌後萬載集は須原屋伊八が板なり、才藏集は蔦屋重次郎が板なり萬載集よりさきに、唐衣橘洲、茗葉集を選ぶ、其後朱樂菅江が故混馬鹿集本名狂言鶯蛙集あり、是を狂歌集のはじめとして、其のちの集ども數ゝらず、

萬載集の跋は橘の八衢千蔭隱名のにて自筆也此集あまりに行はれければ、橘の八衢の跋をのぞきて市中に行ふ、我家に其跋ある本を求めおけり、

茗葉集は、内山先生の長子の隱名にして置木とあり、實は先生の文也、集の中に椿軒とあるは内山先生淳時の歌なり、

〔後撰夷曲集十夷歌式〕寛文四年○略中十一月一日に、八宮○其純法親王、後陽成皇子、御方へまうで侍りけるに、○中

略彼夷歌を事とし、正理ゑらざるものゝよめるを見て、未練の童蒙、手本とまねび侍らば、忽神明の道を失ひ侍らん事、不肖の身にさへ悲しびたへがたく侍れば、夷曲のさまわかち見侍らばやと思ひ給ふれど、代々のやむごとなき御かたゝ〳〵の尊詠に、凡俗の名書まじへ侍らんもおふけなく、又名字顯し侍らざれば、かれ規模なしとつに定めがたしとのたまひ、内○元靈にまうのぼり給ひ、やがてまかで給ひ、望の趣奏し奉りぬれば夷曲のさまあるまじきにあらず、夷歌なれば、名乘の事もおのが心にまかすべきとの詔ぞと仰下され侍り、かくかしこき御うつくしみ、やつがれがめいぼくのみにあらず、夷歌好まん者の萬代までの悦び、何事か是にゑかんや、されば明て五年の冬、古今夷曲集を撰びて、八宮御方へたてまつり侍りしを、備叡覽させ給ひ、本卽大内に納り侍りぬ、此一巻はその集の序に書し制めのあらましなり、夷歌よまんものは、今より後此旨守るべきもの歟、

〔後撰夷曲集十奥附〕總歌數千六百七十餘首　作者數三百九十一人　此外熒惑星歌有

此ちうたむほなゝそあまり、えらびて十まきとせり、名づけて後撰夷曲集といふ、梨壺のおほせごと承るとにはあらねど、狹き心より、題號を取出るにすべなく、古今夷曲につゞきぬるをさいはひと後撰の二文字、寛文十一年五月三日に借用申所明白實正也若彼五人の衆入用とならば、右後撰の二文字に、拾遺後拾遺金葉三部の利をくはへ、とみに返し侍らんとかゝまほしけれど、さえ乏しく夷歌の本さへすましかね侍る身なれば、たゞ永く借下されん赦されを可蒙也と爾言、

此書寛文年中梓行ののち、其板いかゞして絶たるにや、全本世に少し、其後寛延の比、書林田原氏百子堂潘山翁に乞て、抜書本を公布せり、ゑかるに此全集藏板の株といふ事を今秋求得て、

卽再板をうながす、原本紙數多く、却て捜索に便りよからずとて、類題本のごとく書つゞめて梓氏に命ず、さしも行風師の撰び給へるも、寫したがへ、かんなあやまりなきにあらざれば清書のついでに、これを校正するのみにて、すべて增删する事なし、但其假名づかひは世に所謂定家卿のおきてを用ひられしを、今はことごとくごとく契冲師の正し給へる古義にあらため侍りしなん、いさゝか其たがひめとやいはん、

天明甲辰十一月

芝翠館書林稻葉通龍述

〔古今夷曲集序〕爰に承應年中、生白庵行風此書を著し、櫻木にちりばめおかれぬ然るに此板久しく都のぬりごめに藏て、いつ程にか紙數葉を失しが、今年晩秋煤拂ついでに、その欠たるを補ひ再び世に行事に成ぬ是や古きもて新とするためしにもあらざらむかも、もとつふみ五のとし、村上氏の翁醉墨齋に序、

〔狂歌鳩杖集序〕先師由緣翁嘗撰其師玉雲翁所著之鳩杖集○略中今年甲戌夏丙申予喪男情之所鍾、働哭泣血殆將絕矣、聊欲遺悲而校此集、○中寶曆四年申戌秋八月望於先師像前謹撰、

秋園齋米都紀豐

〔萬代狂歌集序〕古之狂歌歟、今之狂歌歟東方之狂歌歟西方之狂歌歟南方之狂歌歟北方之狂歌歟、抑而狂歌歟滑稽以來、不墮落書者古之狂歌也、衹金玉而類本歌者今之狂歌也、六樹之園不枯不萎、五老之峰不騫不崩、萬代池龜甲戴三玉云爾、

蜀山人

〔吾吟我集序〕吾吟我集は、慶安年中江都の石田未得が著す所也、近體の狂歌諸題をそなへよくよみかなへ、ゑかも句々面白きは、此集に過るはなし、昔時京師に板行ありけるが今絕てなし、いよ〳〵久しきを經て亡失せんことを惜みて、翻刻するものならし、

寶曆七年丁丑冬日

綠竹園主人題

〔狂歌言葉海〕凡例

一雅筵醉狂集といふ書有、此書はおほけなくも從一位權大納言公通卿の御作なり、正親町殿殊に彼卿御博識のきこえましませば、故事本語古詩古歌を取てよませ給へり、かく御懇情あさからざる御事なるに、今世狂歌の好士、この書を見る人まれなり、柳翁○柳も是をみて手ならふ初ともすべきよし書置れたり、可歎事也、故に彼書に引せ給へる故事を遠しとせずして、今此書にひろひ載たり、今より彼書を據として專可詠珍らしき故事ごもあり、猶委くは本書をみて高情の詠方をさとるべし、

〔德和歌後萬載集〕さきにえらべる萬載狂歌集は古きを拾ひ新しきをくはへて、かいつけるも也、そのふみ世にひろごりてのち、月にまし日にそひて、すき人多く出きにけり、○中略かれこれを、りもとめて難波江のあしかりしふしには筆を加へ、山の井の淺き心にはひいたりをやとひ、四方山人ふたゝびこれをかいつけて、德和歌後萬載集と名づけ、予にも序せよと乞ふ、いなむも興なしと、はゝかりの咳拂ひにはゝかりを忘れて筆をふるふも、此ふみの千世かけて、住よしの松眞木にふすぼるとも、玉津嶋の波よけ杭にかゝりとゞまれとおもふこと玄かり、

あめあきらけきよつとのとしむつき　山手白人誌

〔名數狂歌集〕大江戸の狂歌は、四方、朱樂、唐衣のながれを汲ざるはなし、ひとり芍藥亭總角の頃よりみるところありて、此三の門に不入、ひとつの家をたてんとして、よみうたの風體他にかはれども、其撰はかたよらず、常にいはるゝは、おなじ道に遊ぶ者はみな兄弟也、兄弟心もかたちもたがはざるものあらんや、天の下の人をしてみづからこのむ所とおなじうせまくおもふは長根が不知ところなりとされば此名數集萬歳の柱立ふるきをらべをも、長唄の松づくし、今やうを

もとられしを見たまふべし、

〔東瓜集〕戯言歌は、ひとつ心をたねとして、よろづ異なる言の葉とぞ成にける、○略中此巻の歌は、やつがれが口べたの青柳のいとより〳〵にかきあつめ置ぬれば、みぢん積りて大和うたの鄙ぶりの反古の、松葉紙ちりのこりてありにけるを、かの歌うたふ蚯蚓を丸のみにして、我のみ物を知がほなる、蛙の歌袋の緒を常盤木の面の皮あつかも瓜のむだ花多く咲にたらば、百のうちにしらんかとて、いひたきまゝの、口を畑の畝（ウテ）づくりする表紙に、えばらく東瓜集とは題するにこそと、虚言なき本所石原の藥鑵坊主酒落齋面で爾云、

ふみ化して蟾となりぬる紙ならで今年のひつじはみこのしたり

〔狂歌題林抄〕これをしも狂歌の題林抄とよぶ事は、こまれかくまれ、より所はあるものから、林をなすにいたらざる事は、口がましく杜撰に過たるとみやびに狂言をわすれたるとを省きさりて、本意とすべきを證とすれば、いさゝか名におはぬそしりもあるべし、夫狂歌は平常に出て、吾國神佛の詠などいひ傳へ、人口にあるものおほくは狂歌にして、和歌にゆるせし體にはあらず、是ひとの邦にいはゆる下里巴人の曲にして、よく和しよくうたふが故也、さりとてきるにかたからず、あふぐに高からずとにはあらず、みなもと和歌に流れて次（ツヾ）しもにたゝず、こゝに千林のこずゑをえげからしめん事も朝もよひきそのひならず侍らんかし、

狂歌房来人がいふ

〔拾遺三栗集序〕狂歌の一體は、雪月花風雲をのぞむで其景氣をよみ、戀の歌は、男女の情をのべ一座のわらひを催すの雅興にして、由緣齋貞柳中興し、續て栗柯亭木端觀法の餘力これを翫ぶ、名聲籍甚、其ながれを汲む人、幾瀬にわかれて末をえらず、ことし栗柯亭五十回の忌辰にあたりて、

いよ〳〵道のさかむなるを仰ぎ、因に如石廿五回忌追福のため、橙果亭天地根拾遺三栗集を撰みけるこゝの志の深きを感じて、拙き筆に此集のいとくちをおるすことゝはなりぬ。

文政五壬午年九月　栗柯亭三世法孫善廓誌

〔怜野狂歌集序〕山部宿禰が、野をなつかしみとめで、山上臣が、をよびをもてとうたへる春秋はもとよりにて、すべて野のさまのあはれなる、夏も冬もさらにことにいで、いひつくすべくもあらぬものから、それがこゝろばへなるあされ歌をも、そこらうちつゞへてみんに、さりとも興の深からじやはと、あながちにおもひおこして、かくいそぢまりの野によせある題をえりいで、ひとひとの花なすことのはをひろくこひえつるになんありける、されどおのれ（○黒川春村）がつたなきえらびさまにしあなれば、いとすぐれたるにほひのおごろがしたにかくろひたるあるは花數ならぬが、われは顔にさきひろごりたるも、なぞかはなからん、そは紫のひとゝもとゆゑに、草はみながらあはれなるたぐひともみゆるし給ひねかし、はたこのおふをしも怜野狂歌集と名づけつるは、清原雄風のをぢがえらばれたる、かのうるはしきうたふみのたぐひにはあらず、たゞおもしろき野邊のうたごも、あまたつゞへたればなりけり、

淺草庵

雜載

〔こよみうた〕

ゆるぐとも（勘蓋）よもやぬけじのかなめいし（不抜）鹿島の神のあらんかぎりは（将在間）

右一首、延寶六年伊勢暦巻首所載之、大日本國圖賛歌也、

傳暦鈔狂歌

たいさい（太歳）はそのとしぢゆう（牟中）をつかさどる（改）せい星（云）といふほしのせいなり（晴）○略中

以上六十五首、諸本所載傳暦鈔狂歌也但天和四年大經師暦別有水波火乎消云々之歌一首今載于左、

水は火をけす（消）ことわり（理）のあるにより口水の日ハ天火かくる（隠）ゝ

右暦本歌括不知何人之撰也、所載於天和四年伊勢暦及京都大經師暦延寶六年伊勢暦等而各有多少焉、今校合彼此、加之以旁注云、文政十三歳次庚寅秋八月朔、松屋主人平與清識、

〔翁草五十六〕一甘露寺家の内寺田宮内は、與歌に名を得たり、或武家へ不圖訪けるに、其家の子息、繪を半ば書所也、寺田を見付て、此畫に賛をと望まるゝをゝは蔓のみ出來て、未何とも知れざれば、猶豫して有しに、頻に乞はれける故、其さま瓜の蔓と見ゆるに任せ、瓜の蔓にと五文字を申出しければ、忽其蔓を蒲萄に替て、いかに〳〵と責らるゝに、どりあへず、瓜の蔓に茄子はならぬ浮世とてぶざう見事に遊ばされたり、と申けれども、各宮内が頓材を感ず、

〔春波樓筆記〕賣茶翁の狂歌

茶錢は、黄金百錙より半錢までにはくれ次第、たゞ呑み勝手、たゞよりはまけ不申、

達摩さへおあしで渡る難波江の流を汲める老の吾身ぞ

〔牛馬問三〕いにしへの事にや、京都に浦井何某といへる町人と、又鍼醫に何とやらんいふものと、園池三位卿と、三人常々花鳥風月の友なりしが、或時浦井より醫者のもとへ鯉魚を送りけるを、此醫又園池殿へ進上せり、園池殿にも、見事なる鯉なればとて、又浦井が方へ給はりぬ、浦井は我もとより送し魚なれば、能く見覺たるや、彼鍼醫を招き、某こゝろざしてまゐらせたる鯉を、料理はなさで園池殿へは送り給ふといへば、醫も驚き、何として知れ、たるといふに、右の由を話て笑ひける、此事三位殿聞給ひ浦井に見せよとて、

はり先にかゝりし魚をその池へはなせばもとの浦井へぞ行

〔兎園小說九集〕窮鬼

天明のころ、四方山人が窮鬼の像賛に、

おのれやれ富貴になさでおくべきか貧乏神の數をそむかば、とよまれしを、ある人難じて、この歌一首自他なれば、語をなしがたし、おのれやれ云々といへる上の句は自なり、貧乏神の云々といへる下の句は他にあらずやといはれしには、山人もいひときがたくて、怠狀を出だされたり、

文學部十一

連歌上

名稱　九四四
起原　九四六
沿革　九四九
連歌體　九五七
短連歌　九五八
長連歌　九八一
隱題連歌　九九四
廻文連歌　九九五
冠字連歌　九九六
俳諧連歌　九九七
有心無心連歌　一〇〇〇
和漢連句　一〇〇一
漢和連句　一〇一〇
連歌法　一〇一七

歌與連歌之別　一〇三九
句體　一〇四〇
句法　一〇四一
發句　一〇四三
脇句　一〇五一
第三句　一〇五三

文學部十一

連歌上

連歌ハ、一首ノ歌ヲ兩人ニテ合作スルヲ云フ、此事ノ史ニ見エタルハ、古事記ニ、伊須氣余理比賣命ト大久米命トノ贈答ノ歌ヲ載セタルヲ始トス、然レドモ古來概ネ、日本武尊ノ筑波ノ詠ヲ以テ起原トセリ、故ニ後世連歌ノ學ヲ稱シテ筑波ノ道ト云フ、抑、上古ノ連歌ハ、片歌ヲ以テ問ヒ、片歌ヲ以テ答ヘシモノニテ、其問答ヲ合セテ一ノ旋頭歌タリシガ、萬葉集以後ハ、短歌ノ上句ヲ唱ヘテ下句ヲ賡ギ、或ハ下句ヲ擧テ上句ヲ加フルコトヽナレリ、其後又之ヲ接續連鎖スルコト起リ、少キモ數十句、多キハ一千句、一萬句ニシテ、衆人ニテ合作スルニ至ル、蓋シ詩ノ聯句ニ倣ヘルモノニテ、藤原爲世爲相等ハ、之ガ爲ニ法式ヲ定メタリト云フ、其後後光嚴天皇ノ應安五年ニ、二條良基ハ、救濟周阿等ト謀リテ新式ヲ作リ、後花園天皇ノ享德元年ニ、一條兼良ハ宗砌等ト共ニ之ヲ追加シ、後柏原天皇ノ文龜二年ニ、牡丹花肖柏更ニ今案ヲ加フ、是ニ於テ連歌ノ法式大成セリ、而シテ其法式ハ、百句ヲ程度トシテ定メタルモノニテ、懷紙ヲ竪ニ二折トシテ表裏ト爲シ、更ニ横ニ四折トシ、表裏ニ各十四句ヅヽヲ書シ、而シテ最初ノ表ト最終ノ裏トハ、各八句ヅヽト爲ス、句ヲ作ルニ法アリ、之ヲ連接スルニ差合去嫌等ノ式アリ、別ニ和漢連句、漢和連句ト云フアリ、短歌ノ上句又ハ下句ト、五言ノ詩句トヲ聯合セルモノニテ、和句前ニシテ漢句後ナレバ、之ヲ和漢連句ト云ヒ、漢句前ニシテ

名稱

和句後ナレバ、之ヲ漢和連句ト云フ、亦一定ノ法式アリテ、和漢連句ニハ、漢句ノミニ韻ヲ踏ミ、漢和連句ニハ、和漢共ニ韻ヲ踏メリ、

抑、連歌ハ、上世ニ在リテハ一ノ遊戯ニ過ギザリシガ、中世以後之ヲ翫ブモノ漸ク多ク、後撰拾遺等ノ勅撰歌集中ニモ、稀ニハ之ヲ載セ、金葉集ニハ、特ニ連歌ノ名稱ヲサヘ設クルニ至リ、後鳥羽天皇ノ朝ニハ、藤原定家家隆等ヲシテ、五十句百句ノ連歌ヲ上ラシメ給ヒシコトアリ、其後斯ノ道益、盛ニシテ、歌ニ亞ゲル一種ノ文藝トナリ、朝野共ニ、頻ニ連歌會ヲ催シ、賭物ヲ置キテ、句數ノ多少ヲ爭フニ至レリ、サレバ自ラ斯ノ道ニ巧ミナルモノモ輩出シ、救濟、周阿等ヲ始メトシテ、梵燈、宗砌、心敬、兼載、宗祇、肖柏、宗長、紹巴等、相踵デ起リ、何レモ斯ノ道ノ宗匠ニシテ、宗匠ノ最タルモノヲ花下（ハナノモト）ト稱ス、殊ニ里村紹巴ノ統ハ、代々德川幕府ノ連歌師タリ、朝紳ニ在リテハ、上ニ陳ベタル二條良基、一條兼良、及ビ一條冬良、三條西實隆等、皆斯ノ道ニ深ク、良基ハ菟玖波集ヲ撰ビ、冬良、實隆ハ、宗祇等ト共ニ新撰菟玖波集ヲ撰ビテ、共ニ勅撰ニ准ゼラル、其他歌人ノ撰述セル連歌集、連歌書極メテ多シ、

〔下學集（下態藝）〕連歌（レンノウ）

〔書言字考節用集（八言辭）〕連歌（レンガ）

〔倭訓栞（前編四十）〕れんが　連歌はもと三十一字の歌を二人して上句下句を贈答せし事にて、日本武尊濫觴也といへり、後世に至りて句を多くつらねてより、連歌の名おこりて、世に盛也き、西土の聯句になぞらへたる名なるべし、

〔筑波問答〕一問曰連歌は此蘆原の國ばかりもてあそぶ物にて侍るか、又人の國にも侍る事にや翁答云、いと事あたらしき御尋にも侍る哉連歌は天竺にては偈と申也、もろ〳〵の經に偈をときたるは則連歌也、唐國にてはれん句と申なり、我國にては歌をつらねたれば連歌と申

にや、むかしの人はつゞけ歌とぞ申侍し、

〔獨語〕連歌と云ふこと、中古より始まりて、末の世に盛なり、其本は三十一字の歌を二つに分けて、二人してとなふるなり、たとへば近衞院の御前にて宇治の左大臣、郭公名をも雲井にあぐるかな、とのたまひしに、賴政弓はり月の入るにまかせて、と申されしなど、是連歌なり、此のこと上代よりありしかども、連歌とは云はず、後の世に至りて、上の句下の句をいくらも連ねて、長く云ひ述ぶることになりて、連歌と云ふ名出來たり、中華に聯句と云ふことありて、五言の句を一人二句づゝ作り、人あまたにて數十百句も連ぬるなり、此の國の連歌は、彼の聯句に倣へる物とみゆ、連歌は和歌の類なる故に、歌人も是をきらはず、後に及びて連歌師と云ふ者出來て、さま〴〵の式法を立て、遂に世の翫となれり、

〔詞花和歌集（雜）〕修理大夫顯季、みまさかのかみに侍けるとき、人々いざなひて右近馬場にまかりて、郭公まち侍けるに、俊子內親王の女房、二車まうできて、連歌し歌よみなどして、明ぼのにかへり侍けるに、〇下略

〔書言字考節用集（八言辭）〕連歌（ツラネウタ）

〔倭訓栞（中編十五）〕つらねうた　連歌をいへり

〔豐鑑（二釉）〕後日、長岡兵部大輔〇細川藤孝つらね歌をなして云、すみぞめのゆふべやなごり袖の露、〇中略

昌叱、心前、その外一兩輩して百のつらね歌をなせり、

〔連歌辨義一〕問、連歌をえびす歌といふは、いかなる故にや、答先えびす歌といふは夷振（ヒナブリ）のことなり、神代卷曰、〇中略此兩首歌辭今號夷曲（ヒナブリ）此兩首〇味耜高彥根神ノ歌ヲ云フを繼てよめる歌となして、えびす歌を連歌のひとつ、名とはせり、左かあれども後の歌、はじめの歌に繼たるとも見えねば、いかに

起原

ともわきまへ難し神代口決曰夷曲不嚴辭而詠直名也とあり、このことをもておもふに、いにしへの連歌は歌のもとをいひかくれば頓末を繼て辭をかざらず、直に詠ゆゑに連歌をえびす歌ともいふなるべし○略中

片歌といふはいかなることにや○略　答○略中歌には本末あるを、片歌といふは歌のもとばかりにて、末をつがざるをいふ、連歌の一名なり、いづれのすがたにもあれ、本をいひかくれば、末をつがざるをいふべし、本末なき一句を、一條太閤（兼良公）の撰ませ給ふ筑波集にも、片句とはのせ給へり、

〔連歌辨義〕一問連歌を筑波の道といふは、いかなるゆゑにや、答○略中日本武尊の新治筑波と歌のもとを唱へ給ふに、老人のすゝを繼奉りけるより、連歌を筑波の道ともいひて、是を人の代となりて正しく連歌のはじめにはする也、

〔筑波問答〕一問云、連歌はいづれの代よりはじまるにや、つたはれるさまもこまかにうけ給るべし、答曰古今假名序に貫之のかけるあまのうきはしのえびす歌といふは、卽連歌也○略中歌を二人してゝふを連歌とは申なり、二はしらの神の發句脇句にあらずや、この句卅一字にもあらずみじかく侍るは、うたがひなき連歌と翁心えて侍るなり、古の明匠達にも尋申侍しかば、まことにいはれありとぞ仰られし、又連歌とていひをきたるはさきに申侍りつるやうに、日本紀に、景行天皇の御代、日本武尊のあづまのえびすゝめに向給て、此翁が此比すみ侍しつくばを過て、甲斐國酒折宮にとゞまり給し時、日本武尊御句に、珥比磨利菟玖波瑳須擬底異玖用加禰菟流、すべて付申人のなかりしに、火をともすいはけなきわらはの付て云、伽儀奈倍底用珥波虛々能

用比珥波菟瑳伽瑳と申侍ければ、尊ほめ給けるとなん、其後万葉集に入たる家持卿の、さほ川の水せき入てうへし田を、といふに、尼、かるわさ稻はひとりなるべし、と付侍る、かやうの事共次第におほうなり、拾遺金葉などよりは、勅撰に入侍る也

〔古事記上〕故爾反降、更往廻其天之御柱如先、於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合、生子淡道之穗之狹別島、

〔連歌辨義〕一先に唱へ給ふを御歌のもとゝし、後に唱へ給ふを御歌のすゑとして是を連歌のはじめとはする也○略中いづれのすがたにもあれ、二首の歌のもとすゑを繼てよめるは連歌也、二柱の御神の繼てとなへ給ふ御歌なれば、長歌短歌などのすがたよりも、連歌をはじめとはいふなり、一條禪閤の筑波問答にも、其こゝろをもて、短歌の體より、連歌をはじめとはかせ給へるなり、

〔古事記中神武〕爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時見其大久米命黥利目而思奇歌曰、阿米都々知杼理麻斯登々那杼佐祁流斗米爾大久米命答歌曰袁登賣爾多陀爾阿波牟登和加佐祁流斗米、

〔古事記中景行〕卽自其國越出甲斐坐酒折宮之時歌曰邇比婆理都久波袁須疑玖伊久用加泥都流爾其御火燒之老人續御歌以歌曰迦賀那倍玖邇波許々能用比邇波登袁加袁是以譽其老人卽給東國造也、

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑日本武尊發路之○略中蝦夷既平自日高見國還之西南歷常陸至甲斐國居于酒折宮時擧燭而進食是夜以歌之問侍者曰珥比麼利菟玖波瑳須擬玖異玖用加禰菟流、諸侍者不能答言時有秉燭者續王歌之末而歌曰伽儀奈倍玖用珥波虛々能用比珥波苔瑳伽瑳卽美秉燭人之聰而敦賞、

〔釋日本紀二十四和歌〕凡連歌意者如辭、是者連歌之濫觴也、

〔古事記下卷〕於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美、許曾須美加多夫祁禮、

〔萬葉集八秋相聞〕尼作頭句并大伴宿禰家持所誂尼續末句等和歌一首

佐保河之水乎寒上而殖之田乎尼作苅草飯者獨奈流倍思家持續

〔石上私淑言上〕日本紀に、時有秉燭者續王歌之末而歌曰とあれば、後世の連歌の心ばへのやうに聞ゆれども、實は續末にはあらず、三句の歌の贈答也、三句の歌は、日本紀に見えたるはこれが始なれども、古事記には、神武天皇の御歌に、

かつ〳〵もいやさきだてるえをしまかむともよみ給へり、又贈答したる事は同じ御時に、伊須氣余理比賣の御歌に、

あめつゝちどりましとゝなどさけるとめ、大久米命のかへし、

をとめにたゞにあはむとわがさけるなどさけるとめ、これらあれば、日本武尊のを始といふべからず、例の日本紀ばかりを見て、古事記にも續に始也とゝひていはゞ、古事記にも續御歌とありて、大久米命のはさいはず、たゞ答歌曰とあれば、これを始とするも、さも有ぬべき事ともいふべけれ共、歌のさま全く同じ事なれば、前をさし置て、後なるを始とはいふべからず、續とある詞になづむべきにあらず、略中後には三句の歌は絶て、もはら五句六句の歌をのみよむ世になりては、かの三句の歌はみなれぬ故に、六句の歌のかた〳〵のやうにみゆる故に、其時の心をもて、續ざはいひつたへしなるべし、ばしけやしわぎへのかたよ雲ゐたちくも、といふ歌を片歌也と有も、此意にて、後につけたる名目なるべし、さて三句の歌は、齊明天皇の御時の童謠に、うつくしきあがわかきこをおきてかゆ

沿革

かむといふまで、日本紀に見えたり、其外上古には三句の歌もおほく見えたり、それを贈答したるを連歌の始とせば、かの神武天皇の御世の贈答が始也たゞし是等はみな、旋頭歌の上下なれば、卅一字になる連歌にはあらず、万葉第八に、尼作頭句、并大伴宿禰家持所誂尼續末句中略とあるは、卅一字にて、連歌のたぐひ也、されど是は一首の歌を二人してよめる迄の事也、拾遺集に、内にさぶらふ女をちぎりて侍ける夜、おそくまうできける程に、うしみつ時と申けるをきゝて、女のいひつかはしける、

人ごゝろうしみつ今はたのまじよ、良岑宗貞、

夢にみゆやとねぞすぎにける、といひ、伊勢物語に、業平朝臣伊勢へかりの使にいきて、齋宮にあひ奉りける朝、女がたよりいだすさかづきのさらに歌を書て出したり、とりてみれば、かち人のわたれどぬれぬえにしあればと書て、末はなし、其さかづきのさらに、ついまつのすみして、歌の末を書つぐ、

またあふさかのせきはこえなむ、といへるこれらはまさしく、後の連歌のさま也、

〔新撰菟玖波集序〕それ連歌は、やまとうたの一の體として、そのかみよりつたはりて、人の世にさかりなり、その句を上下にわかちし事は、大伴の家持がかるはさいねとつらねしよりぞおこはじまり、其もじを五七にとゝのへし事は、大伴の家持がかるはさいねとつらねしよりぞおこりける、さかありしよりこのかたそのみちやゝひろまり、其ながれたゆる事なくして、花鳥の心ざしをあらはし風月のおもひをのぶることになんなりにける、かゝりければ、ならのはのなにおふ帝の万葉集をはじめとして、二度の勅撰○拾遺和歌集、金葉和歌集、にもこれをまじへのせられ、もろもろの家の先だちもこれをもてあそばずといふことなし、業平朝臣は、さかづきのさらになさけ有ことの葉をとゞめ、公任卿は、ふところがみにかうばしきふでのあとをのこせり、其をりまで

は、一首のうたを二人してよめるやうになんいひかけゝる、中比よりこのかた、もゝちの句をあみつらね、四ひらのかみにかきさゝのふる事になりにければ、○中略山にゑげきつま木は、ひろふともつきすべからず、浦におふるもくづは、かくともたゆべからず、連歌のみちもまたかくのごとくなるべし、

〔連歌辨義二〕又問、金葉集よりこのかたの勅撰に連歌のいらざる事、いといぶかし、道の衰にやあらん、ゑかはあれど、俊成卿、定家卿、爲家卿、爲氏卿、爲相卿、爲藤卿など、打つゞきて此道をもてあそび、基俊朝臣のもとにてきみとあかさんとよみ給ひ、定家卿、爲家卿、爲氏卿、爲相卿、連歌いと數多にして、ゑるし出べくもあらず、ゑかるに金葉集より後勅撰に入られざるは、いかなるゆゑにや、此ことはりあげつらふものもなく、いまだ見聞たることもなし、答、金葉集より後の勅撰に連歌のいらざることは、道の衰たるにあらず、あまりに連歌の盛なる故なるべし、其故は、今鏡に云、歌の風情いたづらにうすることなりとて、連歌をば大かたせられざりけると聞え侍しに、金葉集にぞいとしもなき多く集られたるとあり、是連歌のあまりに行れて、歌のさまたげともなりぬるゆゑに、大かたはゑられざりけるとゑられぬ、連歌はじまりてより、古事記日本紀をはじめ、萬葉、古今、後撰、拾遺、後拾遺の卷々撰まれたるまでに、いまだ連歌といふ名は見えず、只歌のもとするゑをかたみによめるをゑびすうた繼歌などゝいひたるを、金葉集よりぞ連歌とはいふめる、さて天治の比より（八雲御抄云、金葉集は天治元年依二白河法皇綸旨一、後賴朝臣撰レ之、天治二年奏レ之、）此道猶もさかりにて、俊賴朝臣、俊成卿も連歌を唱へ給ふより百韻、五十韻、賦物などの連歌もいできて、定家卿家隆卿も、百韻、五十韻の連歌はなされしものならし、わきて定家卿年老給ひし後は、專連歌をなされけるよし、彼記にも見えたり、八雲御抄に、むかしは百韻、五十韻とつゞくることはなし、今のやうにくさることは、中比よりのことなりとあり、此御抄は順德院の御作なれば、建保より承久のあひだにいできけん、今のやうにくさる事は、中ごろよりのことなりとあそばしけるにて、白河院の承保承暦の比より、いとも連歌のさかんなることゑられたり、（白河院の承保より順德院の建保まで凡百四五十年にもなるべし、それよりして、短歌と連歌と道を分てり、御抄にも、古は是をせんとすることにあらざれば、不及口傳故實、近年こそ繁多のことなれ、とあそばしけるは、短歌と連歌と分るれば、數も亦いよ〳〵繁多なるべし、其後爲相卿など法式を作給ふけるより、短歌と連歌と、猶しもわいだめいできて、連歌は連歌のうへにて、よしあしをもえらぶことにしなりぬ、金葉集より後、はや千載集の比ゑかなりにけん、まして其後の勅撰にいらぬはいともむべ也、

〔八雲御抄一正義〕連歌

昔は五十韻百韻とつゞくる事はなし、たゞ上、句にても下句にてもいひかけつれば、いまなからを付けるなり、今の樣にくさる事は、中比よりの事也、賦物などゝも、中比よりの事歟、萬葉第八、尼がゑたるを家持卿付之、さほ川の水をせきあげてうへし田を、家持曰、かるはついひはひとりなるべし、是連歌根源也、其後或先下後に付上又普通にも是をいふ、多は一句に付は秀句にてのみあるも也、或人、ひと心うしみつ今はたのまじよ、といへるを、宗貞朝臣曰、夢に見ゆやとねぞすぎにける又天曆、さよふけて今はねぶたくなりにけり、滋野内侍、（小貳命婦也云々）夢にあふべき人やまつらん、是等は上古の事也、非朝夕事、而次第に多連之、近代は如法事也、古は是をせんとすることにあらざれば、不及口傳故實、近年こそ繁多事なれ、付之有少々故實、又禁制事及末代尤可存知事也、

〔筑波問答〕連歌とていひをきたるは、○中略たゞ一句づゝ言すてたるばかりにて、五十句百句などにをよぶ事はなかりき、ゑかあるに御鳥羽院建保の比より、ゑろくろ又色々のふし物のひとり、

連歌を、定家家隆卿などにめされ侍りしより、百韻などにも侍るにや、又さま〴〵の懸物などいだされて、おびたゞしき御會ごも侍りき、よき連歌をば柿本のゑゆと名付られ、わろきをば栗のもとの衆とて、別座につきてぞゑ侍し、有心無心とて、うるはしき連歌と狂句とをまぜ〳〵にせられし事もつねに侍り、土御門院順徳院などの御製は、ことに比類なくぞ承をき侍し、其後後嵯峨院の御代に、殊更興行ありて、民部卿入道殿〇家爲氏大納言殿など、いにしへにもたちこえたるよしうけ給侍し、大かた京極中納言入道殿〇家定も、老後には日ごとに連歌をせられ侍しなり、御腹とりの尼とかや云もの上手にて、常に張行するよし彼日記にもこまかにゑるしをかれたり、誰もさだめて御覽じ侍らん、又後嵯峨の御時、福光園關白殿〇頁圓明寺攝政殿〇紙實庚申の御連歌にも、たび〳〵さぶらはせ給ひき、いづれも名譽の上手にて侍けるとかや、女房には辨内侍、少將内侍、うへ下をあらそひたる堪能にてぞありし、九條内大臣基家衣笠内府家頁知家、行家卿など、其時聞えたる人にて侍るやらん、地下にも花の本の好士おほかりしかども、うへさま道の人々の上手にて有しかば、取分てぬけ出たるも侍らず、道生寂忍、無生などゝいひしもの等毘沙門堂法勝寺の花のもとにて、よろづのものおほく〳〵あつめて、春ごとに連歌し侍し、それより後ぞ、いろ〳〵に名をえたる地下の好士もおほく成侍し、近くは爲世爲相爲藤卿などゝ思ひ〳〵の式目をつくられなどして賞翫せられし事は、無下にちかき事なれば、さだめて御覽じもをよばせ給ぬらん、又鷲の尾の花の本にても院の御車など立られたる事も侍りき、又後光明照院殿〇道平は、年ごとに御事たてられて、御發句などもありしにや關東にも、代々の管領ことにこのまれし事なれば、申にをよび侍らず、ちかくは等持院〇足利尊氏ことに御數寄にて、勅撰の執奏もありしにや、善阿といひしもの、ならびなき上手にて門弟ごも今に此道の堪能にて侍るにこそ、但連歌のやうは師説を受たれごも、すべて時にゑたがひて風のうつりかはれば、あらぬ物になりゆき、侍るも、救濟も善阿が弟子と承りつれ共、其すがたは、はたとあらぬ物にてぞ侍る、青きことはあるよりいでゝ、藍よりあをく、氷は水より出て水より寒しといふ事のあれば、末の世にもいかにか成行侍らむ、おそるべきは後世なりと申事の侍にや、をよそ連歌は、此比のすがたは本にてあるべき也、勅撰をえらばれておほくの姿を殘しをかれたれば、後の人はそを仰ぐべきにや、いにしへの連歌は、秀句對句をたゞ一兩句云つゞけたる計也、中比は又一句の成せざる句を歌のやうに云つゞけたる也、近比よりぞ、心ふかく、詞もゆふげむなる事共承りしかども、此比のやうに、心をまはし詞をみがきて、當座の興をもよほす樣なる事は、翁いまだ聞侍らざりき、適御ふる懷紙などご見をよび侍るにぞ、老の命も猶のびぬべき心地し侍る、

〔梵灯菴主返書上〕抑連歌と云事は〇中略後鳥羽上皇、定家卿、家隆卿などに仰合られて、數を百韵にさだめ、法樣などを始てゑるしをかれ、其比歌の道ゑれる人かずをゑらず、いづれの歌仙も、雲上の翫に連歌と云事をすて給はずとこそ承れ、其後爲家爲氏など、此道の勸能にて、堂上を出ざりき、爰に善阿法師と云者あり、數寄の物にて、救濟順覺などいふ門弟あまたあり、花の下紅葉の陰に宴席をのべ、人をあつむる事あり、知ざる人連歌は地下のものなりと心得侍はをかしき事なり、或は仙洞、或は竹蘭、皆月卿雲客の翫にてこそ侍るを、地下へ下れりといへるは、あしく心得たるなり、せめて救濟近來周阿等道の堪能にて、大略この風を學ぶ人多かりき、今は彼兩人もなし、誰を博士にし侍べき、おさへて諷諫するほどの達者も侍ねば、彌心のまゝに成もて行なり、

〔吾妻問答〕一問曰連歌の道中古當世とて人申侍は、いつの頃を中古とし、何の代を上古とするや、此外にかず〳〵不審の事侍るを尋ね申べし月待出る程のこと種にの給ふべくなむ、答曰連歌の事大かたは歌を二に分て、上句下句と申ばかりにて昔は必連歌とも不申哉侍けむ、只上句をいひかくれば下句をつけ、下句を申せば上句を付けるなるべし、業平、齋宮にあひ奉りし朝、かち

人のわたれどぬれぬえにしあれば、といひ出させ給けるに、又あふさかの關はこえなん、とつゐ松のすみにて盃に書けるとなむ、是を筑波集に入侍り、拾遺集にも連歌とて入侍ぬれば、上古とはさやうの時をこそ申侍べけれ、此道の再興は、故二條攝政殿（基○頁）このみすかせ給て好士をえらび給ひしに、そのころの達者、善阿、順覺、救濟、信照、周阿、良阿など侍也、當時も千句などゝいふ事侍れども式目をさだめ法度をたゞしくせられて、末代に其旨を守るは、彼御時よりの事なれば、此折節をさして上古とは可申哉、句の樣も長高有心にして、歌に其心ひとしく、殊勝の事おほく侍り、然はあれど、うたの繼句などのやうにいひかけて、一句に其理なきも侍けるにや、侍公（○濟救）うせて後周阿一人の風を殘して、天下に是をたよりとして學びけるに、救濟に心不及や有けむ、一句を嗜心ばかりにて、前に大樣なる句侍なるべし、され共周阿が句には、猶以前句にも能付侍けめ共、有心の樣などをくれけるを、其後の好士周阿にも又難及ければ、次第に心劣り來て、世上皆侍公の心に少も似たる事なし、梵灯庵主といひし人、周阿已後の上手にて、門弟おほく侍けるにや、かやうの頃を中古とは申侍ける也、當世と申侍は、宗砌法師此道の明鏡にて、上古中古をよくみあきらめて、救濟周阿が風骨をうつして、中古の風情を捨けるにや、宗砌も我身は梵灯の門弟たりしかども、松月庵と申ける名匠にちかづき奉りて源氏の物がたりをならひ、歌の道のふかき旨を學びておのづから至り深く侍にや、よりて、連歌をよく用捨して、古風の有心幽玄の姿をゑたひて、然も一句たゞしからぬ事などを除て、直旨を守り侍りし也、是を中古の人たま〳〵殘て侍るが、心をば不尋して、只いかで中古の梵灯滿廣、信永、持政重阿、相阿などいふ人にはまさるべきと申侍は、以外淺智の至す所なるべし、只此道は上中當の三の時を能分別して、心中に私なからむ事神慮佛意にも可叶にや、

〔連歌百談〕第三談

或人問ふていはく、連歌に古體今體中比の差別ありと申す、其意承度候、答ていはく和歌に古體今體中古の三體あり、そのこゝろを示すに、ろの字を二字かきたるはんじ物あり、古體の歌よみ判じていはく、これはならぶ爐といふはんじ物也と云、そのこゝろはにして、ろりやすし、中古體の歌人判じていはく、是はいはまのゆりといふはんじ物也、いの字はの字の中間のろの字ゆへ、岩間なり、二字かく時は、下の字はゆりて置ゆへにゆりなれば、岩間の百合艸と云事なりといふ、判意巧みにしてやすからず、今體の歌人判じていはく、これはゑろにはとりと云はんじ物なり、元來ろの字四字あるなり、今は二字のみあれば、白庭鳥也といふ、判じ方花麗にして容易ならざる事なり、連歌の三體も、準知するに此意なるべし、

〔さゝめごと上〕誠に歌の道は、（○中略）つらねることのはも、よろづはにかきあつめしするよゝにくちせず、そのすゑ水無瀬川（後鳥羽院）よりながれいで、數をつらぬる事とぞなり侍る、かの百とせあまりのするつかた、世にふたりみたり（善阿、順覺、救濟、信阿、）のかしこき色ごのみいでゝ、さかりにもてはやし侍るより、道のひろきことになれるとなん、又このするゑに、名だかきひじり（○二條太閤基頁）いで給ぬ、かの御代に、ひとりのかしこき色ごのみ（救濟）殘り侍りて、ひめもすに夜もすがら、御ゆかのするをあたゝめて、さま〴〵の道のひかりをさだめ給ひしかども、ひとよの御事なれば、ひかりものこりおほくやはべりけむ、

さてその二條の名だかきひじりの御世に、かのかしこき色ごのみに仰合給て、つくば集とて、いみじきさま〴〵のかたちをつくして集め給へる、此道のひかりなるべき物に侍るやらん、かのつくば集のことの葉は、古今集にずんじて、道のひかりにこよなうおぼしめしをける物なれば、此道に心ざしのともがらは、此さま〴〵のかたちに心をとゞめて、尋ねゑるべき物と見え

侍り、しかはあれど、中つころよりは、名をだにしらずなり侍とかや、さればしるべなき道になりて、たがひに心のまゝのことにのみ成ゆき侍となん、○中略かのかしこきころのふたり三たりがこと葉の色と、中つころの心の花をとぶらひ侍るに、太山のからす、川邊の鷺のごとくに見え侍るとなん、さもかはりゆき侍るやらん、

先達かたり侍る、誠にいかなるひがめにも、はるかにこそかはり侍れ、昔の人の句をみるに、前句に心をくだきて、五音相通五音連聲までこゝろを通じ侍り、中つころよりはひとへに前句の心をば忘れて、たゞわがことの葉にのみ花もみぢをこきませ、つたなき所にも月花雪をならべをけり、前句にこゝろのかよはざれば、ただむなしき人の、いつくしくさうぞきてならびゐたるがごとくなり、前句のとりよりにこそ、いかばかりにあさはかなることの葉も、らうたき物にはなり侍るとなり、むかしの人の句は、前句の詞姿をばかたはらになして、心をふかくつけ侍り、前句の取捨どもかしこくみえ侍り、近き代には、たゞこと葉どもをとり分てつけ、ひとへに前句のこころをばわすれはべるとなり、

〔老のくりこと〕歌の道すたれしよりは、世人みな連歌に心をうつし、一天にみてり、これ二條太閤○良基此道の聖におはして、彼御頃より盛にもてあそび侍り、その頃すぐれたる好士、救濟、順覺、信昭、良阿などゝて、かたをならべてきこえ侍り、彼等が中には、周阿法師は、などや攝家も救濟もよろしからぬよし侍しとや、げにもいさゝかあらゝかに、ほしきまゝのかたのみにて、面影しなあはれをくれて見え侍る哉、しかはあれど、救濟法師老耄の末つかたには、まなびやすきによりて、皆彼が風體になれるにや、さればえんなる道はうせて、偏にあら〳〵しく卒爾のかたになり行侍ると也、誠に般の紂夏の桀の、堯舜にもまされるといへることはり、しられ侍り、其末つかた、梵灯庵主よろしき好士にて、世にもてはやし侍しに、四十のころより陸沈の身になりて、ひとへに

連歌體

此道をすてゝ、筑紫のはて吾妻のおくに跡をかくし侍る事、廿とせにも及侍るにや、其後六十あまりにて都にかへり侍ては、ことばの花色香しぼみ、心の泉ながれ渇にや、風體たづ〳〵しく、前句どもひたすら忘れ給へるとなり、年久廢て跡なく、くだり給へるもことはりならずや、其頃より以來五六十年の程は、ひとへに前句の心のあつかひ、幽玄くらゐのさたうせ侍るにや、たまたま付侍るとみゆるも、前の半をつけ、又一句を三四などに取分て、こと葉計をつけ、玉しゐのてにをは、心をばつかねては付ずと也、此道は前句のとりよりにて、いかなる定句も玄妙の物になり、いかばかりの秀逸も、無下のことになるといへり、前句と我句との間に、句の寄持、作者の粉骨はあらはれ侍べしと也、大方一句の上に、ことはりほがらかにあらはれ侍るは優艶感情あさく哉、いかにも前句のあつかひ、心ことばのりんゑの覺悟、大切の道なる歟、されば救濟順覺の比の句は、前句を聞て後奇特はあらはれ侍り、近比歌の心をもうかゞひ、さかしき好士ひとりふたり出來しより、又前句の沙汰よにしれることに成侍り、

上古中比の好士、いづれも歌の道にくらく見え侍るにや、句共の心にまどひ、結構をさきとす、されば姿ひとへに歌の外のさまになり行侍り、連歌と歌各別の道にとりをける好士、世にみちて見え侍り、うたて拙きことの最一なる歟、うるはしくえんにまなべる好士の心には、露ばかりもかはるべからず、いかさまにも歌をならべて詠じ修行なくば、いかばかりの螢雪をつみても、たけくらゐことはりはなれたるさかひのとりがたく哉、又歌をまことにえたる人の、連歌のあしき事あるべからず、おなじみちに侍ればなり、此道まげて救濟一人が跡をしたふべくや、それさへ用捨の所さま〴〵にあるべきか、いたらぬかたへの好士共の風體とうらやむべき道にはあらずや、

〔連歌百談〕第八十六談

短連歌

一折、二折、四十四、百韻、千句、萬句連歌の事、一折連歌四十四連歌は、新撰菟玖波發句帳にみえたり、二折連歌は、菟玖波集初學抄に見えたり、發句帳には千句萬句の連歌おほし、新古兩菟玖波には百韻連歌おほし、案ずるにむかしは千句萬句の連歌盛りにをこなはれ、近年は百韻連歌おほふして、千句萬句の連歌すくなし、予も千句連歌の席へは度々交りしかども、萬句連歌の會へはいまだ出席仕らず候、嗚呼惜哉、

〔ひとりごと〕連歌は、萬葉よりはじめて、此集にさほ川の句など入侍し已後、代々集にいれり、近くは後鳥羽院の御頃より盛にもて出て、百韻五十韻などになれり、千句は、爲家卿嵯峨にてひとり申給へるより、世に其後みち侍り、

〔幽遠隨筆　上〕連歌を五十句百句とつらぬる事は後鳥羽院の御代、建保の頃より始りけるとぞ、いにしへの連歌は、おりにふれて五七五の句などいひ出れば、上の句をつらね、おほく秀句對句をえて興じける事にこそ何事もいにしへの事は、ゑゐてもとめずして興ある事多きにや、

〔大和物語　下〕ふかくさのみかど〇仁と申けるご時、良少將〇良岑宗貞といふ人、いみじきときにて有けり、いといろごのみになんありける、ゑのびて時々あひける女、おなじ内に有けり、こよひかならずあはんと契りたるよありけり、女いたうけさうして待に、をともせず、めをさまして、夜やふけぬらんと思ふほどに、とき申すをとの〻ゑければきくにうしみつと申けるをきゝて、男のもとにふといひやりける、

人ごゝろうしみついまはたのまじよとよといひやりたりけるに、おどろきて、

夢に見ゆやとねぞすぎにける、とぞつけてやりける、ゑばしとおもひてうちやすみけるほどに、ねすぎにたるになん有ける、〇又見拾遺和歌集

〔伊勢物語　下〕昔男ありけり、その男伊勢の國にかりのつかひにいきけるを、〇中略國のかみの、いつきの宮のかみかけたりければ、かりの使ありときゝて、夜ひとよさけのみしければ、もはらあひごともせで、あけばをはりの國へたちぬべければ、男もをんなもなみだをながせども、あふよしもなし、夜やう〳〵あけなんとするほどに、女のかたよりいだすさかづきのうらに、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、とかきてするゑはなし、そのさかづきのうらについまつのすみしてかきつく、

またあふさかのせきはこえなん、あくれをはりへこえにけり、

〔大和物語　上〕この檜垣のこ、歌なんよむといひて、すき物ごもあつまりて、讀がたかるべき末をつけさせんとて、かくいひけり、

わたつみのなかにぞたてるさを鹿は、とて末をつけさするに、

秋の山べやそこにみゆらん、とぞつけたりける、

〔拾遺和歌集　十八雜賀〕よひにひさしうおほとのごもらで、おほせられける、　天曆御製

さよふけていまはねぶたくなりにけり

御前にさふらひてそうしける　ゑげのゝないし少貳命婦

夢にあふべき人やまつらん

〔蜻蛉日記　上ノ下〕此頃は四月祭見に出でたれば、かの所にも出でたりけり、さなめりと見て、むかひにたちぬ、待ほどのさうぐ〳〵しければ、橘のあふひとかきけどもよそにたち花の、といひやる、やゝひさしうありて、

君がつらさをけふこそは見れ、とぞある、にくかるべき物にては年經ぬるを、なめげにとのみいひたらむといふ人もあり、かへりてさ有しなどかたれば、くひつぶしつべき心ちこそすれど

やいはざりしとて、いとおかしと思ひけり、

〔和泉式部日記〕いとかなしうて、物もきこえでつく〳〵となげくけしきを御覽(敦道親王)じて、

なほざりのあらましごとに夜もすがら、との給はせたれば、

おつるなみだは雨とこそふれ、御氣色の例よりもうかびたる事どもをの給はせて、明ぬればおはしましぬ、

〔後撰和歌集秋〕秋の頃ほひ、ある所に、女ども(○あまた)のあまたすのうちに侍けるに、男の歌のもとをいひいれて侍ければ、末はうちより、

よみ人志らず

志ら露のおくにあまたのころすれば花のいろ〳〵ありと志らなむ

〔拾遺和歌集十八雜賀〕中將に侍ける時、右大辨源致方朝臣のもとへ、やへ紅梅を折てつかはすとて、

右大將實資

流俗のいろにはあらず梅のはな

致方の朝臣

珍重すべき物とこそ見れ

〔袋草紙一〕一連歌骨法

奈良華林院歌合判詞云、大津ノ濱無下ニ俗流也、近俗云心歟、

うれしさは大津のはまにたつなみのかずも志られぬ君が御代かな

源時綱

詩云、菊開似遇仙、

露蘭塵隔到眞境　風菊叢暫(○暫恐誤懸)流俗名、流俗者人間ヲ謂云々、然者人間ノ色ニハ非ト、連歌ニハシタルカ、或人云、連歌元意趣ヲ末ニ答也、

〔拾遺和歌集十八雜賀〕つくしへまかりける時に、かまど山のもとにやどりて侍けるに、みちづらに侍ける木に、ふるくかきつけて侍ける、

春はもえ秋はこがるゝかまどやま

元輔

雲も霧もけふりとぞ見る

〔枕草子九〕人のいへにつき〴〵しき物(○略中)

ほそどのにびんなき人なん曉に笠さゝせて出けるといひ出たるを、よくきけばわがうへなりけり、地下などいひてもめやすく、人にゆるされぬばかりの人にもあらざめるを、あやしの事やと思ふほどに、うへより御文もてきて、返事只今とおほせられたり、何事にかと思ひて見れば、大がさのかたをかきて、人はみえず、只手のかぎり笠をとらへさせて下に、

みかさ山やまのはあけしあしたより、どかゝせ給へり、なほはかなき事にてもめでたくのみおぼえさせ給ふに、ばづかしく心づきなき事は、いかで御らんせられじとおもふに、さるそらごとなどの出くるこそくるしけれとをかしうて、こと紙に雨をいみじうふらせて志もに、

雨ならぬ名のふりにけるかなさてやぬれぎぬには侍らんとけいしたれば、右近内侍などにかたらせ給ひて、わらはせたまひけり、

〔榮花物語三十四晩待星〕一品宮(○章子)の御方に、つねいへの辨、つねのぶの少納言、すけなりの少將などまゐりて、びはひきあそぶ、辨、

秋の夜のなかばの月をこよひしも、といへば、出羽辨、

ひとときめづることぞうれしき

〔俊賴口傳〕道信中將、山吹の花をもて上の御つぼねといふ所をすぎければ、女房たち居こぼれて、さるめでたきものもて、たゞにすぐるやうやあるといひかけゝれば、もとよりやまうけたりけ

ん、

くちなしにちしほやちしほそめてけり、といひてさしいれたりければ、わかき人々得さらざりければ、伊勢大輔がさぶらひけるに、あれとれと、宮〇彰子のおほせられければ、ひとまの程をいざる程におもひよりて、

こはえもいはぬ花のいろかなとぞつけたりけるこれを聞しめして、大輔なかりせば、耻がましかりけることかなとぞおほせられける、

〔平家物語六〕ぎをん女御の事

去ぬる永久のころほひ、ぎをんによごとて、さいわい人おはしましき、件の女ばうのすまゐ所は東山のふもと、ぎをんのほとりにてぞ有ける、白河院常はかしこへ御幸なる、〇略中此女御はらみたまへり、うめらん子女子ならば、ちんが子にせん、なんしならばたゞもりとりて、ゆみや取にし立よとぞ仰ける、すなはち男をうめり、事にふれてはひろうせざりけれ共、内々はもてなしけり、此事いかにもしてそうせばやとおもはれけれ共、さかるべきびんぎもなかりけるが、ある時白河院くまのへ御かうなる、紀伊國いとがさかといふ所に御こしかきすへさせ、さばらく御きうそくありけり、其時たゞもりやぶにいくらもありけるぬかごを、袖にもり入御前へ参りかしこまつて、

いもが子ははふほどにこそなりにけれ、と申されたりければ、院やがて御心えありて、

たゞもりとりてやしなひにせよ、とぞ付させましく、けるさてこそ我子とはもてなされけれ、

〔續世繼二玉章〕堀河のみかど〇略中いづれのころにかありけん、南殿か仁壽殿かにて、御らんじつかはしけるに、たれにかありけん、殿上人のまいりて殿上にのぼりてゐたりければ、

雲のうへに雲のうへ人のぼりゐぬ、とおほせられけるに俊頼のきみ、

玄もざふらひにさふらひもせで、とつけられたりけるを、ことばとゞこほりたりときこゆれど、心ばせもあることゝきこゆめり、歌のふせい、いたづらにうする事なりとて連歌をばおほかたせられざりけりときこえ侍しに、金葉集にぞいとしもなきおほくあつめられたるいたづらにいできたるをおしまれ侍るなるべし、基俊のきみは連歌はつきくさのうつしのもとのくつはむしなどしたるをいふ也、又からかどやこのみかどゝもたゝくかななど侍けり、木工頭俊頼も高陽院〇藤原泰子の大殿〇忠實のひめ君と聞え給ひし時、つくりたてまつり給へりとかきこゆる、わかのよむべきやうなど侍るふみには、道信の中將の連歌伊勢大輔が、こはえもいはぬ花の色かなとつけたる事などいとゝいふなることにこそ侍なれば、連歌をもうけぬことに、ひとへにし給ともきこえず、おほかたは、みる事きくことにつけて、かねてぞよみまうけられける、當座によむことはすくなく擬作とかきてぞ侍つる、さて侍けるにや、家集〇散木集にきくときゝ給へりけるとおぼゆることを、よみあつめられ侍るめり、これは連歌のついでに、うけたまはりしことを申侍になむ、

〔續世繼六竹のもと〕春宮大夫公實〇略中わかくおはしけるほどにや、右近のむまばに、郭公たづねに夜をこめておはしたりければ、女房ぐるまのざうしき一人ぐしたるさきにたてりけるに、ほとゝぎすはなかでやう〳〵あけゆくほどに、くひなのたゝきければ、女のくるまより、

いかにせんまたぬくひなはたゝくなり、といひをくり侍りければ、

やまほとゝぎすかゝらましかば、とつけてかへしたまひにけり、女はたれにかありけん、ゆりはなにやとぞうけたまはりし、いかにもやさしく侍りけることかな、

〔今物語〕待賢門院の堀川、上西門院の兵衞おとゞひなりけり、夜深くなるまでさうしをみけるに、

燈火の盡たりけるに、あぶらわたをさしたりければ、よにかうばしく匂ひけるを、堀川、

燈火はたきものにこそ似たりけれ、といひたりければ、兵衞とりもあへず、

ちやうじがしらの香や匂ふらん、とつけたりける、いとおもしろかりけり、

〔今物語〕小大進と聞えし歌よみ、〇中略八幡の別當光淸に相ぐして、たのしく成にけり、子など出きて後、もろともに居たりける所近き所に、芋の蔓のはひかゝりて、ぬかごなどのなりたりけるを見て、光淸、

はふ程にいもがぬかごはなりにけり、といひたりければ、程なく小大進、

今はもりもやとるべかるらん、とつけたりける、おもしろかりけり、

〔古今著聞集五和歌〕基俊城外しけること有けり、道に堂あるにむくの木有、その木に六歳ばかり成小童のぼりてむくを取てくひけるに、こゝをば何といふぞと尋ければ、やしろ堂と申とこたへけるを聞て、基俊なにとなくくちずさみに童にむかひて、

この堂は神か佛かおぼつかな、といひたりければ、此わらはうち聞て、とりもあへず、

ほうしみこにぞとふべかりける、といひけり、基俊あさましくふしぎに覺て、この童はたゞものにはあらずとぞいひける、

〔古今著聞集十八飲食〕左京大夫顯輔卿のもとへ、或人ことをしておくりたりけるに、さくら花かざしなどしたりけるを、僧どもおほらかにくらひけるを、三品の連歌になんゝ侍りける、

春のはなえたしてみせよかし

證尊法印つける

さくらはむにはなにかたうべき

同卿のもとに盃酌有けるに、たゝみめにこものこをさかなにゝたりけるを見て、あるじ、

たゝみめにゝくさかなこそなかりけれ、前に有けるあをざふらひつけ侍ける、

こものこのみやさしまさるらん

式部大夫敦光朝臣のもとへ、ならなりける僧の、あすかみそといふ物をもてきたりけるに、いつのぼりたるぞととひければ、僧かくなん、

きのふいでゝけふもてまゐるあすかみそ

敦光朝臣

みかのはらをやすぎてきつらん

〔今物語〕後白川院の御時、〇中略此左馬權頭、加茂の臨時祭の舞人なりけるに、曉づかひ也ける人をうちぐして歸り、たちに參りけるが、雪いたく降て袖にたまりたりけるをみて、

あをずりの竹にも雪はつもりけり、といひたりけるに、使なりける人はつけざりければ、秦兼任人長にてうちぐしてけるが、馬を打よせ〳〵けしきばみければ、兼任がつけたると覺ゆるぞといはれて、下﨟はいかでかとはゝしくいひけるを、猶せめとはれて、

色はかざしの花にまがひて、と付たりける、誠に兼久兼方などが子孫と覺えて、いとやさしかりけり、

〔古今著聞集五和歌〕應保二年正月の比、殿下〇藤原忠通女御殿〇育子の御方の女房をともなはせ給て、禁中を見めぐらせ給ひけるに、雪月いとおもしろかりける、内の女房の中より藏人の兵衞尉通定をして、女御殿の女房の中へ申おくりける、

月はれて雪ふる雲のうへはいかに、通定、左衞門陣のかたへたづねまゐりて、このよしを申ければ、はやく返事を申さるべきよしを殿下仰られければ、

たちかへるべき心地こそせね